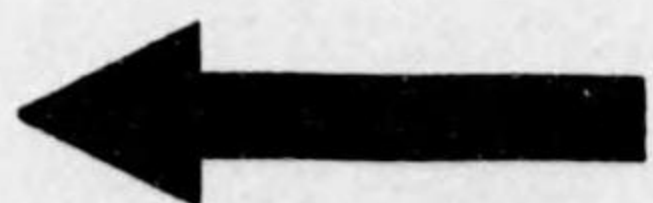
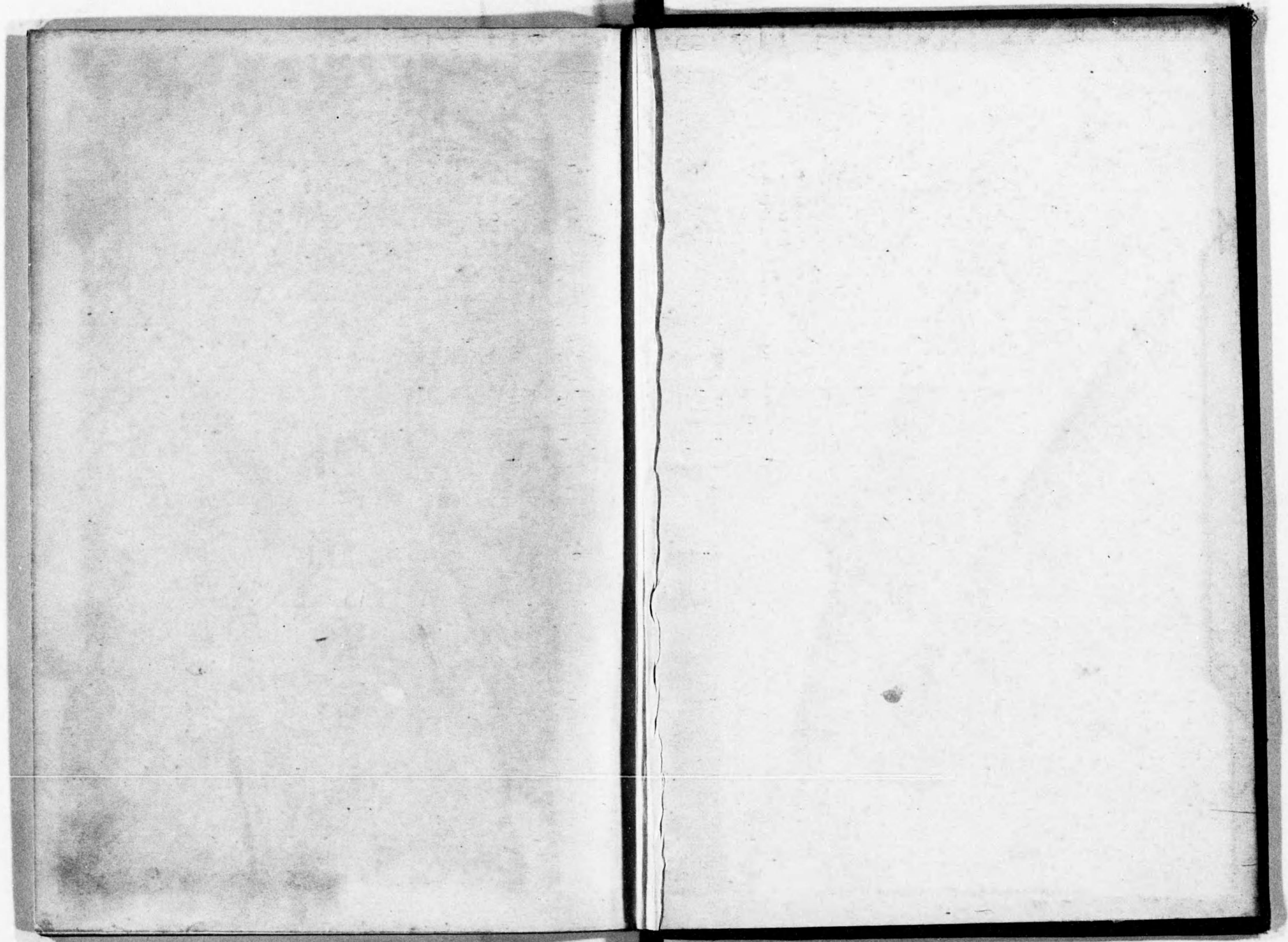


362
a
15



始





系大學科會社

(1)

古代社會 (上)

リュキウス・モルガン著
高畠素之
村尾昇一 翻譯

株式會社
而立
社發行



原著者序文

人類は極めて舊き昔から地球上に棲息してゐたものである事は既に確定された事實となつてゐる。しかも、之れが證憑は纔かに過去三十年間といふ輓近の發見に關はるものであつて、かく重大なる事實を確認すべき地位に置かれたものが現代人を以つて最初とすると云ふことは、寔に奇異な現象であるやうに見える。

氷河時代に人類がヨーロッパに棲息してゐたこと、否此時代の開始以前すでに人類が存在してゐたことは、今や分明の事實となつてゐるが、それよりも更らに溯つた地質學期中に人類が既に發生したものであることは大凡そ推定される所である。人類は自己と期を同じうして存在した各種動物の死滅後にも存續し、又その各分族を通じて、經路の上にも、進歩の上にも共に顯著なる發達の過程を通じて來たものである。

人類の通過し來つた經歷の期間は、恐らく地質學上の各期と相關聯せるものなるべきが故に、時間的の制限されたる尺度を以つてこれを秤量することは出來ない。北半球に於ける氷河時代の終末期より現在に至る間、恐らく十萬乃至二十萬を經過したであらうとすることは、決して誇張ではない。

事實に於いて幾許の期間に亘つたか分らない各期の秤量に如何なる疑問が伴はれるとしても、人類の存在は秤り得べからざる過去に溯り、太古茫遙の裡にその姿を没してゐることは事實である。

この種の知識は野蠻人と未開人、未開人と文明人との關係に就いて從來行はれ來つた見解を本質的に變改するものである。我々は今や、人類の凡ゆる種類を通じて、文明時代以前に未開時代が存した如く未開時代以前には野蠻時代が存したことを確信的證憑を以つて主張し得るのである。かくて人類の歴史はその源泉に於いても、經驗に於いても、進歩に於いても、悉く一なることを知るのである。

人類は如何にして此等の時代から時代へと推移したものであるか、又は如何にして野蠻人が殆んど認め難いほどの遅々たる足どり未開時代の高位期に迄達したか、更らに未開人は如何にして同様の漸昇的進歩を経て遂に文明の域に達したか、而して他の部族及び國民は何故進歩の競争に敗殘者となり、或者は文明の域に達してゐるのに他の者は未開状態なり、野蠻状態なりに留ることゝなつたのであるか。我々は出來得るならば此等の理由を知りたいのであるが、かゝる願望は寔に自然的にして且つ正當なものであり、終極に於いて此等の諸問題が説明せられ得るであらうと信ずることは決して過大な期待ではないのである。

發明及發見は人類進歩の途上に系列的關係を爲して立ち、進歩の逐次的なる各段階の記録たるので

ある。而して社會上及政治上の諸制度は人類の恒常的欲望と關連せるものであつて、僅少なる極めて原始的の思想胚種から發展し來つた。これまた人類進歩の記録となるのである。此等の制度や發明や發見は、依然上記の如き經驗の例解たるべき主要の事實を體現し保存せるものであつて、これを綜合比較するとき、人類起原の一致や、進歩の同一なる段階の下にある人類欲望の類似や、類似の社會状態に於ける心惟作用の均等などを示す傾きがある。

野蠻時代の末期より未開時代の全部を通じて、人類一般は氏族、胞族及び部族として組織された。これらの諸制度は、各大陸に於ける古代社會の全部に亘つて行はれたもので、古代社會を組織し結合せしむる所の要具となつたのである。かゝる諸制度の構成、並びに此等の制度が有機的系列の成分として有する關係、及び氏族、胞族、部族の各成員に依つて保有された權利、特權、義務等は、人類心惟に於ける政治觀念の生成を例解するものである。人類の主要諸制度は野蠻時代に生じて、未開時代に發達し、文明時代のもとに成熟しつゝある。

同様に、家族も亦逐次的諸形態を通過して、今日尙存續する血縁並に類縁の大組織を生ぜしめた。これらの諸制度は其各が形成された時期に於ける家族の内部に存在した關係の記録たるものであつて家族が血縁的形態から中間形態を経て、遂に一夫一婦制にまで進み行く間に於ける人類經驗の有益な

る記録を包含するものである。

財産に關する觀念も亦是に類する生長と發達とを通過した。蓄積せられたる生活資料の代表としての財産所有に對する熱望は、野蠻時代に於ける皆無より出發して、今や文明種族の心惟を支配するに至つたのである。

以上に叙べた四種の事實は、野蠻より文明に至る人類進歩の道程に従つて平行線狀に進展せるものであつて、本書に論究せんとする主なる主題を構成するものである。

我々がアメリカ人として特殊の興味と責務とを有する一の研究部門がある。アメリカ大陸が物質的の富に豊かであることは周知の事實であるが、更らに野蠻時代の例解たるべき人類學上、言語學上、考古學上の、資料に於いてもアメリカは諸大陸に優つて豊富なるものを有してゐる。元來人類はその起原に於いて一であつた故、その經歷も又本質的に一であり、各大陸上に相異つた經路を取りつゝも尙統一を維持し、凡ゆる部族及び國民を通じて極めて類似したものを保持し、以つて今日の進歩したる境域に達したのである。かくて、アメリカ・インディアン諸部族の歴史及經驗は、それに相應した状態のもとに我等の遠祖達が經驗した所を何等かの程度に於いて代表するといふことになる。彼等の制度、技術、發明及び實際上の經驗は人類記録の一部を成すものであつて、インディアン種族の限界

を遙かに超越した特殊の高價値を有するものである。

アメリカ・インディアンは始めて發見された當時、明確に區分された人種上の三時期を代表してゐた。而もそれは、當時地球上の他の何處に代表せられたものよりも完全のものであつた。彼等に依つて提供される人種學、言語學、及び考古學上の資料は比類なく豊富なるものであるが、これら諸科學は今世紀に至るまで殆んど存在せず、又現時に於いても極めて微弱なる進歩を遂げたに過ぎないものであるから、結局取扱ふ人よりも取扱はれる材料の方が重きに過ぐる傾きがある。尙又、地下に埋没されてゐる化石の遺物は將來の研究者の爲めに保存されるのであるが、是れに反してインディアンの技術、言語及び諸制度は斯く保存される譯には行かない。これらのものは日を遂ふて堙滅しつゝあり且つ三世紀に亘つて堙滅し來つたものである。インディアン諸部族の人種的生命は、アメリカ文明の影響のもとに衰頹しつゝあり、その技術と言語とは消滅に類し、その諸制度も亦解體しつゝある。現在に於いては極めて容易に蒐集せられ得べき諸事實も、數年後には發見され得なくなるであらう。要するにアメリカ人は今や此大なる研究部面に立つて、その豊富なる收穫を蒐むべき事態のもとに置かれてゐるのである。

一八七七年三月

ニューヨーク州、ロチェスターにて

著 者 識

凡 例

▽本書は紐育の Henry Holt and Company 發行にかゝる Lewis H. Morgan 著 “Ancient Society” を譯出したものである。

▽本書は其サブ・タイトル(副題) “Researches in the lines of human progress from Savagery through Barbarism to Civilisation” の示す如く、『野蠻より未開を経て文明に至る人類進歩の趨向を研究』したものである。

▽翻譯は首め高島素之の専任であつたが、震災の際印刷中の譯稿全部滅失したるため、新たに執筆したるも、雜務百出して目的を果さず、百八頁(譯本)以下卷末に至る迄は村尾代つて分擔することとなり、高島は大體に亘つて之れが校閲加筆の勞を執つた。

▽原著の每章冒頭には各章内容の小目次が附せられてゐるが、譯書に於いては便宜上これを小見出として本文中に挿入した。

▽原始社會の研究書として既にクラシックの範に入れる本書を茲に邦譯し得たることは、學界と共に譯者の窃かに欣幸とする所である。

大正十三年五月二十六日

翻譯者

古代社會 (上) 目次

原著者序文

凡例

第一篇 發明及發見を通しての理知の發達 三

第一章 種族上の諸時代 三

階梯のドン底からの人類の進歩——發明、發見、制度——支配の企圖——社會發達の順序——人類の經驗は劃一的——種族上の諸時代——野蠻時代、未開時代、文明時代——時代を示す標準としての製陶術——時代分けをする第二の理由——人類發達の階梯を示す適例

第二章 生存上の諸技術 三一

目次

人類の地球征服——人類食物の五種類——家族の諸形態

第三章 人類の進歩率……………四八

人類進歩の諸徑路への溯行——近世文明の主要なる貢献——古代文明の主要なる貢献——晚期未開時代の主要なる貢献——中期未開時代の主要なる貢献

——初期未開時代の主要なる貢献——野蠻時代の主要なる貢献——原始人類の僅少なる貢献——幾何級數的なる人類の進歩——種族上諸時代の相對的期間——アリアン、セミチツク兩種族の出現

第二篇 政府觀念の發達……………七三

第一章 性を基礎とする社會の組織……………七三

オーストロリアの諸階級——性を基礎とする組織——性的組織の太初的性質——オーストロリアの諸氏族——八ツの階級——婚姻に關する規則——女性

本位の家系——巨大なる婚姻制度——各氏族内に於ける男女の二階級——階級上に與へられた革新——氏族は基本的制度

第二章 イロコイ氏族……………九八

氏族の組織——氏族制度の遍在——氏族の定義——古代の常則たる女性本位の家系——氏族成員の權利、特權及び義務——世襲會長及び會長を選擧する權利——世襲會長及び會長を罷免せしめる權利——同一氏族内に於て婚姻せざる義務——死者の遺産を相續する相互的權利——援助、防衛、及び傷害救治の相互的義務——族員に名稱を與へる權利——氏族内に他の氏族の者を養子として受入れる權利——氏族の宗教的祭儀、審問——共同埋葬場——氏族會議——動物に因んで命名された氏族——氏族内の人員の數

第三章 イロコイ胞族……………一四四

胞族の定義——高位の組織に再結合された近親氏族——イロコイ部族内の胞

族——胞族の組成——胞族の効用及び機能——社會的及び宗教的の効用及び
 職能——胞族の効用及び機能の實例——チヨクタ部族中の胞族——チカサ種
 族の胞族——モヘガン部族の胞族——スリンキート部族の胞族

第四章 イロコイ部族

組織としての部族——同一の方言を使用する部族に依る構成——地域の分離
 より生じたる言語の分岐——部族の自然的發生——部族の自然的發生の實例
 ——部族間の争闘——部族の特質——領土及び部族名の所有——一方の專
 有——氏族の選舉した世襲會長並びに普通會長に職能を附與する權利——此
 等の世襲會長及び普通會長を罷免する權利——宗教上の信仰及び禮拜の所有
 ——會長會議に依る最高政府——或る場合には首腦會長を置くこと——氏族
 政府の連續的三形態

第五章 イロコイ聯合

自然的に發生せる聯合制——共通部族並びに共通言語の基礎——ニユー・ヨ

ーク州に於けるイロコイ部族の植民地——聯合の形成——聯合の構成及び原
 則——世襲會長五十名の創設——各部族に割當てられた世襲會長の數——以
 上の世襲會長を以て成る聯合會議——行政會議——行政會議の事務處理方法
 ——滿場一致の必要——哀悼會議——新世襲會長起用の方法——主腦行政官
 の胚種——軍務總指揮官——イロコイ部族の智能

第六章 ガノワニア種族に屬する他の部族中の氏族

アメリカ土蕃の分類——インディアン諸部族の氏族制、彼等の家系及び相續
 に關する規定——エホデノサウニア諸部族——ダコタ諸部族——上ミゾリ
 諸部族——メキシコ灣部族——ポーニー部族——アルゴンキン部族——ミシ
 シッピ部族——ロッキーマン部族——大西洋部族——アサバスコ・アバー
 シユ部族——西北海岸のインディアン部族——サリシユ・サバブテイン、ク
 トネー部族——シヨシヨニー部族——村落インディアン——南アメリカ
 インディアン部族——氏族組織は恐らくガノワニア種族全體に普遍的

第七章 アズテック聯合……………三二一

アズテック社會に關する謬見——アズテック部族の進歩程度——ナフアトラク部族——メキシコに於ける彼等の移住——一三二五年に建設のメキシコ部落——一四二六年アズテック聯合の建設——領土占領の範圍——人口の概算——氏族及び胞族の存在——會長參議會の存在及び職分——會長參議會の職分に關する推測——首腦軍務會長の在職期間及び職分——選舉によれる就任——モンテズマの罷免——軍務會長の職分推測——アズテックの諸施設は本來民主的——政府は一の武斷的民主的

第八章 ギリシアに於ける氏族制……………三六五

初期ギリシア諸部族の状態——氏族の組織——政治的體制の必要——解決すべき問題——國家の成立——グロートのギリシア氏族觀——イロコイ族に類似せる氏族制——氏族員の親族關係——社會的及び宗教的勢力の中心として

の氏族

第九章 ギリシヤに於ける胞族、部族及び國民……………四〇〇

胞族の特徴——組織の目的は主として宗教的——部族の組成——部族會長——國民の組成——軍務會長の職分——軍事的及び祭司的職分——英雄時代に於ける政治は武斷的デモクラシー——アリストートルの定義——後代アテネに於けるデモクラシー——氏族制よりの遺承

第十章 ギリシアに於ける政治的社會……………四三五

政治的基礎としての氏族の有する缺陷——テソウスの法制——階級變改の企圖——執政官制——ソロンの立法——氏族より階級への政權轉移——クライセネスの立法——政治的社會の成立——アチカの町制——町制の組成及び權力——地方部族及び區域——アチカ聯邦——アテネの民主政治

古代社會
上卷

第一篇 發明及發見を通しての理知の發達

第一章 種族上の諸時代

(一) 階梯のドン底からの人類進歩

人類種族の初期の状態に關する最近の探究は、人類なるものが先づ階梯のドン底から其生活を開始し、徐ろに實驗上の知識を集積することによつて、野蠻状態より漸次文明の域に向上したものであるとの結論に到達する傾向がある。

人類種族の一部分は野蠻状態のもとに存在し、他の一部分は未開状態のもとに、更に他の一部分は文明状態のもとに存在したものであることは否定すべからざる事實であるが、それと同様に、劃然區別し得べき此等の三状態が進歩の自然的にして且つ必然的なる連續關係をなして、互ひに相關聯して居ることも亦否定し難いやうに思はれる。人類といふ一大種族の各分枝がそれ／＼現在の地位に到達するまで、斯様な連續關係が人類種族の全體にとつて歴史的に眞實のものであつたことは、凡そ進歩

なるものが起るときは状況に照して見ても、また此等状況中の二三を通して人類種族の數分枝が發達し來たつた今日まで知れて居る事實に徴して見ても、如何にもさうらしく思はれる事である。

我々は以下數頁に亘つて、太古に於ける人類の境遇が粗雑を極めたこと、彼等の精神力及び道徳力は経験を積むに従つて漸次進化したものであること、並びに人類は文明に向つて勇往邁進する途上、これに反抗する幾多の障礙と久しきに亘る鬭争を試みたことに就いての追加的證據を提供して見たいと思ふ。さて此證據は一部分には人類進歩の全途上を掩ふ發明發見の一大連續關係からも得られないことはないが、主として、一定の思想及び感情を表現してゐる所の家族制度から得ることとする。

(一) 發明、發見及び制度

試みに人類進歩の數條の徑路を辿つて原始時代の昔に溯り、一面に於いては、諸種の發明發見、他面に於ては、諸種の制度をば、其出現した順序に従つて一つ一つ削除して行つて見ると、前者即ち諸種の發明發見は互ひに累進的關係に立ち、後者即ち諸種の制度は展開的關係に立つことを認めることが出来る。即ち前者が多かれ少なかれ直接に關係を保つてゐるに對し、後者は思想の二三の原始的胚種から漸次に發達し來たつたものである。近世の諸制度は未開時代に其根を下して居るものであり、

其胚種は更らにそれ以前の野蠻時代から移植されて來たものであつて、各時代を一貫せる直系的な系統を持ち、血縁的並に論理的發達の流れを示してゐるのである。

かくして二種の全く獨立した研究が我々の注意を喚起することになる。其一は發明及發見を通して爲されるものであり、他は人類の原始的制度を通じて爲されるものである。斯様にして得た知識を以つて、我々は、人類發達上の主なる諸階梯を指示し得るものと信ずるのである。これに就て舉示すべき證據は主として家族制度から採ることとする。より嚴密に理論的な人類事業について爲される引照は、概括的でもあり從屬的でもあるからである。

一定の思想、感情及び憧憬が漸次に形成され、次いで次第に發達したものであることは、事實の示す所である。かゝる事實の中最も顯著なる地位を占むるものは、それ／＼關聯せる特殊觀念の發達したものと之れを總括することが出来る、發明及發見を問題外に措いて考へるならば、此等の事實は次の如くなる。

(1) 生活

(2) 政治

(3) 言語

- (4) 家族
- (5) 宗教
- (6) 家屋生活及び建築
- (7) 財産

(1) 人類の生活は、長い期間を置いて逐次的に採用され、そして各種の發明及び發見と多かれ少なかれ直接に關聯する所の諸技術によつて充實され且つ完全なものとされたのである。

(2) 政治の胚種は社會が幾多の氏族 (Tribe) に組織された野蠻時代に之れを求めることが出来る。そして此氏族制度から發達した諸種の形態を経て、遂に政治的社會の成立を見るに至つたものである。

(3) 人類の言語は、最も粗雑にして最も單純なる表現形態から次第に發達したものゝやうに思はれる。言語に先だつたものは思想であるから、ルクレシウスの説く如く身振りや手眞似に依る言語は分節的言語に先だつたものに相違ない。單綴音は複綴音に先だち、複綴音はまた具象語に先だつたものである。人類の理知は敢て自ら工夫することなく、全く無意識的に、音聲を利用することに依つて分節的言語を生ぜしめたものであるが、此大問題は、それ自身知識の一分科を成すものであつて、本書の

研究圏内に屬するものではない。

(4) 次に家族であるが、其發達の諸階梯は同族並に類縁の制度、及び婚姻に關する慣習の中に體現されてゐる。我々は此等の制度及び慣習を一括したものに依つて、相次いで生じた數種の形態を通して家族累代の跡を確然と辿ることが出来るのである。

(5) 宗教上の觀念の發達は、到底充分に満足すべき説明を與へ得ざる如き本質上の困難を以つて圍繞されて居る。

元來宗教なるものは、想像的及び感情的の性質を帯び、従つて曖昧な知識分子を伴ふものであるから、總ての原始的宗教は一種奇怪なものであり、且つ或る程度までは不可解なものであることを常とする。尤も此問題も亦、諸種の偶然的な暗示を促がすこともあり得ると云ふ點を除けば、本書の計畫圏外に屬するものである。

(6) 家族の形態並びに家族生活についての企圖と密接な關係を有する家屋建築は、野蠻時代から文明時代に至る進歩の可なり完全な例解となり得るものである。家屋建築の發達状態については先づ野蠻人の茅舎から始まり、未開人の共同家屋を経て、文明諸國民の間に見受けらるゝ如き單一家族の家屋に達するまで、其跡を辿ることが出来るが、其發達の徑路には種々なる逐次的の連節があつて、

一の極點と他の極點とを結合せしめて居る。此問題については、尙ほ附隨的に言及することになるであらう。

(7) 最後に、財産なる觀念は徐々に人間の心裡に形成されたものであつて、幾多の時代を通じて初歩的の薄弱な状態を脱しなかつたものである。それは野蠻時代に生じたものであつて、其胚種を發達せしむる爲め、また其支配的影響を受け入れるやうに人間の頭腦を準備せしむる爲めに、野蠻時代及びそれに繼ぐ未開時代の總ての經驗を必要としたのである。此財産なる觀念が一の感情として他の總ての感情を支配することは、文明の開始を劃するものである。財産なる觀念は單に文明の發達を遲滞せしめる幾多の障礙に打勝たしめたのみではなく、人類は此觀念に依つて領土及び財産の基礎上に政治的社會を建設するに至らしめられたのである。兎に角、財産なる觀念の進化に關する批判的知識は、或る點に於て、人類精神史中の最も顯著なる部分を體現するものと云ひ得るであらう。

以上數種の徑路に沿つて、人類進歩に關する若干の證左を擧げることが私の目的であつて、私は發明發見によつて啓示される所に従ひ、種族上の相次いで生じた各時代を通じて、政治、家族及び財産なる觀念の發達状態に基き此等の證據を擧示したいと思ふのである。

(三) 支配の企圖

さて茲に前提して置きたいことは、有らゆる政治形態は畢竟二つの一般的な企圖に歸せしめることが出來ると云ふ一事であるが、茲に企圖と云ふ語は勿論科學的の意味に用ひたものである。此二つの企圖は根本的に其基礎を異にするものである。即ち時間的順序に於いて第一に來たる企圖は、個人を基礎とし、純粹に人的な關係を基礎とするものであつて、之は社會 (Societas) と云ふ名稱の下に區別されるべきものである。此社會なる組織の單位は氏族 (Gens) であるが、太古時代に於ける社會的結合の逐次的階梯としては、先づ第一が氏族、次ぎに胞族 (Phratry) それから部族 (Tribe)、最後に民族若くは國民 (Populus) を形成する所の部族聯合 (Confederacy of tribes) と云ふ順序をなしてゐる。其後に及んで、同一地域における諸部族が合體して一個の國民を構成し、茲に各獨立した地域に占據せる諸部族の聯合に代つたのである。氏族なるものが初めて現はれて以來、長き期間に亘る各時代を経て、本質上普遍的な古代社會が組織せられた順序は先づざつとこんなものであつて、此種類の社會組織は文明の出現せる後に於いても、尙ギリシア人及ローマ人の間に存續してゐたのである。第二の企圖は領土並びに財産を基礎としたものであつて、國家 (Civitas) と云ふ名稱のもとに明かに區別さる

べきものである。境界によつて區劃された町若しくは區は、其中に包容される財産と共に、此國家の基礎即ち單位となるのであつて、斯様にして政治的社會なるものが生じて來るのである。政治的社會なるものは領土的地域のの上に組織され、領土的關係を通して財産及び各個人と交渉を有するに至るものである。即ち其社會的結合の逐次的階梯は、先づ社會組織の單位たる町若しくは區に始まり、次いで町又は區の集積たる郡若しくは州となり、此等の郡若しくは州の更らに集積したるものが國民的地域即ち領土であり、此各領土の人民がそれ／＼の政治體 (Body politic) を組織するのである。古代のギリシア人及びローマ人が文明を獲得したる後、デーム (町) 及び區を發明し、かくして第二種に屬する支配上の大企圖を創始するには及ぶ限りの努力を要したのであつて、此第二種の企圖は今日に至るまで文明諸國の間に存續して居るのである。然るに古代社會に於いては、此領土的企圖は全く知られて居らなかつたものであつて、之れが出現すると共に、本書に區別せる如き古代社會と近世社會との間に一つの確然たる境界線を劃するに至つたのである。

(四) 社會發達の順序

更らに、未開時代に於ける家族制度のみではなく、又野蠻時代に於ける人類祖先の家族制度ですら

も、今日尙ほ人類種族の諸部分に於て完全に例證されて居り、嚴密なる意味の原始時代を除けば、人類進歩の數階梯は今日に至るまで可なり良く保存されて居る位であることは、我々の認め得る所である。即ち此等の階梯は、社會を組織するに方つて先づ第一に男女の性を基礎とし、次に血族を基礎とし、最後に領土を基礎とした一事を以つてしても之れを窺知することが出来るのであつて、婚姻及家族の逐次的形態、並に其結果たる同族系統と、家屋生活及び家屋建築と、最後に財産の所有及び相續に關する慣習の進歩とを通して漸次發達したものであることを知ることが出来る。

今日尙ほ野蠻人及び未開人の存在する事實を説明せんとする人類退化説なるものは、最早や支持し難きものとなつてゐる。元來此原理は、モーゼの宇宙創成論に伴ふ一つの系論として出現したものであつて、或る假想の必要に基き世人は之れを認容し來たつたのであるが、最早その必要は存在しなくなつたのである。一の原理として見れば、この人類退化説は單に野蠻人の存在を説明し得ないのみではなく、又人類經驗の事實に依る支持をも缺いてゐるのである。

アリアン諸國民の遠き祖先は、今日存續する未開部族及び野蠻部族の經驗せる所と同じ經驗を積んだものと推論されて居るが、縱ひアリアン諸國民の經驗が、古代及近世における文明の諸時代並びに未開時代晩期における文明の一部分を説明するに必要な研究資料を體現としてゐるとしても、彼等

の初期における經驗は、主としてその現在における諸制度及び諸發明を組成する所の要素と、野蠻部族並びに未開部族の諸制度及び諸發明を組成する所の要素との間に於ける迹跡し得べき關係から之れを推論すべきである。

(五) 人類の經驗は劃一的

最後に、人類の經驗なるものは殆んど全く劃一的の徑路を進んで來たものであること、類似した事情のもとに人類が必要とする所のものは本質上同一であつたこと、及び有らゆる人類種族の頭腦の特質が劃一性を帯びて居る結果として、人間の精神的原則の作用も亦全く劃一的であつたことを一言して置くことが出来る。尤も之れは結果に於ける劃一性の説明の一部分に過ぎないのである。人間生活における主要なる諸制度及び諸技術の胚種は、人間が尙ほ野蠻人であつた當時既に發育したものであつて、其後における未開時代及び文明時代の經驗の顯著なる部分は、此等の原始的概念を更らに一層發達せしめる爲めに費されたものである。苟くも種々異つた大陸に於いて、現存諸制度と共通の胚種との間に存する關係の跡を辿ることが出来るのであれば、世界の何處を問はず、諸民族それ自身が共通の原始的種族を祖先として、それから派生したものであると云ふ意味が其處に含まれて居るのである。

である。

(六) 種族上の諸時代

以上數種の事實の攻究を容易ならしめるには、それ／＼劃然たる社會状態を代表し各獨特の生活様式に依つて區別し得べき、種族上における一定數の時代を設けて考察することが便利である。デンマルクの考古學者に依つて採用された石器時代、銅器時代、鐵器時代等の區別は、或種の目的の爲めには極めて有益のものであり、古代における技術上の要具を分類する上には今後も尙ほ有益たるを失はぬであらうが、人知の進歩は之れと異つた他の區分を必要ならしめるに至つたのである。蓋し鐵器又は銅器を新たに使用し始めたからと云つて、全く石器を放擲するやうなことはなかつたからである。熔鐵方法の發明は、種族上に新紀元を劃したものであるが、銅の生産が行はれ始めた場合にも同様に一新紀元が劃されたとは云へないのである。のみならず、石器時代は銅器時代及び鐵器時代と重複し更らに銅器時代と重複するが故に、截然各時代を區別し得べき分界線を劃することは不可能となるのである。

長い間隔を置いて逐次的に發生した生存上の諸技術は、人類状態の上に大なる影響を及ぼしたに違

ひないのであつて、此事實より判断すれば、此等の諸技術は右に掲ぐる如き人種上の區別に對する極めて満足すべき基礎を供するであらうとは思はれるけれども、此方面に於いて必要な研究資料を提供するに足る程充分な研究はまだ行き届いて居らぬのである。そこで現在の人知を以つては、種族上における逐次的諸時代の發端の特徴を示すに足る人類進歩の標準を供すべき他の發明又は發見を撰擇することによつて、主要なる研究結果を收めるの外はないのである。種族上における此等の時代は假設的のものとして認容すべきであるとは云へ、而も研究上便利にして且つ有益のものであることが知られるであらう。次に列擧すべき種族上の各時代は、何づれも劃然區別し得べき特殊の文化を示しそれ／＼に獨特の生活様式を代表するものであることは、讀者の認むる所であらう。

(七) 野蠻時代、未開時代、文明時代

先づ第一に野蠻時代。此時代の初期の部分については殆んど知られて居らぬのであるが、今假りに全野蠻時代を三期に再別して、初期、中期及び晩期とすることが出来る。そして其各期に於ける社會狀態も亦、それ／＼低位、中位及び高位の三つに區別し得るのである。

同様に、未開時代も亦當然、初期、中期、晩期の三期に區分せらるべきであつて、其各期に於ける

社會狀態もそれ／＼低位、中位、高位の三つに分かつことが出来やう。

勿論、此各期の發端を明示すべき、適用の絶對的な、例外無しに總ての大陸に通用し得るやうな、人類進歩の標準を見出すことは、不可能ではないまでも困難なことである。本書の目的から言へば、必ずしも例外の存せざることを必要とするものではなく、主なる人類種族をば其相對的進歩の程度に従つて判然區別し得べき各狀態に分類することが出来れば、それで充分であらう。

一 野蠻時代の低位期

此期は人類種族の幼少期を以つて始まつたものであつて、魚類を捕獲して食ひ、火を用ふる知識を獲たときを以つて終局を告げたものと言ひ得るのである。當時人類は極めて局限された原生地に棲息し、漿果と胡桃とを常食として居た。分節的言語は、此時代に使用され始めたものである。此期に於ける人類種族の例證たるべきものは、有史以後に及んでは毫も存續しなかつた。

二 野蠻時代の中位期

此期は人類が食用魚類を漁獲し、火を用ふる知識を獲得したときに始まり、弓矢の發明されたとき

を以つて終りを告げたものである。人類は斯かる状態に在るとき次第に其原生地より發展して、より大なる地表部分に擴がつて行つたのである。今日存続する部族の中尙ほ此野蠻中位期に在るものは、例へばオーストリア人と、發見當時におけるポリネシア人の大部分とである。(各期の現存例證については、其二個づゝを擧ぐれば充分であらう)。

三 野蠻時代の高位期

此期は弓矢の發明に始まり、製陶術の發明を以て終局を告げたものである。今日残存する諸部族の中で此野蠻高位期に在るものは、ホドソン灣地域に棲息するアサバスカン部族、コロムビア河流域における諸部族、南北兩アメリカの沿岸諸地方における若干部族等がそれである。但し、此等は何れも其發見當時について言ふのである。此期を以つて野蠻時代は終局を告げる。

四 未開時代の低位期

總ての點を計算に入れて考へて見るに、製陶術の發明及び實地應用といふことは、蓋し野蠻時代と未開時代とを劃すべき、專擅的たるを免れぬところの境界線を確立する爲めに撰擇し得る最も有効に

して確實なる標準となるであらう。此兩時代が劃然區別し得べきものであることは夙に世人の認めたる所であるが、一方の時代から他方の時代へ進む標準は、今日まで毫も提示されて居らなかつた。そこで未だ製陶術を發明し應用するに至らざる總ての部族は、之れを野蠻人として分類し、反對に、製陶術を有するも未だ聲音字母の使用と文字を書き表はす習慣とに達して居らぬ諸部族は之れを未開人として分類することにする。

未開時代の第一期は、發明に依ると模倣に依るとの何れを問はず、兎にかく陶器の製造を實行するに至つたときを以て開始される。ところで、此未開低位期の終末點と未開中位期の開始點とを見出す上に於て、我々は一の困難に逢着する。それは即ち、野蠻時代の過ぎ去つた後、人事百般の上に漸く影響を及ぼし始めた東西半球の天然的特質が著しく不同であつた事である。然し此特質の不同は、それを償ふに相應した事物の採用に依つて打勝ち得るのであつて、東半球に於ける動物の馴養と、西半球に於ける玉蜀黍^{トウモロコシ}其他の植物の灌溉に依る栽培、並びに家屋建築上におけるアドープ煉瓦^(譯者註。天日で乾かし)及び石材の使用とは、未開時代の低位期より中位期に推移せしめる進歩を充分に證示する事實として撰擇された所である。例へば、ミゾリー河以東に棲むアメリカ合衆國のインディアン諸部族、製陶術を實地に採用せるも未だ家畜を馴養するに至らざるヨーロッパ及びアジアの諸部族の如きは、

尙ほ此期の狀態に止まつてゐる。

五 未開時代の中期

此期は上にも述べた通り、東半球に於いては動物の馴養、西半球に於いては灌漑に依る農耕、並びに建築上におけるアドーブ煉瓦及び石材の使用を以つて開始されるのであつて、其終局は製鐵術の發明された時に在ると言ひ得るであらう。此中期に屬するものは、例へば新メキシコ、メキシコ、中央アメリカ、ペルー等に村落生活を營むインディアン諸部族、及び東半球に於ける、家畜を馴養して而も未だ鐵に關する知識を有せざる諸部族などであつて、古代のブリティン人は、鐵の用法を熟知して居たと云へ、以上の點に於いては矢張り此中期に屬せしむるを至當とする。古代のブリティン人は、より進歩せる大陸諸部族に接近して居た結果、其家族制度の發達狀態よりも遙かに進んだ生活上の技術を有して居たのであつた。

六 未開時代の高位期

此期は鐵の製造を以て始まり、聲音字母を發明し、文字を書いて文章を作るに至つた時を以つて終

局を告げる。茲に文明が發足するのである。此期に屬するものは、例へばホーマー時代に於けるギリシア諸部族、ローマ帝國建設より少し以前におけるイタリヤ諸部族、並びにシーザー時代のゲルマン諸部族等である。

七 文明時代

此時代は既に述べたやうに、聲音字母の使用、及び文字に依る記録の作製に始まるものであつて、古代及び近世の二期に分かたれる。右に象形文字を刻むことも、亦文明時代の開始を示す事實として認容し得るところである。

以上の摘要

時代

- (一) 野蠻時代の初期
- (二) 野蠻時代の中期
- (三) 野蠻時代の晩期
- (四) 未開時代の初期

- (五) 未開時代の中期
- (六) 未開時代の晩期
- (七) 文明時代

状態

- (一) 低位野蠻状態 （人類の幼少時代より次の時期の開始まで）
- (二) 中位野蠻状態 （食用魚類を捕獲し始め且つ火を使用する知識を得たる時より次の時期の開始まで）
- (三) 高位野蠻状態 （弓矢を發明せる時より次の時期の開始まで）
- (四) 低位未開状態 （製陶術を發明せる時より次の時期の開始まで）
- (五) 中位未開状態 （東半球に於いては動物を馴養し始めた時、西半球に於いては、灌溉に依つて玉蜀黍其他の植物を栽培し、且つ煉瓦及石材を使用し始めた時より、次の時期の開始まで）
- (六) 高位未開状態 （鐵鑛を溶解する方法を發明し、鐵器を使用し始めた時より次の時期の開始まで）
- (七) 文明状態 （聲音字母を發明し且つ文字を書くことを始めた時より現今に至るまで）

以上の各時代はそれ／＼劃然區別し得べき特殊の文化を有し、且つ多かれ少なかれ獨特の生活状態を示すものであつて、種族上における各時代の斯かる特殊化は、個々の社會をば相對的進歩の狀態に従つて取扱ひ、且つ個々の社會をば各獨立した研究及び批判の主題とすることを可能ならしめる。同

一の大陸に棲息し、甚しきは共通の言語を使用する様々な部族及び國民ですら、同時に異つた社會状態のもとに存在し得るものであるが、かゝる事實は右の主要結論の上に影響を及ぼすものではない。本書の目的より言へば、各社會の狀態が重要な問題であつて、時期の如何は重要な事ではないからである。

(八) 時代を示す標準としての製陶術

我々は、種族上の各時代の開始を示す標準として、家畜、鐵、又は聲音字母等の使用と並んで陶器の使用と云ふことを掲げたが、陶器の使用は他のものゝ使用ほど重要ではないから、我々が故らそれを標準として採用した理由を茲に述べて置く必要がある。陶器の製造は、村落生活の存在と單純なる技術の著しき進歩とを前提する(一)。燧石及び其他の石を以つて造つた器具は陶器よりも古く、後者を伴はざる前者の遺物が考古品の埋没された地層中に見出された場合はいくらかもある。人類が陶器の必要を感じるに至つた以前、より低位の社會狀態に適合せる一層緊要な幾多の發明が續々生じてゐたに相違ない。即ち衣食住の調節を或程度まで實行し、木製の容器及び什器の製造や、樹皮の纖維を以つてする指頭織機や、籃の製造などを有してゐた村落生活が開始され、又弓矢が使用され始めたのは

何づれも陶器製造の技術が現はれる以前のことであつた。中位未開状態にあつた村落生活を營めるメニヤン人、アズテック人及び Cholul 人等の如きインディアン部族は多量に陶器を製造し、而も此等の陶器は様々の極めて見事な形状のものであつた。又低位未開状態にあつたイロコイ人、チヨリタ人、チェロキイ人等の如きアメリカ合衆國における或程度まで村落生活を營んでゐたインディアン種族も同様に陶器を製造してゐたが、其量はより少なく、形状の種類も至つて制限されてゐた。けれどもアサバスカン種族や、カリフォルニア州及びコロムビア河流域に棲んだ種族などの如き野蠻状態にあつた非園藝的インディアンは、陶器の使用を知らなかつた (C10)。ラボックの『先史時代』(Lubbock's Pre-Historic Times) に於ても、タイラーの『初期人類史』(Tyler's Early History of Mankind) に於ても、又ヘシエルの『諸人種』(Peschels' Races of Man) に於ても、此陶器製造と云ふ技術、及び其分布の範圍に關する詳細な材料が蒐集され、著しく深遠な研究の結果に成れるものであることを示して居る。ポリネシアに於いても(但しトンガン島及びフキージ島は例外)、オーストリアに於いても、カリフォルニアに於いても、ホドソン灣地域に於いても、其住民は陶器の製造を全く知らなかつた。タイラー氏は曰ふ。『アジアから隔つた諸島嶼の大部分に於ては機械術は毫も知られず、又南洋諸島の大部分に於ては陶器製造の術を少しも知らなかつた』と (C11)。オーストリアに居住する

英國の一言教師ロリマー・ファイソン僧正は本著者の質問に答へて、『オーストリア人は何等織物や陶器を所有せず、弓矢についても全く知る所がなかつた』と言つた。弓矢に關しては、ポリネシア人も亦大體に於いて同様であつた。要するに製陶術の採用は人類の進歩に新紀元を劃し、人類の生活を改善し且つ家庭生活上の便宜を増進したのである。燧石及び其他の石を以つて造つた器具は、陶器よりも古く出現し、其あらゆる用法を生ぜしめる上に長期間を要したものであつて、獨木舟や木製の容器什器等を發明せしむる誘因となり、遂には家屋の建築に丸太及板木を使用するに至らしめたものであるが (C12)、陶器の出現と共に食物を煮沸する爲めの耐久性容器が與へられることになつた。陶器の無かつた時代には、食物は粘土を以つて被覆した籃又は獸皮を内張りした地竈アンカパイに入れ、石を熱して煮沸すると云ふやうな粗末な方法を採用して居たのである (C13)。

(C11) エドウィン・ビー・タイラー氏の述ぶる所に依れば、學者ゴケイは、『十九世紀に次の説を創唱した。即ち陶器が初めて此世に現はれた筋道を探ねて見るに、それは當時の人々が火を防ぐために粘土を此種の可燃性容器に塗附したことに端を闢いてゐる。其後、彼等は粘土だけで容器を製造すれば、火を防ぐ目的が達せらるゝことを見出し、茲に初めて陶器製造の技術が世に現はれたのである』と。(タイラー著『初期人類史』 Darwin B. Tyler's Early History of Mankind 二二七頁) 尙ほゴケイは一五〇三年南アメリカの東南海岸を漫遊したゴンヌツル大佐の事を語り、次の如く述べてゐる。『同大佐は土人の家

庭用木製什器、進んでは食物を煮沸する壺すらも発見したが、此等の器具は拇指の厚さぐらゐる粘土を以つて塗附され、火に燒けるのを防ぐ様に造られてゐた』と(同書二七三頁)

(II) 此の兩三年來、オレゴン州に於ける土蕃の塚に陶器が発見された。(フォスター著『合衆國に於ける先史種族』Foster "Pre-Historic Races of the United States" 第一卷一五二頁)。アメリカ合衆國の土蕃の間に行はれた最初の陶製容器は、木賊製又は籐製の編籠の中に入れて製造されたものらしく、之は型として用ひられ、内部の陶器が硬くなつたとき燒き棄てることになつてゐた。(ジョーンズ著『南方インディアン種族の古器』Jones' "Antiquities of the Southern Indians" 四六一頁)。尙ほ一八六六年刊『スミソン研究所報告』三五二頁所載『陶器』と題するラウ教授の所説を参照せよ。(Prof. Rau on "Pottery" Smithsonian Report)

(III) 『初期人類史』"Early History of Mankind" 一八一頁、及び『先史時代』"Pre-Historic Times" 四三七、四四一、四六二、四七七、五三三、五四二頁。

(四) 一八〇五年レウキス並びにクラーク教授はコロムビア河流域の種族中に板木を以つて家屋を建てる者のあることを發見した(『旅行記』ロングマン版、"Travels" Longman, Ed. 一八一四年刊、五〇三頁)。又ジョン・キースト・ロード(John Keast Lord)氏は、石鑿石斧を以つて杉の硬木から殺ぎとつた板が、ヴァンクーヴァー島に於けるインディアン種族の家屋材料として用ゐられて居るのを見出した。(『英領コロムビアに於ける自然科學者』"Naturalist in British Columbia" 第一卷一六九頁)。

(五) タイラー著『初期人類史』二六五頁以下。

けれども原住種族が果して火を用ひて陶器を硬めたか、それとも單に天日によつて之れを乾燥せしめたかは、從來疑問となつて居た所である。インディアナボリスのイー・ティー・コックス教授は、古代陶器と水硬セメントとを分析比較して、『化學上の成分と云ふ點から觀れば、古代陶器は今日の水硬セメントと組織上甚だ良く似てゐる事』を證明した(六)。教授は更に曰ふ、『私が實地に見た、マント・ピルター(譯者註。往昔北米に於て土蕃の一族)時代に屬する陶器は總て沖積粘土と砂とを混合したものか、さもなければ前者と淡水介殻を粉末にしたものとの混合物であつた。然るに此種の混合物より成る捏粉は著しく水硬プゾラニセメントやポートランドセメントの特質を具へて居るから、之れを原料として製造した容器は、近世の陶器に於て常に見られる如く、燃焼することなしに硬化せしめることが出来る。介殻の細片は、今日人造石の製造上水硬石灰と混合して用ひられる砂礫又は石材の細片と同一の役目を演じたものである』と。又、アメリカインディアン種族の陶器は水硬セメントと同じ成分を有するものであつて、その製造技術の發明上嘸かし困難を感じたことであらうと想像され、人類生活の經驗中に之れを採用することが比較的遅れたのも、さこそと肯かれる。兎に角、コックス教授が上に述べたやうに巧みな諷示をして居るに關はらず、インディアン種族が其陶器を硬化する爲に人工的の火を用ひたことは、事實であるやうに思はれる。現に此事實が直接立證されて居る場合も多少はある。即

ちガルフ種族についてアデルが述べてゐる所に依ると、「彼等（ガルフ種族）は二ガロン乃至十ガロンを容れるに足る様々な形状の土壺や、水を容れる大瓶や、茶碗、皿、大淺盤、水盤、其他夥しい數の容器を製造する。而して此等の容器は何れも、筆紙に盡されざる如き、又名稱を附すこと不可能なる如き古風の形状を有して居る。彼等は之れを釉藥する場合、脂松を燻べた巨大な火焰の上に鑿して容器の表面を滑らかにし、黒く硬くするのであつた」(七〇)

(六) コックス教授は其著『インディアナ州の地質學的調査』(Geological Survey of Indiana) 一八七三年刊、一一九頁の中に、インディアナ州ボジー會社の所有に係る古代陶器骨・礫を分析して次の表を與へて居る。

華氏二一二度に於ける濕氣	1,000
硅土	36,000
炭酸石灰	25,500
炭酸マグネシウム	3,000
礬土	5,000
過酸化鐵	5,500
硫酸	200
有機物(アルカリ及び消失分)	23,600
合計	100,000

(七) アデル著『アメリカインディアナ史』Adair's History of the American Indians 一七七五年刊、ロンドン出版 二四二頁。尙ほイロコイ人の斷言する所に依れば、彼等の祖先は陶器を火に焙つて乾燥したといふことである。

(九) 時代分けをする第二の理由

確然たる種族上の時代を決定して置くことの第二の利益は、各時代に於ける状態をば標準並びに例解とする目的を以つて、其最好適例を示す種族なり國民なりにつき特殊の研究をなし得るといふ事である。種族及び家族に依つては、地理上孤立の地位に置かれてある爲め、其獨創的な精神努力を以つて進歩の問題を解決せねばならず、かくして純然たる彼等固有の技術及び制度を保存することが出来たものもあるが、又外界からの影響を受けて、技術及び制度を混惡されたものもある。例へばアフリカは過去に於いても現在に於いても野蠻状態と未開状態との渾然たる有様の中にあるが、オーストリア及びポリネシアは純然たる單純な野蠻状態の裡に棲息し、其状態に固有の技術及び制度を有して居るのである。同様にアメリカに於けるインディアン種族は、現に存續する他の種族とは異り、種族上の逐次的な三時代に亘つて人類の生活状態を示す好適例をなして居る。彼等は尨大なる大陸を占有して何等の妨害も受けず、共通の祖先を有し、同質の制度を有して居るので、其發見當時、此等三時代

に亘る社會狀態の各、殊に未開狀態の低位期及中位期をば、他の何づれの人類種族よりも一層微細に且つ完全に例示して呉れたのである。又、遙か北方に棲息したインディアン種族及び南北兩アメリカの沿岸種族の一部は、高位野蠻狀態のもとに在り、更にミスシッピー河以東に棲む半村落生活的種族は低位未開狀態、南北アメリカに村落生活を營むインディアン種族は中位未開狀態のもとに在つた。斯様な逐次的諸狀態の連絡を通して、人類が次第に其技術及び制度を發達せしめた經驗及び進歩の經路につき、詳細に亘つて充分に研究材料を發見すべき此種の機會は、有史以來未だ嘗て提供されなかつた所である。更らに附言すべきは、此機會が無頓首に利用されて來たと云ふ一事である。今日尙ほ最大の缺陷を含んでゐるのは、寧ろ有史以後の問題である。

東半球と西半球との間には、同一時代に於ける文化上の差異のあつた事は疑ふべからざる所であるが、之れは兩大陸富源の不同に起因するものである。而も兩大陸における一致した段階期の社會狀態を比較するならば、實質上には大體に於いて差異が無かつたに相違ない。

ギリシア人、ローマ人及びゲルマン人の祖先は、何づれも上記の諸階梯を通過したものであり、其最終階梯の半中期に及んで、初めて歴史の光明が彼等の上に投げられたのである。そして未開人の烏合の衆からの彼等の分化は、恐らく中期未開時代以前には起らなかつたものらしい。又此等種族の積

んだ經驗は、彼等に依つて與へられ、そして彼等が初めて歴史的觀察を受けたとき所有して居た制度發明及び發見によつて代表されて居る分を除けば全く廢滅に歸したのである。ホーマー及びロミュラス時代に於けるギリシア人やラテン人は、高位未開狀態の最好適例たるものである。彼等の制度も、同様に純粹且つ同質的であつて、彼等の經驗は文明の究竟的事績と直接に關聯して居る。

(十) 人類發達の階梯を示す適例

かくの如く、オーストリア人及びポリネシア人から出發して、アメリカ・インディアン種族に及び最後にローマ人及びギリシア人を以つて終結した譯であるが、此等の諸種族は夫々人類發達の六大階梯の最好適例を示して居り、彼等の積んだ經驗の總和は中位野蠻狀態より古代文明の終局に至るまでの人類種族の經驗を示したものと見ても差支へはあるまい。従つて、野蠻狀態に於けるアリアン民族の遠い祖先が如何なる境遇にあつたかを知らうとすれば、其典型を今日のオーストリア人やポリネシア人の狀態に於いて見出すことが出来るであらうし、又低位未開狀態については、アメリカ合衆國に棲息する半村落生活を營むインディアン種族、更らに中位未開狀態については、村落生活を營むインディアン種族、(高位未開時代における彼等の經驗は此中位期の狀態と直接の關係を有するものであ

る)の状態に於いて其典型を見出すことが出来るであらう。總ての大陸を通じて、同一なる段階期に於ける技術、制度、生活様式等は本質上同一のものであつて、ギリシア人やローマ人の間に見出される主要家族制度の古代的形態は、今日尙ほこれに相應したアメリカ土蕃の制度の裡に求められなければならない位である。此事は本書の中に追ひ追ひ説く積りであるが、兎にかく以上の事實は、主なる人類制度が極めて原始的な二三の思想胚種から漸次發達し來つたものであること、人間心意に關する自然的の論理、及び心意の力に當然加へらるべき制限の結果として、人類諸制度の發達の徑路と様式とは豫め決定されてゐたと同時に、其種類に於いて著しく制限されて居たものであることを示す幾多の證據中の一部分を成してゐる。互ひに異つた(甚しきは全く無關係なる)大陸に棲息する諸種族諸國民を通じて、段階期が同一である限り進歩の種類も亦本質上同一のものであることが分つた。尤も特殊の原因に基く個々の場合について言へば、不一致の生ずることもある。以上の論法を更らに擴大すれば、人類は其祖先を一にすると云ふ結論にも到達するであらう。

種族上の此等種々なる時代に於ける諸種族並びに諸國民の状態を研究することに依つて、我々は本質上、古代に於ける我が遠き祖先の歴史及狀態を論究することになるのである。

第二章 生存上の諸技術

(一) 人類の地球征服

人類は階梯のドン底から出發して漸次向上したものであると云ふ重要な事實は、逐次的に發明されたる人類生存上の諸技術によつて明かに示される所である。此生存技術上の熟練こそ、人類が何故地球上の優越權を制するに至つたかと云ふ問題を決すべき基礎となるのである。實に人類は食物の生産について、絶對の支配權を以得した唯一の生物であると云ふも過言でない。尤も人類は最初から、他の動物以上に此支配權を握つてゐた譯ではない。人類にして若し生存の根柢を擴大しなかつたとすれば、同一種類の食物なき他の諸方面に發展して終には地球の全表面に普及するといふ結果は得られなかつたであらう。最後に又、食物の種類と分量との上に絶對支配權を揮ひ得なかつたとすれば、彼等が次第に其數を増して、人口稠密なる幾多の國民を形作ることは不可能であつたと相違ない。従つて人類進歩の途上に於ける幾多の大時代は生活資源の擴大と多かれ少かれ直接に比例したものらしく思はれる。

(二) 人類食物の五種類

人類の斯様な食物資源は、之れを五種に區別することが出来る。此等の食物資源は逐次的に發明なれた五種の技術とも稱し得べきものによつて造り出されたものであつて、一の資源は他の資源に追加されると云ふ風で、其間に長い期間を置いて漸次發達し來たつたものである。而して其第一及び第二は野蠻時代に發生し、他の三種は未開時代に發生したものである。

(1) 局限された原生地に於いて果實及び草根を常食とする自然生活

此生活は、嚴密の意義における原始的な人類時代に行はれた所である。當時人類は其數少く、生計も極めて單純で、局限された狭小なる地積に占據し、將に新生涯に入らんとする状態にあつた。此時代に歸し得べき何等の技術、何等の制度も無いのであるが、たゞ一ツ言語の發明だけは、此遙遠な時代と聯絡を與へられ得るのである。標題に示した食物の性質から判斷すれば、此時代の人類は熱帯又は亞熱帯圏内に生活してゐたものと推定される。つまり原始人の原生地は、共同の合意に依つて斯くの如き氣候の土地に設定されたのである。我々の祖先が其生存を開始したのは、正に熱帯における燠くが如き太陽の下、漿果や胡桃果などを結ぶ樹木の鬱蒼たる地方であつたと見做すのが我々の常であ

るが、此想像には理由の在ることである。

時間的の順序から云へば、動物種族は人類種族に先だつたものである。人類種族が地球上に始めて出現した時には、動物は既に其力量に於いても數に於いても充實して居たと考へるとは失當でない。現に古代の詩人は、茂叢や洞窟や森林に棲息せる人類種族を描き、此等の住居を占有する爲め人類は絶えず野獸の群と闘つたと謳つて居る。而も當時の人類は自生の果實を常食として居たものとされて居るのである。人類は其生存を開始した當時、何等の經驗も無く、武器も持たず、獍猛な野獸に包圍されてゐたものとするれば、當時における人類の少なくとも一部分が自己の保護と安全とを保つ爲め樹上に棲息してゐたと考へることは無理ではなく、斯様な事實は決して、信じ難きことではないのである。

絶えず食物を獲得して生命を維持して行くことは、有らゆる動物種族を通じて生存上の一大重荷である。動物の身體組織の階梯を一段づゝ下るに従ひ、其生活は益々單純となり、終には問題の神祕が全く消え失せる點に達する。反對に若し動物身體組織の階梯を一段づゝ上るに従ひ、其生活は益々困難となり、最高の身體構造を有する人類に至つて絶頂に達するのである。此時以後、理知がより重要な動因となる。人類は極めて初期の時から動物性食物を消費してゐたやうに思はれるが、然し身體構

造の上から見れば如何なる物をも食し得べき人類が、事實上果實を主要食物として居た時代に進んで動物性食物を求めたかどうかは推測に委ねるの外はないのである。以上説く如き果實を常食とする生活方法は、嚴密の意義における原始的な時代に行はれた事である。

(2) 魚食生活

魚肉なるものは料理しなければ充分には利用し得ないものであるから、此魚肉こそ人工的食物の第一種と見做すべきである。而して此料理の目的のためには、先づ火が用ひられたらしく思はれる。魚肉の分布は普遍的であり、其供給も無限であつたので、如何なる時にも手に入れることの出来る食物と云へば、此魚肉を措いて他に無かつたのである。穀物も事實に於いては存在してゐたに違ひないが原始時代の人類はまだそれを食用とすることを知らなかつた。また狩獵の如きに至つては、人間生活上の唯一の手段とするには余りに危険な仕事であつた。人類は魚肉を食用するに至つて以來、氣候や地方の支配から獨立するやうになつた。彼等は野蠻状態のもとに於いてすら海河湖沼に沿つて、地球表面のより大なる部に散在して行つたものであつて、彼等が斯様にして世界到る處に移住したと云ふ事實については、今日有らゆる大陸に見出される燧石その他の石を以つて造られた野蠻時代における諸器具の遺物が、充分に之れを證據立てて居る。所が果實と自生的生活とに頼つてゐる間は人類が

其原生地を出て、移住するといふことは不可能であつたに相違ない。

魚肉が初めて食料として採用され、次いで上述の如き廣範圍の移住が行はれた時代と、澱粉性食物の栽培を試み始めた時代との間隔は頗る長期に亘り、野蠻時代の大部分を占めたのである。けれども此期間中、食物の種類及び分量の上に注目すべき増加が行はれた。例へば地上に竈爐を設けてパン樹の根を料理せる如き、又武器の改良、殊に弓矢の發明によりて獲物の種類を永續的に増加せしめたる如きがそれである。此の注目すべき發明は野蠻時代の末葉に及んで現はれ、槍や戰鬪用の棍棒に次いで起つたものであつて、獲物に致命傷を與へる最初の武器を提供したものである。(一)。この發明こそ從來高位野蠻期の發端を示す特徴とされたものであつて、古代社會の進歩の上に有力な刺戟を與へたものである。此弓矢の發明が野蠻時代に對して有する關係は、恰かも鐵製の刀劍が未開時代に對して又鐵砲が文明時代に對して有する關係の如くである。

(一) 此發明は諸種の力を結合したものであつて、極めて巧妙なものであるから、偶然に生じたものとは思はれない。或種の樹木には弾力があつて強靱であること、曲つた弓に張られた動物質又は植物質纖維の綱が張り詰めること、最後に人間の筋力に依つて矢を飛ばす爲に以上の力が結合すること等は野蠻人の心意にはさうはつきりと暗示されるものでない。前にも述べた通り、ポリネシア人も、オーストラリア人も總じて弓矢を知らなかつた。此事實だけでも、弓矢が初めて現はれた時、人類

は野蠻状態に在つても可なり進んでゐたことが示されるのである。

廣大な魚棲地域以外の所に在つては、右に述ぶる食物資源は何れも覺束なきものであつたので、結局人肉を食ふといふ殘忍を敢てするの外はなくなつた。此習慣が古代に普く行はれてゐたことは、今や次第に論證されつゝある所である。

(3) 栽培による澱粉性食物攝取の生活

我々は之れより野蠻時代を去つて、低位未開期に入る。既に野蠻状態の域を脱して居た種族を除き西半球に於ける諸種族の間には穀物と他の植物の栽培はまだ知られて居らなかつた。又東半球に於いても、アジア及びヨーロッパの諸種族が低位未開期を經過して、中位未開期の終局に近づく頃までは矢張りそれが知られて居らなかつたやうに思はれる。低位未開期に於けるアメリカの土蕃が東半球の住民よりも種族上の一時代先きに園藝術を修得して居たことは驚くべき事實である。之れは東西半球の資源が不等であつた結果である。即ち東半球は唯だ一種類を除けば、馴養するに適した總ての動物と、有らゆる穀物種類の大部分とを有して居たに對し、西半球は栽培に適する唯だ一種類の穀物を有してゐたに過ぎなかつた。而し其一種類は最良の穀物であつたのである。之れ實に東半球に於いては初期未開状態を徒らに長引かせたに反し、西半球に於いてはそれが短縮された所以であり、アメリ

カの土蕃が此時代に有利な状態を占めてゐたのも全く之れが爲めである。然しながら、中位未開期の初めに方つて、東半球に於ける最も進歩した諸種族は既に動物を馴養して居り、之によつて獸肉、獸乳の供給を受けてゐたので、穀物に就いては何等の知識をも有しなかつたに關らず、彼等の状態は、玉蜀黍及び其の他の他の植物を常食として家畜を持たなかつた同時代のアメリカ土蕃に比すれば、遙かに勝れて居たのである。セミチック種族及びアリアン種族が未開人の集團から分化したのは、動物の馴養と同時に始まつた現象であるやうに思はれる。

アリアン種族が穀物を發見し栽培し始めたのが動物の馴養を知つてから後であることは、アリアン語から派生した數個の方言の中に動物の名稱で共通のものがあるが、穀物其他の植物の名稱には共通の語が一つ無い事實に徴しても明かである。モムゼンは梵語に於いても、ギリシア語に於いても、又ラテン語に於いても、家畜の名稱は同一であることを立證し(後に至りマクス・ミュラーは此説を擴充して、自余のアリアン系諸方言をも其中に含ませた)(二)、斯くて此等の家畜はアリアン諸民族が互ひに分離せる以前既に知られてゐた所であり、且つ馴養されてゐたものであることを證明した上、更らに説いて曰ふ。『他の一面に於いて、此時代に果して農業なるものが存在してゐたかどうかには就ては、まだ何等の正確な證憑が無い。言語の上から判斷すると、農業は當時まだ存在しなかつたやうに

思はれる。ラテン、ギリシヤ語における穀物名で梵語に出てゐるのは、ゼア (Zea) といふ一語だけである。此言葉は言語學上から觀て梵語のヤヴァス (Yava) に當るものであるが、インド語では大麥を意味し、ギリシヤ語ではスペルト麥 (Spelt) を意味する。家畜の稱呼については根本に於いて一致した點があるに關はず、栽培植物の名稱はそれと反對に、同じアリアン方言の中でも斯く相異してゐるのであるが、此事實は必しも農業がアリアン種族の總てに共通の起源を有してゐるとの假定を絶対に否定するものでないことは許さねばならぬ。インド人の米栽培も、ギリシヤ人の小麥並びにスペルト麥栽培も、ケルト人及びゲルマン人のライ麥並びに燕麥栽培も、すべて共通の原始的農耕方法に歸し得るのである』(III)。

(II) マクス・ミュラー著『ドイツの一職場よりの斷片』Max Mueller "Chips from a German Workshop" 比較表、第二編 四二三頁。

(III) ヤムゼン著『ローマ史』Mommien "History of Rome Sorbiers edition"、メクライブナー版、一八七一年刊、第一卷 三八頁。

此前後の結論は聊か無理である。庭園 (Hortus) が田圃 (Ages) に先だつた如く、園藝は農業に先だつたものである。そして田圃の方には境界といふ意味が含まれてゐるに反し、庭園の方は『圍まれ

た場所』を直接に意味してゐる。然るに農耕は圍まれた庭園よりも古くから行はれたものに相違なく自然の順序から云ふと、第一は沖積層より成る開放された狭小地積の耕耘、第二は圍まれた場所 (即ち庭園) の耕耘、第三は動物に犂を曳かせて行ふ田圃の耕耘と云ふことになる。果して小豆、大豆、燕菁、ばうふう、砂糖、大根、南瓜、甜瓜のやうな植物が穀物よりも先きに栽培されたかどうかを我々は知る由も無い。此等植物中ギリシヤ、ラテン兩語に共通な名稱を持つたものも無いではないが、アメリカの著名な言語學者ダブリュー・ディー・ホキットニー教授によつて私の確めた所では、ギリシア語、ラテン語、及び梵語の三ツに共通したものは一つも無いのである。

園藝が起つたのは人類の必要よりも寧ろ家畜の必要を満たす爲めであつたやうに思はれるが、西半球に於いては園藝は先づ玉蜀黍の栽培を以つて始められた。園藝術の出現した此時代は必ずしも東西兩半球に於いて時を同じうした譯ではないが、兎に角人類の運命の上に偉大な影響を及ぼしたものである。栽培の技術を確立し、斯くして澱粉性食物を人類主要の常食たらしめるには數時代に亘る長期間を要したものと信ずべき理由がある。アメリカでは澱粉性食物攝取の結果として、住民の地方散住ロカリゼーション及び村落生活を馴致したが爲に、殊に村落生活を營むインディアンの間では澱粉性食物は魚肉及び獸肉に代はる傾向を生じた。のみならず、人類は穀物及び栽培植物を獲て初めて多量の食物を得ること

が可能であるとの印象を得たのである。

アメリカに於ける澱粉性食物の獲得とアジア及びヨーロッパに於ける家畜の獲得とは、此等の物の供給を受ける比較的進歩した諸種族を忌はしい食人の習慣から脱せしめる原因となつた。前にも述べた通り、此食人の習慣は、野蠻時代の全期を通じて、世界到る處に行はれ、捕虜とした敵の肉を喰ひ、飢饉の際には朋友、親族までも食したるものと信すべき理由がある。戦時に際し戦場に於いて兩争闘團體間に行はれた食人の習慣は、常に低位未開期のみならず、中位未開期に於けるアメリカ土蕃にまでも傳はり、現にイロコイ種族やアズテック種族の間に行はれてゐるが、一般的の習慣としては漸く其跡を絶つに至つた。之れは食物の無限の増加が、人類の生活状態を改善する上に如何に重要な働きを及ぼすかを明かに立證するものである。

(4) 獸肉及び獸乳を常食とする生活

西半球には、駱馬を除いては馴養するに適した動物がなかつたと云ふ事實(四)、及び東西兩半球に栽培される穀物の種類が、然異ると云ふ事實は、それ／＼住民の相對的進歩の上に著しい影響を及ぼした。此天與の資源の不同は野蠻時代の人類には別に影響を及ぼさず、低位未開期に於ける人類に對しても其影響は著しくなかつたが、中位未開期に進んだ一部の人類には根本的の相異を生ぜしめた

即ち動物の馴養は人類に絶えず獸肉及び獸乳を供給するの結果を生じ、延いては此等の食物を有する種族を他の未開種族の集團より漸次分化せしめる傾向を生じた。西半球に於いては、獸肉は主として危険を冒して捕獲する獲物によつて供給されたが、主要種族の食物の供給に對する此制限は、村落生活營むインディアン種族には甚だ不利であつた。彼等の頭蓋骨の大いさが、低位未開期に於ける他のインディアンに比して、遙かに劣つたのは全く之が爲めであることは疑ひを容れない。東半球に於いては、動物を馴養した結果として、住民中節儉にして勤勉なる者をして絶えず動物性食物の供給を受けしめることができ、其中には勿論獸乳(五)も含まれてゐたが、此等の食物が該種族、殊に兒童の健康及び體力の爲めに偉大の効果を有してゐたことは固より著しいものであつた。少なくともアリアン種族及びセミチック種族が其天與の資源に於いて優秀であつた所以は、我々の知る所では、彼等が大規模を以つて自分等の生活と彼等の所有する家畜の數とを全然一致せしめたことに外ならないと想像される。實際彼等は獸肉も、獸乳も、獸筋も、悉く之れを自分等の生活の中に織り込んだのであつて、他の何づれの種族と雖も、アリアン、セミチック兩種族程に獸肉などを主要視した者はなく、此點に於いてはアリアン族の方がセミチック族よりも更らに上であつた。

(四) スペインにおける初期の著述家は西インド諸島やメキシコ中央アメリカ等に於ては^{ダムツク}啞犬と稱する一種の犬が家畜とし

て馴養されて居たと述べて居る(クラウゼンホル著『メキシコ史』Clavigero "History of Mexico" 第一卷、第三圖アメテック
犬の挿繪参照)。私は此啞犬と云ふ犬がどんな動物であるかを知らないが、此等の學者は尙ほアメリカ大陸に家畜や七面鳥が居
たことを語つて居る。土蕃は七面鳥を馴養し、ナファトラク種族は野禽を馴養して家畜にしたと傳へられて居る。

(五)ホーマーの史詩『イリアド』に據れば、當時のギリシア人は牛や山羊のみでなく、綿羊までも搾乳したさうである。

『イリアド』"Iliad" 第四編四三三頁。

動物の馴養は漸次に一の新たなる生活様式を齎らすに至つた。即ち、ユーフラテス河畔及びイン
ドの平原、さてはアジアの草原に於ける牧畜生活がそれであつて、恐らく此等地方の何れかの果てに
於いて、初めて動物の馴養が達成されたのであると云つても良い。彼等の最古の口碑及び歴史は、何
れも牧畜生活を物語つてゐるのである。斯くして彼等は、到底人類の搖籃地たり得ざる、彼等が野蠻
人としても將た又低位未開期に於ける未開人としても到底占據するを欲しなかつたであらうと思はれ
る程の土地に、漸次に牽き附けられて行つた。野蠻人や低位未開人にとつては森林地帯が自然の郷土
であつたのである。さて愈々牧畜生活に慣れて見ると、これらの種族は孰れも先づ草野を遠く離れた
土地に於いて家畜を養ふ爲めの穀物を栽培する術を學ばないでは、家畜の群を引率して再び西部アジ
アやヨーロッパの森林地に戻ることは到底出来なかつたに相違ない。それ故、前にも述べた通り、穀

物の栽培は先づ家畜を養ふ必要上から生じ、此等西方への移住と密接な關係があり、又此等の移住種
族が澱粉性食物を常食とするに至つたのは、斯くして得た知識の結果に外ならぬと云ふことは極めて
事實らしく思はれるのである。

西半球に於いては、土蕃は大體、野蠻状態より低位未開状態に進ましめられ、また彼等の一部はペ
リユーの駱馬を除いては家畜と云ふものを持たず、穀物はたゞ玉蜀黍一種を頼りとし、副産物には大
豆、南瓜、煙草等を、又或地方に於いてはカ、オ(譯者註、アメリカ大陸の熱帯地方に産する木の實で、チヨコレートの原料たるもの)棉花及び胡椒を
有するに過ぎなかつたにも拘らず、能く中位未開状態の域に迄進むことが出来た。然るに玉蜀黍は丘
陵に繁茂し、従つて直ちに之れを栽培する便があり、未熟の時にも、又成熟した後も共に食用に供す
ることができ、且つ多量に産出する上に滋養分に富む結果として、人類の進歩を促進する上に、他の
有らゆる穀物を併せた以上に豊富な資源となつたものである。アメリカの土蕃が家畜を持たぬにも拘
らず、著しく進歩したのも、また時間的順序から云へば、鐵鑛を熔解する方法の次に位し、否、殆ん
ど鐵に近いと云つて良い程の銅を多量に産出したペリユー人が比較的早く發達進歩したのも、全く之
れが爲めであつた。

(5) 田畑に於ける農業に基く無限の食料を基礎とする生活

獸力を以つて人類の筋肉を補ふ家畜は、最高の價值ある一の新らたなる要素を人類進歩の上に寄與したものである。時の進むに従ひ、鐵の産出は、尖端に鐵を附けた犁や、優良な鋤や、斧などを人類に供給した。斯くて此等の發明及び従前における園藝の後を受けて生じたものが、即ち田畑の農業であつて、茲に初めて人類は無限に食料を提供されることゝなつた。獸力によつて牽引される犁は正に一の新たなる技術を創始したものと見做すべきであつて、茲に初めて森林を開拓して、栽培に適する土地を更らに一層廣くする考案が浮んで來たのである。そのみならず、局限された地域に稠密な人口を收容することも亦可能となつた。田畑の農業が發明される以前に於いては、地球上何れの地方に在つても、五十萬の人民を一の政府の下に發達せしめ、之れを統一したことが行はれ得るとは思はれない。若しこれに例外があつたとすれば、それは平原に於ける牧畜生活の結果であるか、或は特に例外的な事情の下に、灌漑の便によつて園藝を發達せしめた結果であつたに相違ない。

(二) 家族の諸形態

更らに頁を追ふて進むに従ひ、我々は種々異つた種族上の時代に存在してゐた家族なるものに就いて言及する必要が生ずるであらう。蓋し家族の形態は時代によつて全然異なるからである。第三編に於

いては家族の此等種々なる形態に就き特に論究する積りであるが、此家族の形態に關しては第二編に於いても屢々言及する筈であるから、讀者に豫備知識を與へる爲め、豫め茲に少くとも其定義だけでも示して置く必要がある。それは下記の通りである。

(1) 血族家族

之れは或る一團體中に於ける兄弟姉妹の雜婚を基礎としたものであつて、其實證は今日尙ほ現存の血族制度中最古のものたるマレー種族の制度中に見出し得るのである。我々はこれに依つて、此血族家族なるものが最初の家族形態であり、其本源たる血族制度と相俟つて、古代に於いては全世界に普遍したものであることを教へられるであらう。

(2) プナルア家族

プナルアと云ふ名稱は、元來ハワイに於けるプナルア家族關係から出たものである。ハワイのプナルア家族關係といふのは、一團體中の數名の兄弟と其各の妻との、及び數名の姉妹と其各の夫との雜婚を基礎としたものである。然し茲に用ひた兄弟と云ふ言葉は、第一、第二、第三は勿論、更に一層遠縁の従兄弟までも含めたものであつて、此等の従兄弟は、今日我々が兄弟を目するやうに、當時に於いては互ひに兄弟と見做されてゐたのである。また茲に謂ふ姉妹とは、第一、第二、第三及びより

遠縁の従姉妹を含めたものであつて、今日我々が姉妹を目するやうに、當時これらの従姉妹は互ひに普通の姉妹と見做されて居たのである。此家族形態は血族家族に繼いで起つたもので、チュラニア及びガノワニア血族制度を造り出したものは實に此種の家族であつた。此ブナルア家族と、上に擧げた家族の形態とは、孰れも野蠻時代に屬するものである。

(3) 一對家族

元來此一對と云ふ言葉は希臘語の *Syndazo* (對する) 及び *Syndyasmos* (二人を結びつける) から來たものであつて、婚姻なる形式の下に一人の男子に一人の女子を配遇することを以つて其基礎としたが、二人は必ずしも同棲するを要しなかつた。之れは一夫一妻家族の胚種であつて、離婚は夫妻双方の同意によつて行はれた。尤も此家族形態は血族制度を造り出すには至らなかつたものである。

(4) 父家長的家族

此家族は一人の男子と數人の妻との婚姻を基礎とした。茲に用ひた父家長的家族と云ふ語は極めて狭い意味で、特にヘブライの牧畜種族のみに用ひたものであつて、かゝる牧畜種族の會長は一夫多妻主義を實行して居たのであるが、此制度は餘り廣く行はれなかつた爲めに、人類進歩の上には格別影響を及ぼさなかつた。

(5) 一夫一妻家族

之れは一人の男子と一人の女子との婚姻を基礎とし、必ず同棲すべきことを條件とした。夫妻同棲と云ふことが此制度の根本的要素をなして居るのであつて、文明社會の家族は何れも此形態を採り、本質に於いて近代的のものである。尙ほ此家族形態は、獨立した血族制度を造り出した。

以上に對する實證は何れ本書中の他の場所に擧げる積りであるが、我々はそれに依つて、此等種々なる家族形態が人類進歩の種々なる階梯に於いて存在し、且つ一般に普及してゐたことを教へられるのである。

第三章 人類の進歩率

(一) 人類進歩の諸徑路への溯行

種族上の各時代に成就された諸事績を綜合し、その各をば明かに區別された一組の事績と見て彼此を比較し、以つて各時代に於ける人類進歩の相對量及び比率に關する印象を得る事は、洵に策の得たるものである。尙ほ此方法に依れば、我々は種族上の諸時代に於ける相對的期間について何等かの概念を得ることが出来る。然し此種の調査を有力のものたらしめるには、之れを一般的のものとし、且つ概括的性質を帶ばしめなければならぬと同時に、又各時代の主要なる事績にのみ調査を限ることが必要になつて来る。

人類は文明状態に到達することが出来た前に、先づ文明のあらゆる要素を蒐集しなければならなかつた。即ち先づ野蠻状態から低位未開状態に進み、次いで此低位未開状態からホーマー時代のギリシア人若しくはアブラハム時代のヘブライ人の域に進歩すると云ふ風に、其生活状態に驚くべき變化を生じたのである。歴史上の記録に存する文明時代の人類の累進的進歩は、其以前の諸時代に於ける人

類にとつても亦眞であつたに相違ない。

人類進歩の數條の徑路に沿ふて、人類が存在し始めてからの原始時代に溯り、其主要なる制度や發明發見などを、それ等のものが出現した順序に従つて一つ一つ削除して行けば、各時代に行はれた人類の進歩の程度を明かに知ることが出来るであらう。

(二) 近世文明の主要なる貢獻

近世文明の主要なる貢獻は、電信、石炭、瓦斯、紡績機械、力織機などや、多數の附屬機械を有する蒸氣汽罐（機關車、汽車、汽船等を含む）や、望遠鏡や、空氣の比量及び太陽系の發見や、印刷術、運河、水閘、海員用羅針盤、火藥などである。其他多くの發明、例へばエリクソン推進機の如きは、上に列舉したものゝ何づれかに續いて行はれたものであつて、それと密接に關聯するものであるが、中には例へば寫眞機其他茲に一々列舉する必要の無い幾多の機械のやうな、例外もある。尙ほ此等と共に取り除いて行かなければならないものは、近世科學、宗教上の自由及び普通教育、代表制民主主義、議會を有する立憲君主制、封建王國、近世の特權階級、國際法、議會條例並びに慣習法典などである。

要するに近世文明は、何事によらず、古代文明に於ける價值のあつたものを悉く復興し且つ吸收し

た。人知の總和に對し近世文明の貢獻する所は頗る偉大であるに相違なく、且つ其進歩も迅速であり功績に於いても赫々たるものがあるけれども、古代文明を全く壓倒して、之れを比較的無意味なものたらしめる程途方もなく偉大なものではないのである。

(三) 古代文明の主要なる貢獻

ゴシック建築や世襲的地位を持つ封建貴族政治や、ローマ法王を首長に仰ぐ教政主義を産んだ中世期を経て、我々はローマ及びギリシア文明に入るのである。此文明は注目すべき大發明、大發見をこそ缺いてゐるけれども、藝術の上に、哲學の上に、又組織的制度的上に一大特色を發揮した。此等文明の主要なる貢獻としては、帝王政治、國王政治、民法、キリスト教、元老院及び執政官を有する貴族民主混合政治、參議院及び國民議會を有する民主政治、軍隊紀律を伴つた騎兵及び歩兵の軍隊組織、海上戰鬪の實習を伴ふ海軍の設置、大都市の建設及び其都市法、海上貿易、貨幣の鑄造、領土及び財産を基礎とする國家の建設、更に發明に於いては煉瓦製造、起重機(一)、工場の動力としての水車、橋梁、上水溝渠及び下水道、導水渠として用ひられた吸管附の鉛管、穹門、秤量器、古典時代の藝術及び科學、並びに建築上の各種の様式をも含む其成果、アラビア數字及び字母の發明等を擧ぐべきである。

(一) エザプト人は起重機を發明したらしく思はれる(ヘロドタス史書第二〇卷一二五頁)。また彼等は、秤量機をも有してゐた。

此等の文明は主として其以前の未開時代に於ける發明、發見及び制度から採用されたのみでなく、又此等のものを根柢としたのであつて、文明人の業績が如何に著しく且つ偉大なものであるにもせよ未開人としての人類の事業を全く晦没し去る譯には中々行かないのである。未開人としての人類は、字母の發明を除けば、文明のあらゆる要素を造り出し且つ所有してゐた。さて未開人としての人類の業績は人類進歩の總和に比例して考量すべきであつて、其重要な程度を秤量すれば、未開人の業績はそれ以後に於ける人類のあらゆる事業を凌駕するものと認めざるを得ないのである。

文字を記すこと、又は石材に象形文字を刻記することは、文明の發端を示すに適好なる一の標準と見るべきである(二)。若し文字を以つて記録することがなかつたならば、歴史も文明も存在するものとは、正しい意味では云ひ得ないのである。ホーマーの詩の如き、それが口頭を以つて傳へられたか、それとも文字を以つて記されたかを問はず、兎に角その産出はギリシア文明の泰明を劃するものを見るべきであつて、常に新らしく、常に驚嘆すべき此等の詩は、實に一面に於いて人種學上偉大なる價值を有し、此價值あるが爲めに他の美點を更らに一層光彩陸離たらしめるのである。殊に『イリアッ

『ド』はさうであつて、ホーマーが之れを作つた時代に至るまでの人類の進歩を示す現存の記録中最古のものであると同時に、又最も詳細を極めたものである。ストラボンの如きはホーマーを激稱して『地理的科學の父』(三)とまで呼んで居る程である。併し大詩聖ホーマーは、其後に連續する幾時代にとつて無限に重要視すべきものを、即ち當時のギリシア人の藝術、習俗、發明及び發見、生活狀態等に關する驚く可きまでに詳細な説明を、恐らく何等の計畫も持たずに與へたのである。彼れの詩は當時尙ほ未開状態にあつたアリアン族の社會に關する最初の包括的描寫であり、當時に於ける人類の進歩状態及び其詳細に關して述べ盡さざる所なきものである。此等の詩あればこそ、我々は強い自信を以つて、ギリシア人が尙ほ未だ文明の域に到達せざる以前既に多少の知識を持つて居たことを斷言し得るのである、尙ほ又、此等の詩は遙か昔の未開時代に溯つて闡明的の光明を投げるものである。

(二) 聲音字母は、他の大發明と等しく、連續的努力の最後に現はれたものである。進歩の比較的緩慢であつたエジプト人は、象形文字の種々なる形態を漸次に發達せしめ、漸く聲音の文字より成る二の綴音を發明する域に到達したので、此の時代に在つては自分等の努力を唯一の頼みとして居た。彼等は石材の上に永久に遺る文字を刻みつけることが出来た。次いで現はれたのが、初めて航海を行ひ、海上貿易を營んだ研究心の盛んなフェニキア人であつて、彼等は果して以前より象形文字に精通して居たかどうか不明であるが、一躍エジプト人の努力に参加して、天才的の靈感により、エジプト人が夢想しつゝあつた問題を美事に解決し得たものゝやうに思はれる。即ちフェニキア人は十六文字より成る彼の驚異すべき字母を發明し、此字母

は總て人類全般に書體言語と、文學的及び歴史的記録に要する手段とを與へたのである。

(三) ストラボン地理書第二卷二二頁。

(四) 晩期未開時代の主要なる貢獻

ホーマーの詩を道案内と恃み、晩期未開時代への溯行を繼續して、人類の知識及び經驗から剔抉したいと思ふのは、作詩の發明、オリムピア丘上の神々を取扱つた微妙な形の古代神話、寺院の建築、玉蜀黍及其他の栽培植物を除く以外の、田畑農業を伴つた穀物に關する知識、胸牆や高塔や樓門を備へ、石壁を以つて圍繞された都市、建築上に於ける大理石の使用、板木及び恐らくは釘を用ひてする造船術、車輛及び戰車、金屬製の甲冑、尖端に銅を附した槍及び浮彫を施した楯、鐵製の刀劍、葡萄酒の醸造、恐らくは螺旋を除く發動裝置、製陶用轆轤並びに碾穀用の手臼、織機で造つた亞麻及び羊毛の織物、鐵製の斧及び鋏、同様に又鐵製の手斧及び鉞、鐵槌及び鐵床、鞆及び鎔鐵爐、鐵礦を鎔解する爲めの丘腹の窯爐並びに鐵に關する知識などである。今、上に列舉したものゝ外に尙、一夫一妻制の家族、英雄時代に於ける軍隊の民主主義、さてはより後代に於ける氏族、種族、部族の組織、恐らくは又アゴラ即ち人民會議、更らに家屋及び土地の私有に關する知識、岩に固められた都市に於ける進歩した形式の都市生活等も取り除いて考へなければならぬ。かくする時、最高位の階級に屬する

未開人は彼等の驚異すべき事業の一部分をば、これによつて取得した精神的並びに道德的發達と共に放棄するに至るであらう。

(五) 中期未開時代の主要なる貢獻

此點から更らに中期未開時代に溯行すれば、諸種の徵證は漸次に明白を缺き、各種の制度、發明及び發見の出現した相對的順序も亦彌々不明瞭となつて來る。併しアリアン種族の此等の遠い時代に溯つても、進歩の跡を辿る爲めの知識は必ずしも皆無ではない。既に述べた如き理由の下に、單りアリアン種族とのみ云はず、他の諸種族にも亦我々の希望する研究資料を求め得るのである。

次で中期未開時代に入れば、前と同じ方法を以つて、人類の經驗から抉出したいものは、青銅製造の方法、家畜の群、アドープ煉瓦、土砂の灰泥を所々に施した裝飾石材の塀を圍らした共同家屋、サイカロピアン式(譯者註、ギリシヤの建築様式)障壁、杭の上に築造された湖上の家屋、金屬鎔解用の木炭及び坩堝の使用を伴ふ天然金屬に關する知識(四)、銅製の斧及び鑿、及び幼稚なる織機、灌溉、堤道、貯水場及び灌溉用運河等に依る耕作、舗道、柳枝製の吊橋、服裝により區別され、階級に組織された僧職を伴ふ擬人的の神々、人間の供物、アズテック式の軍隊的民主主義、西半球に於ける木綿其他植物纖維より成る織物、東半球に於ける木綿及び亞麻の織物、裝飾陶器、尖端に燧石を附した木製の刀劍、研磨

した燧石及び其他の石で造つた器具、棉花及び亞麻に關する知識、家畜等である。

(四) ホーマーは天然金屬に就いて語つて居るが、天然金屬はホーマーよりも遙か以前鐵の發見に先だつて、既にギリシヤ人の間に知られて居たものである。尙ほ此の天然金屬を鎔解する爲めの木炭及び坩堝の使用は、鎔鐵術の先驅をなしたものである。

(六) 初期未開時代の主要なる貢獻

此時代に於ける人類事績の總和は、次の時代のそれに比すれば量に於いては少なかつたが、人類進歩の總和に對する關係より觀れば、其貢獻する所は頗る偉大であつた。此中には將來に於いて獸肉と獸乳とを永久に亘つて人類に供給し、遂には田畑農業を採用せしめた東半球に於ける動物の馴養をも含んでゐる。尙ほ東半球に於いては、天然金屬に對する實驗も創始され、其結果は遂に青銅を産生せしめるに至つたのみでなく(六)、又鎔鐵上のより高等な方法をも發見する途を開いた。尙ほ西半球に於いては、天然金屬と其利用法とを發見し、其結果として單獨に青銅のみを産出するに至り、また玉蜀黍及び他の植物の栽培に灌溉の方法を用ひ、且つ防岩の性質を帯びた大規模なる共同長屋の建築にアドープ煉瓦及び石材を用ひる等の特色が示されてゐた。

(五) ベックマンは調査の結果、ギリシヤ人並びにラテン人が鐵に關する知識を獲得した以前に、果して眞の青銅が存在し

て居たか否かに關し疑念を残して居る。即ち彼れの觀る所では、『イリアッド』の中に出て居る所謂「エレクトラム」なるものは多分金銀の合成物であつたらしい（ベックマン著『發明史』Beckmann's History of Inventions, Burns ed 第二卷二二二頁）またローマ人の所謂「スタンナム」なる金屬は銀と鉛との合成物で、ホーマーが「カシテロン」と名づけた物と全く同一物のものである（同著第二卷二二二頁）。ホーマーの所謂カシテロンなる語は錫を意味するものと一般に解釋される。ベックマンは青銅と稱する合成金に關し説いて曰ふ。私の觀る所に據れば、此等のものの大部分は正しい意味の「スタンナム」と稱すべき金屬を以つて製造されたものであるが、之れはより貴重なる金屬の混和と、幾分困難な鑄解上の手数をかけると、純然たる銅を其儘用ひるよりも器具の製造に適當となるのである」と（同著第二卷二二三頁）。此等の觀察は地中海沿岸の諸國民のみについて行はれたものであるか、此地方では錫は産出されなかつたのである。さてメキシコ、オーストリア、デンマルク及びヨーロッパの他の諸國に發見された斧、小刀、剃刀、刀劍、匕首及び裝身具等を分析して見た結果、此等の物は何れも銅と錫との合金で出来てゐることが分つた。従つて銅に對する嚴格な定義には當て嵌まらないのである。尙ほ此等の器具を發見した結果として銅は鐵よりも先きに産出されたことも亦明かとなつた。

更らに溯行を進めて初期未開時代に入つたとき、人類の取得したもの、中から除去して考へたいは、數名の會長より成る會議に依つて統治された氏族、胞族、部族等を基礎とせる聯合であつて之れは其時代前に知られて居つたものよりも遙かに高度の組織を有する社會状態を發生せしめたものであつた。尙ほ西半球に於ける玉蜀黍、大豆、南瓜、煙草等の發見及び其栽培、澱粉性食物に關する知識、

經緯を以つてする指頭機織、鞣された鹿の皮の短袴、狩獵靴及脚絆、鳥をうつ吹矢、防禦用の村落防柵、諸種族の獲物、臚ろ氣な乍ら天帝の存在を認めた幼稚な崇拜、戰時に於ける食人の習慣、及び最後に陶器製造術等を擧げなければならぬ。

我々が時代及び發達の順序に従ひ人類進歩の階梯を次第に溯つて行くに連れ、發明は彌々單純となり、且つ人類の一次的欲求と益々直接に關係し來たり、又諸制度も同族から成立し、自ら選舉せる會長の下に在る氏族の原始的形態と、數名の會長より成る會議の下に立つ近親關係を基礎とする所の數個の氏族に依つて構成される部族とに彌々接近して來るのである。此時代に於けるアジア及びヨーロッパ諸種族の生活状態に關しては、今日記録に残つて居るものが殆んど無いと云つても良いのである（當時、アリアン種族もセミチック種族も、恐らくまだ出現しなかつたであらうから）。たゞ陶器の發明と動物の馴養との中間に立つ古代技術の遺物に徴して、僅かに之れを窺ふことが出来るのみである。此時代に屬する種族の中には、バルチック海の沿岸に貝塚を築いて其中に棲息し、唯だ犬を飼育するのみで、他の動物を全く持たなかつた種族も含まれてゐる。

要するに、未開状態に於ける三時代を通じて人類が成就した事績を正確に計量して見ると、單に其數及び眞價に於いてのみならず、又これに當然伴ふべき精神的並びに道德的發達に於いても、著しい

ものがあつたと見做すべきである。

(六) 野蠻時代の主要なる貢献

次に長期間に亘つた野蠻時代に溯つて、人類の知識中より我々の削除してゆきたいのは、氏族、種族、部族等の組織、一對家族制、最低形態に於ける地水火風の崇拜、綴音言語、弓矢、石及び骨で造つた器具、籐及び軸木製の籠、皮革製外衣、ブナルア家族制、性を基礎とする社会組織、家屋の密集より成る村落、樹皮製及び刳抜の獨木舟を含む造船術、尖端に燧石を附した投槍及び戦闘用棍棒、粗末なる燧石器具、血族家族制、單綴音言語、物神崇拜、食人の習慣、火を使用する知識、及び最後に身振り言語 (六) 等である。此等數種の獲得が行はれた順序に従つて、其獲得したものを次から次へと、排除して行くと人類が漸く火の使用を習得しつゝあつた人類生存の極めて幼稚な時代に甚だしく接近して來るのである。火の使用は、魚肉生活と原生地の變更とを可能ならしめたのである。斯くまで幼稚極まる時代に於いては、人類は啻に人類と云ふ階梯に於ける最下段に立つ眇たる一兒童たるのみではなく、又此等の制度、發明、發見等によつて表現された思想や概念も、一として滲入することのない程單純な腦髓の所有者であつたと見られるのである。一口に云へば、彼等は階梯のドン底にあつたのであるが、併し潜勢的には爾後彼等の生成し得たものゝ凡てであつたのである。

(六) 抑も言語なるものゝ起源に關しては深き研究の行はれたる末、此問題を解決して行く途上に幾多の大困難が横はつてゐることが判明した。今や此研究は何等の利益なきものとして、學者間に同意の上、全く放擲されたかの觀がある。問題は、言語と云ふものゝ實質それ自身よりは、寧ろ人類の發達及び精神的原理の必然的作用についての法則に關聯してゐるのである。ルクレシアスは曰ふ。—原始時代の人類は音聲と身振りとによつて、覺束無いながらも、互ひの意思を疏通せしめた (ルクレシアス哲學者第五卷一〇二頁)。彼れは更らに、思想なるものは言語に先だち、又身振り言語は分節的言語よりも先きに發達したと推定してゐる。換言すれば、身振り言語及び記號言語は原始的のもので、分節的言語の姉分と見做すべきものゝやうに思はれるのである。野蠻人は姑らく措き、未開人の間に於いては、彼等の方言が共通でない場合には、相互の意思を疏通せしめるに方つて、一般に身振り言語又は記號言語を用ひてゐる。アメリカ大陸の土蕃は此種の言語を發達せしめ、一般の意思疏通の爲め之を適切なものたらしめることの可能であることを證據立てた。彼等が之れを使用する所を見るに、頗る優雅且つ明瞭であつて、一種の快感を覚えしめる。身振り言語は自然の象徴シムボルから成るものであるから、其中に普遍的言語の要素を含んで居る。記號言語は聲音言語よりも、發明するに容易であり、且つ習得するにも遙かに容易であるが故に、此方が先きに發明されて、分節的言語が後に發明されたと想像されるのである。此假説を論據とすれば、聲音は身振りを援助するために初めて現はれたものらしく、而して之れを使用して居る間に、漸次因襲的意義を持つに至つたのであるから、聲音言語はその程度に於いて記號の代用をなすか、又は後者に合同せしめられてしまふのである。のみならず、聲音言語は音聲器官の機能を發達せしめる傾向を有して居る。それ故、身振りと言ふものは分節的言語の發生以來、常にそれに伴つたものであると云ふほど明白な問題はあり得ないのである。身振りは今尙ほ依然として音聲と分離すべからざる關係を保ち、その存続することによつて、

古代人の精神上的の慣習の遺物をいつまでも保存せしめてあらう。若し言語が果して完全なものであつたとすれば、其意味を伸長したり又は強めたりする爲めに身振りを用ふるのの一の缺陷となるのである。そこで言語の發達の階梯を下つて昔に溯り言語の彌々粗雑な形態に達するとき、我々は身振りが其分量に於いても形態の種類に於いても、益々増加して行くのを發見し遂には身振りの援助を借るにあらざれば、言語が殆んど了解出来ない程までに身振りをたよりにするのを見出すのである。兎に角言語と身振りとは、野蠻時代に於いては兩々相提携して發達且つ繁榮し、更らに未開時代の遙か後代に及んでも、其形こそ變化したれ、依然として互ひに離るべからざる結合を保つてゐたのである。言語の起原と云ふ問題を解決せんと熱望する人々は、先づ身振り言語に依つて與へらるべき暗示を充分に調査する必要がある。

發明及び發見が出現し、それに伴つて諸制度が發生すると共に、人類の心意は必然に生長し且つ膨脹する。斯くて我々は脳髓そのもの、殊に大脳部分が漸次に擴大して行くことを認めるに至るのである。野蠻時代に於いて此精神的發達が緩慢であつたことは、極めて單純な發明でも、全然無から、或は人類の精神的努力を援けるといふ方面より見れば殆んど無に近いものから、之れを仕遂げることが極めて困難であり、且つ斯くまで粗雑な生活状態のもとに利用し得べき何等かの物質又は力を自然界に發見することが極めて困難であつたのであるから餘儀ない所である。また斯くも野蠻的な取扱ひ難き材料を以つてしては、最も單純な社會形態ですら、これを組織することの困難は決してより鮮少ではなかつたのである。最初の諸發明及び最初の種々なる社會組織は之れを成就するに最も困難であつ

たことは疑ふべからざる所であり、従つてそれらのものは極めて長い時間に依つて互ひに隔てられてゐるのであつた。家族形態の逐次的發展は何よりもよく之れを説明して居る。幾何級數的比率を以つて進む此進歩の法則は、野蠻時代が長かつたことを十分に説明してゐるのである。

(七) 原始人類の僅少なる貢獻

人類の原始的狀態が實質的に以上の通りであつたことは必ずしも最近の説ではなく、また近世に生じた説でもない。古代の詩人及び哲學者の一部は夙に此事實を認め、人類は極端に粗雑な状態に生活を始め、徐々と連續的階梯を登つて漸次向上發展するに至つたものであると説いてゐる。彼等は尙ほ人類發達の過程が發明及び發見の累進的系列によつて記録されて居ることまでも認識して居るが、然し彼等は社會的制度和云ふ立脚地から觀たより、決定的の論議を認めることが出来なかつたのである。

(八) 幾何級數的なる人類の進歩

種族上の數時代の相對的期間と直接關係を有する人類進歩率と云ふ重大問題は、今や我々の目前に現はれて來た。さて人類の進歩は、初めより終りに至るまで、縦ひ嚴密にはなくとも、本質に於いては幾何級數的の比率を示して來たものである。これは事實そのものに照らして見れば明かな事であり、また理論的に見ても、斯くなるの外はなかつたのである。即ち絶對的知識の項目の一つ一つが、

一たび人類によつて獲得さるゝや、それは直ちにその次の知識の一動因となり、斯くて終に今日の複雑な知識程度に到達したのである。従つて人類の進歩が最初の時代に於いては最も緩慢であり、最後の時代に至り最も迅速となつたことは事實であるにもせよ、此等兩時代に於ける各事業完成を其總和に關係させて考察する時、其相對量は寧ろ最初の時代に於いて最大であつたかも知れない。人類進歩の總和に關係させて考へるならば、野蠻時代に於ける進歩の度合の方が其次の未開狀態の三時代に於けるよりも却つて大であつたこと、同様に又、未開時代の全期を通じて實現された進歩は、其後に生じた文明時代の全期に於ける進歩よりも其度合に於いて遙かに大であつたことは、究極的承認を與へても大過ないものと言ひ得るのである。

(九) 種族上諸時代の相對的期間

尙ほ此等種族上諸時代の各相對的期間が幾許であつたかといふことは、好個の研究題目である。精確な計量は到底得られないが、概算だけは得られないことはない。幾何級數的進歩説に従へば、野蠻時代は必然に未開時代よりも長く、未開時代は文明時代よりも長く續いた筈である。そこで各時代の相對的期間を見出す爲に、地球上に人類が存続した期間を十萬年と假定すれば——勿論此目的の爲めには、十萬年では長かつたかも知れないし、短かつたかも知れないが——其中少くとも六萬年は野

蠻時代に割り當てられなければならぬことは、直ちに看取される所であらう。此割り當に従へば人類種族中最も進歩した部分の過去に於ける生活の五分の三は野蠻狀態の裡に過された譯であつて、残る二萬年即ち五分の一は、初期未開時代に割り當てられなければならぬ。中期及び晩期未開時代に對しては僅かに五千年そこ／＼しか残らない譯である。

尤も野蠻時代の相對的期間は、實は上に述べた所よりも以下であるらしい。此割り當の基礎たるべき原則如何を論ずることは姑らく措き、人類の進歩は必ずや幾何級數の原理に基いて行はれたものであるとの説以外に、尙進歩の累進的階梯は古代美術の遺物中に一般に認められ來つたと云ひ得るのである。そして之れは、諸制度に就いても等しく眞實であることが漸次分明となるであらう。兎に角、人類が野蠻狀態を経験した期間はそれ以後に於ける彼等の總ての經驗よりも長かつたこと、及び文明時代が人類經驗の一小部分を蔽ふてゐるに過ぎないと云ふ結論は、人種學上極めて重要なものである。

(十) アリアン、セミチツク兩種族の出現

人類諸種族中、アリアン及びセミチツク兩種族は最も早く未開狀態を脱し得たものであるが、之れは主として雜多なる人種が雜居してゐたことや、食物が他の種族よりも優つて居たことや、彼等が地の利を得て居たことなどの結果であり、恐らくは又、此等あらゆる原因の集まつた結果であるらしく

思はれる。兎に角、此等兩種族は實質的に文明の建設者であつたのである（八）。然し此等二種族が劃然他と區別された種族として生存したのは、比較的の意味に於いて、疑ひもなく後のことであつた。彼等の祖先は古代未開人の判然しない集團の中に姿を潜めてしまふのである。アリアン種族が初めて確然出現したのは、家畜を飼養し始めた時代と關聯してゐたが、當時彼等は言語に於いても國籍に於いても一國民をなして居たのである。併しアリアン種族若しくはセミチック種族が、中期未開時代の開始以前に一の民族として獨立し、家畜を飼養するに至つた結果として他の未開種族の集團から分化し始めたものとは考へられない。

（八）エザプト人はセミチック種族の遠縁に當るものと一般に想像されてゐる。

人類種族中最も進歩した部分は、謂はゞ進歩途上の或る階梯に於いて一時進行を阻止せられ、例へば動物の馴養又は鐵礦の鎔解の如き何等かの大發明又は大發見が生じて新らたに強力なる前進衝動を與へられるまでは、停止してゐたのである。彼等が斯く停滯して居る間に、進歩を繼續して來たより未開の種族等は、其接近の程度こそそれ／＼異れ、兎にかく彼等と同じ地位に迫つて來たのである。蓋し苟しくも大陸的聯絡が保たれて居る所に於いては、諸種族は互ひに或る程度まで相互の進歩に參加したに相違ないからである。大發明又は大發見は廣く傳播されて行くものであるが、併し劣等種族

は之れを利用し得るに先だち先づ其價値を充分玩味して居なければならぬのである。大陸地方に於いては、或る二三の種族が先頭に立つて進むのであるが、種族上の一時代中に、此指導者の地位は幾度も變更されることを免れないのである。有らゆる時代を通じて特殊なる諸種族の種族的紐帶及び生活が破壊され、延いて彼等が絶滅に歸せしめられた結果、人類進歩の潮流が一時阻止さるゝの己むなきに至つた場合は決して少なくない。然し、中期未開時代以來、アリアン、セミチックの兩族は、可なり立派に此進歩の中心的地位を占め來たつたやうに思はれる。而してその中心的地位は、漸次アリアン種族のみに依つて占められる所となつたのである。

右に述べた一般的命題が眞實であることは、アメリカ大陸の土蕃等が初めて發見された當時の狀況に依つて説明され得る。此等の土蕃はアメリカ大陸に於ける生活を先づ野蠻狀態から開始した。そして其精神的天稟に於いては甚だ劣つて居たにも關はず、彼等の大部分は能く此野蠻狀態を脱して、低位未開狀態に到達することができ、その一部たる南北兩アメリカの村落生活インディアン種族の如きは中位未開狀態にまでも進んだのである。彼等はアメリカ大陸に産する四足獸の中馴養すれば有用のものとなる望みのあつた唯一の動物駱馬を馴養し、又銅と錫とを合金して青銅を製造した。更らに高位未開狀態の域に達するには、一の發明を、而も最大なる發明を必要とした。鐵礦鎔解術が即ちそ

れである。彼等は東半球に於ける最も進んだ人類種族と何等の聯絡も持たなかつたので、此點から見ると、彼等が他より援けを借りずに野蠻状態から独自の發達を遂げたことは、實に注目すべき事實と見做さなければならぬ。アジア及びヨーロッパの諸種族が鐵製の器具を天から授かる機會を待つて居た間に、アメリカ・インディアンは、時の順序から云へば鐵の次に位すべき青銅を既に所持せんとしつゝあつたのである。東半球に於いて人類の進歩が斯く阻止されて居たとき、アメリカ大陸の土蕃たちは彼等が初めて發見された當時の進歩程度には達して居らなかつたにしても、殆んどそれに近い程度まで進んでゐた。其間に東半球の諸種族は、晩期末開時代文明の最初の四千年を通過しつゝあつたのである。之れは彼等が進歩の競争に於いてアリアン種族に遅れた期間、即ち晩期末開時代の期間を示すものであつて、それに尙文明時代の諸年を加へなければならぬのである。實にアリアン種族及びガノワニアン種族は、いづれも、五期に分たれた種族上の時代に於ける人類經驗の全體を例證するものである。但し晩期野蠻時代の最初の部分だけは例外である。

野蠻状態は實に人類種族の成立時代であつた。知識及び經驗上に於ける全くの無から身を起して、火もなく、分節的言語や諸種の技術も有せずして、野蠻時代に於ける我々の祖先は先づ生存の爲めに次いで進歩の爲めに惡戰苦闘し、終に兇猛な野獸の危害から安全に身を護り、恒久的食物を獲取する

に至つたのである。此等の努力に依つて、漸次に言語や地球全表面の占據等が發生して來た。然し社會は未だ極めて粗笨であつたため、到底多數の者を組織する能力は無かつた。人類中の最も進歩せる部分が野蠻状態を脱して低位未開状態に入つたとき、地球上の全人口は數に於いて甚だ僅少であつたに相違ない。極初期の發明は人類の抽象的推理力が稀薄であつた當時のことであるから、それを成就することは極めて困難であつた。知識の實質的な一片を獲得する毎に、次いで生ずべき進歩の根柢をなしたのであるが、進歩の途上に横はる幾多の障礙はそれに對抗する人間の精力と殆んど均等であつたため、右の如き知識の獲得は幾代もの間殆ど認められないほどであつたに相違ない。野蠻時代に於ける業績はその性質上格別顯著なものではないが、然し可なり完全な程度に達するまでの間、幾時代かの長期間に亘り、薄弱なる手段を以つて如何に絶大の執拗なる努力が繼續されたかを示すものであつて、弓矢の發明はこれが例解たるものである。

未發達な、無經驗な、且つ低劣な動物的嗜慾に依つて拘束せられてゐた野蠻人が、其精神的並びに道徳的階梯の下層に在つたといふことは、餘り喜んで承認されぬことであるが、それにも拘らず燧石や骨で造つた器具等の如き古代の遺物、及び或る地方に於ける穴居生活、人類の骨學上の遺物等は明かに此事實を立證して居るのである。此事實は尙ほ、過去の記念碑として、地球上の孤立せる地方

に遺され、低度の發達状態に在る種族の生活状態に依つても證明されるのである。而も此野蠻の大時代に、分節的言語が形成されて綴音的言語に發達し、又第一、第二のみでなく、恐らく第三の家族制度までも設定され、其名に相應しき最初の社會形態である所の氏族が組織されたのである。此等の結論は總て、本書の劈頭に述べた所の、人類は階梯のドン底から生存を開始したものであるといふ命題中に包含されてゐるのである。そして此命題は『人類及び其事業に關する最も周到な、盡さざるなき研究によつて近世科學が證明しつゝありと主張する所のものである』(七)。

(七) ウィットニー著『東洋及び言語の研究』Whitney, Oriental and Linguistic Studies 三四一頁

之れと同様に、未開の大時代は最も主要な四大事象を有することを特色とする。即ち動物の馴養、穀物の發見、建築上の石材使用、及び鐵鑛熔解術の發明等がそれである。最初は先づ狩獵の道連れとして犬を飼育し、次いで他の動物の子を生捕して育て上げたものと思はれる。要するに初めはたゞ面白半分にて育てたのであらう。斯様な動物の効用を發見してその數を増殖せしめる方法を案出し、飢餓に迫つても之れを喰はずに保存して置く忍耐を習得するまでには、餘程の時日と經驗とを要したのである。若し各動物馴養の特殊の歴史を知ることが出來るとすれば、その結果驚くべき幾多の事實が現はれて來るであらう。今日まで試みられた實驗は、極めて薄弱なものであつて、其覺えない機會の中

に人類の其後の運命の大部分を封じ込んで居るのである。第二に、栽培に依る澱粉性食物の獲得は人類經驗上の最大事象の一と見做さなければならぬ。動物を馴養する術を知つてから後には、此澱粉性食物の獲得は東半球では西半球に於けるほど重要視されなかつたに反し、西半球に於いては實にアメリカ土蕃の大部分をして野蠻状態より低位未開状態に進ましめ又その一部をして中位未開状態にまで進ましめる一手段となつたのである。人類は假りに此中位未開状態以上に進歩し得なかつたとしても比較的容易に且つ愉快に生活すべき手段を有してゐたのである。第三に、家屋の建築にアドーブ煉瓦と石材とを使用するに至ると共に、進歩の豊富なる源泉たる精神上の能力は増進せしめられ、且つ勤勉の習慣を生ぜしめるに極めて適切な、進んだ生活様式が採り容れられたのである。然し人類の高級な生活と關聯せしめて考へるとき、人類經驗中の最大事象にして文明に對する準備となつたものは實に第四の發明である。未開人が一步一步向上し、天然金屬を發見し、之れを坩堝中に鎔解して、鑄型に入れることを覺えたとき、又銅と錫とを合金して青銅を製出する術を發明したとき、最後に一層大なる思索的努力を以つて、鎔鐵爐を發明し、鐵鑛から鐵を製造するに至つたとき、文明に到達すべき彼等の戰は九分通り成功したのであつた(八)。斯くて鐵を以つて種々なる道具を造り、刃を附け端を尖らせることを覺えたので、人類は茲に初めて文明に到達すべき曙光を認めたと云へやう。實

に鐵の製造こそは人類經驗の事象中の事象であつて、他に匹敵するものを見ず、此發明に比へるときは他の有らゆる發明及び發見は殆んど取るに足らないものとなり、少なくとも從屬的地位に引下げられるのである。鐵の製造から槌及び鐵砧、斧及び鑿、鐵の尖端のある犁、鐵の劍等が生じたのであつて、要するに文明そのもの、基礎は實に此金屬によると云つても差支へ無いのである。未開時代に於ける人類に鐵が缺如して居たことは、彼等の進歩を著しく阻止した。若し人類にして此罅隙に架橋することが出来なかつたとすれば、彼等は恐らく今日まで未開状態に止つてゐたであらう。鐵鑛を鑄解しようといふ考へと過程とが人類に與へられたのは、蓋し之れが最初にして且つ最終であつたらしく思はれる。此大發明と其結果たる文明とが如何なる種族の功績に歸すべきであるかを知り得たならば我々は恐らく非常な満足を感じるであらう。兎に角、當時セミチック種族は既にアリアン種族よりも進歩して、人類全體の指導者たる地位に立つて居たのである。彼等は人類に聲音字母を與へたのであるが、鐵に關する知識も亦等しく彼等に依つて與へられたのではないかと思はれる。

(八) スキスの一技師キケレ氏は、同國ベルメ郡に於いて、鐵鑛鑄解用の丘腹鑄鐵爐の遺物數個をば鑄鐵具や鐵片や木炭と一緒に發見した。一の鑄鐵爐を造るには、先づ丘腹に孔を穿ち、其中に粘土を以つて鑄爐を築き、其上に風通しの爲め圓蓋狀の煙突を立てるのである。輪を用ひたと思はれる形跡はない。此等の鑄鐵爐には粉末にした鐵石と木炭とを交互に積み重ね、燃

燒を繼續せしめるには火焰を煽いだものであるらしい。斯くして製出されたものは、即ち海綿狀の軟かい半ば鑄解された鐵石であるが、之れは槌を以つて固い塊に鍛接せしめられるのであつた。木炭の堆積は厚さ十フートの泥炭沼の下に發見された。此等の鑄鐵爐が果して鐵鑛鑄解の知識と全く時代を同じうしたものであるか何うかは疑問であるが、兎に角それが最初に製造された鑄鐵爐と酷似した模造であることは事實らしく思はれる(ツキード・フ、ギエ著『原始人類』Vide Figulier "Primitive Man" Putnam's Ed III-1-110)。

ギリシアの諸種族は、ホーマーが詩を作つた時代に既に多くの重要な進歩を遂げて居たのである。當時普通の金屬は悉く知られ、鑛石を鑄解する方法も、又恐らく鐵を鋼鐵に變ずる術までも、既に知れて居たらしく思はれる。更らに栽培の技術、並びに田畑農業に犁を用ひる術は、これまた主要なる穀物と共に既に發見され、且つ既に述べた通り、犬、馬、驢馬、牛、豚、羊、山羊等は何れも馴養され、群を成して飼育されてゐたのである。建築術も漸く發達して、耐久的材料を以つて造られた、數室を有する(九)二階建以上の家屋も既に存在してゐた(十)。更らに造船術、武器、織物、葡萄酒醸造、林檎、梨、橄欖、無花果(十一)等の栽培、並びに着心地の良い衣服、有益な諸器具等も與へられて、人類の用に供されてゐた。然しながら人類の古代史は過ぎ去つた諸時代の中に葬り去られてゐる。傳説は滲透し難き程古い未開時代にまでも及んで居る。言語は極めて著しく發達し、至高の形態を有す

る詩は將に天才の靈感を體現するばかりの程度に達してゐた。未開時代の晩期に及び、ギリシアの諸種族は文明の門口まで連れ來られた。彼等は過去の偉大なる業績に勵まされ、經驗の學校に於いて剛健且つ明敏な者となり、不羈^{不羈}奔放なる想像の力を驅つて其創造力の精華を發揮したのである。未開状態は、偉大なる未開人の出現と共に其終りを筈げる。此時代の社會状態は後代のギリシア、ローマの學者達に依つて理解された所であるが、特殊の文化と經驗とを有する、それ以前の状态については、彼等も我々と同様に判然知る所はなかつた。たゞ彼等は當時の状态に對し時間的により接近してゐたので、それだけ又過去と現在との間に存する關係を我々よりも明確に見たといふに過ぎないのである。各種の發見や發明の系列には、人類が野蠻状態より徐ろにホーマー時代の状態に進むに方つて通過し來たつた諸制度發達の順序と等しく、何等かの連續關係が存すると云ふことは確かである。併し此等の兩時代を隔つる長き期間については、推測的考察をさへ加へた者がなかつたやうに思はれる。

(九) 『イリアッド』第六卷二四二頁『プライアム宮殿』

(十) 『オディッセー』第十六卷四八頁『ウリセスの家』

(十一) 『オディッセー』第七卷一一五頁

第二篇 政府觀念の發達

第一章 性を基礎とする社會の組織

(一) オーストリアの諸階級

政府觀念の發達と云ふ問題を取り扱ふに方つては、血族を基礎とする氏族組織が古代社會の太初的な骨組をなしたものととして、自然に我々の腦裡に浮んで來る。然し此氏族制度よりも尙一層古く且つ太初的な組織があつた。即ち男女の性を基礎とする組織がそれである。我々は先づ之れを研究しなければならぬが、それは此性を基礎とする組織が人類の經驗上珍らしいものであつたからではなく、氏族なるものに關する原理の胚種が此性的制度の中に包含されてゐるやうに思はれると云ふ一層高級な理由に基くのである。若し此推定が事實によつて證明されるとすれば、今日オーストリアの土蕃中に全盛を極めて居る男女の性を基礎とする階級組織が、氏族への基本的制度と著しく、古代に於いて人類の諸種族間に廣く行はれたものであることが明かになるであらう。

(二) 性を基礎とする組織

野蠻時代に在ては、規定の限界内に於いて、夫と妻との共有が社會制度の中心原理をなして居たことは直ちに看取される所であらう。群を基礎とした婚姻の権利及び特權 (Jura conjugalia) (一) なるものは一の老なる制度となるまでに發達し、應て社會構成上の有機的の原則となつた。かゝる婚姻の權利及び特權は當然に深く根を下してゐたものであつて、幾多の運動を経て初めて人々は除るに此制限から解放されるに至つた程であるが此等の運動は種々なる無意識的改革を馴致したのである。従つて家族なるものは、此婚姻制度の範圍が漸次縮小されるに連れて、低位の形態から漸次に高位の形態に發達して行つたものであることが瞭かになる。家族は先づ一群中の兄弟及び姉妹の雜婚を基礎とする血族制度に始まり、次いで今日オーストリア土蕃の諸階級に於けるものと等しき社會制度の下に、第二の形態たるブナルア制度に進化したのであるが、此ブナルア制度は第一の制度を破壊して、それに代ふるに互ひに其妻を共有する兄弟の一群及び互ひに其夫を共有する姉妹の一群を以つてしたのである。そして兩者何れの場合に於いても、婚姻は群の内部に行はれたものである。性を基礎とする階級組織及び其後に起つた血族を基礎とする高位の氏族組織は何づれも、自然淘汰に依つて無意識に行

はれた大なる社會運動の結果と見做さなければならぬ。此等の理由に依つて、以下説かんとするオーストリア土蕃の社會制度は、人類生活の下層に我々を還らせるものであるとは云へ、人類古代社會史中の顯著なる一段階を示すものであつて、周到なる考察に値するものである。

(1) ローマ人は *manium* と *Conjugalium* とを明かに區別し、後者が單に男女の肉體上の結合を意味するに過ぎないに對し、前者は一の社會制度として見做された結婚を意味するものとなした。

男女の性を根柢とする階級組織と、血族を基礎に置く原始的氏族制度とは、カミラロイ語を用ひるオーストリア土蕃の一部の間には今日も尙ほ行はれて居る。此種族はシドニーの北方ダーリング河地域に棲息する。この兩制度は又他のオーストリア諸種族の間にも現に行はれて居る所であつて、古代には彼等の間に一般に行はれて居たものと思はれる位、それ程廣汎に行き亘つて居るのである。少しく省察を試みれば、男女兩性の階級は氏族組織よりも古いものであることが明かになる。先づ第一に、氏族組織は男女の階級組織よりも高位にあるからである。第二に前者は、カミラロイ種族間に於いて、今や後者を顛覆しつゝあるからである。男女に別たれた階級は社會制度の單位ではあるが、その單位の地位は、氏族が充分に發達すれば、當然これに歸屬すべきものとなるのである。斯くて、注目すべき諸事實の結合が提示される。即ち性的組織並びに氏族組織は時を同じうして存在し、前者

は中心的勢力を有して居り、後者は未發達の状態に在つたが、前者の勢力範圍を侵蝕して、次第に完成の域に近づきつゝあつたのである。

(三) 性的組織の太初的性質

性を基礎とする組織は、今までのところオーストリア以外の何れの野蠻種族の間にも未だ發見されないが、極めて局限された原生地内に於ける此等オーストリア島住民の緩慢な發達、及び性を基礎とする組織の、氏族組織よりも更に太初的な性質は、後に及んで氏族制度を有するに至つた種族の間に、前者が先づ普遍的に行はれたものであらうといふ推測を我々に提示するものである。此階級制度は、之れを充分に辿跡して見ると、驚く可きまでに複雑したものであることが知られるけれども其精通に要する注意は酬ひられる所があるのである。此制度は單に野蠻種族間に於ける一の珍らしい社會組織と見るだけでは極めて僅少の興味しか惹起させないが、今日まで發見された社會組織の形態中最原始的であり、殊に我々アリアン種族の遠い祖先も恐らくは嘗て同様の組織の下に在つたものであらうと云ふ點から見れば、重要なものとなり、且つ我々に教ふる所あるといふことが判明するかも知らないのである。

(四) オーストリアの諸氏族

元來オーストリア種族はポリネシア種族よりも低位にあり、アメリカ大陸の土蕃に比すれば更らに遙か低位にあるものであつて、アフリカの黒奴にも劣り、殆んど人類階級のドン底に在るのである従つて彼等の社會制度は現存種族の有する何づれの制度よりも、原始的の類型に近いものであるに相違ない (110)。

(11) オーストリアの社會制度に關する詳細な事實は、同地の一英國宣教師ロリマー・ファイソンに負ふ所が多い。彼れは此等の材料の一部を教師リドレーから、又他の一部をランス氏から得たものである。リドレー師もランス氏も共に多年親しくオーストリア土蕃の間に生活し、各方面の觀察を試るに絶好の機會を有した人々である。ファイソン氏は私に此等の材料を送つてよこすに方り、此制度に關する批判的分析と議論とを加へたが、私は自分の觀察した所と共に、之を一八七二年『アメリカ藝術科學々士院々報』(Proceedings of the arts and Sciences, に發表した(同院報第八卷四一二頁参照)。

尙カミラロイ種族に關する概説はマクレン著『原始時代に於ける婚姻』(Mc Lennan 'Primitive Marriage', 一一八頁及びイラー著『初期人類史』(Tylor 'Early History of Mankind', 二八八頁)に出で居る。

氏族については次章に説く積りであるから、茲には之れを論ずることを省き、唯だ氏族の各階級を知るに必要な説明だけを與へるに止めて置かう。

カミラロイ種族は六種の氏族に區別され、此等の氏族は更らに其婚姻權に基いて次の二種に分類される。

(1) 一、大蜥蜴(デユリー)、二、袋鼠(ムリイラ)、三、袋栗鼠(ミユート)。

(2) 四、食火鶏(デイヌーン)、五、袋狸(ビルバ)、六、黒蛇(ヌライ)

(1)の下に擧げた三氏族は本來、基本的氏族の再分されたものであると云ふ理由に依つて、互に雜婚することを許されなかつた。然し彼等は他の氏族の何れとも婚姻することを許され、他の氏族も亦此等三氏族の何れとも婚姻することを許されて居たのである。今日カミラロイ種族の間に於ては、此古代の規則は或る特定の點に於いて大分變更されては居るが、まだ自己の屬する氏族以外の如何なる氏族とも婚姻關係を結ぶことを許されるといふ程度までは進んで居らぬ。男子も女子も自己の屬する氏族の者と婚姻することは絶対に許されて居ないのである。家系は母方の系統に依り夫妻間に生れた子供は必ず母方の氏族に歸屬するのである。此氏族制度が太初的形態を以つて行はれる處に在つては、何處に於いても此規定が氏族の根本的特色とされてゐる。従つて外部的特色について云へば、此制度はカミラロイ種族の間に於いて完成状態に達したものと見るべきである。

(五) ハツの階級

然るに尙ほ一種族を八階級に區別し、其内四ツは男子のみより成り、他の四階級は主として女子のみより成るといふ更に古い階級組織がある。之れは、氏族制度の發達を妨げる所の、婚姻及家系に關する一規定を伴へるものであつて、氏族制度が眞の論理的形態に發達しつゝあることを示して居る。即ち男子の四階級中唯だ一のみが女子の四階級中の甚だ一のみと婚姻し得るといふ規定である。その結果、理論上から言へば、一階級に屬する總ての男子は、彼等が婚姻することを許される所の階級に屬する總ての女子の夫であると云ふことになるのみならず、若し男子が最初に擧げた三氏族中の一に屬するものとすれば、女子も亦これに照應する三氏族中の一に當然屬しなければならぬ筈である。斯くて婚姻は一氏族に屬する男子と他の一氏族に屬する女子の一部との間に限られることになるのであるが、之れは氏族制度の趣旨に背くものである。蓋し氏族制度の趣旨に依れば、各氏族の總ての成員は自己の屬する氏族以外の如何なる氏族中の異性とも婚姻することを許さるべきが故である。右に謂ふ八階級とは左の通りである。

男子

女子

- | | |
|--------|--------|
| 一、イッバイ | 一、イッバタ |
| 二、クンボ | 二、ブタ |
| 三、ムリ | 三、マタ |
| 四、クツビ | 四、カボタ |

氏族の如何を問はず、イッバタは皆な互ひに兄弟の關係に立つものであつて、學理上から見れば普通の女性祖先と想像さるべき者の子孫である。クンボについても同様であり、又ムリもクツビも、夫々同一の理由の下に同様の關係に立つのである。同様に氏族の如何を問はず總てのイッバタは互ひに姉妹であり、總てのブタも亦同様である。更らにマタもカボタも、夫々同様の關係に立つてゐる。次に、總てのイッバイ及びイッバタは互ひに兄弟姉妹の關係に立つのであつて、彼等が同一の母又は同血の傍系親から生れた子供であるか何うかといふ事、又その屬する氏族の如何といふ事は敢て向ふ所でないのである。斯くてクンボとブタは兄弟であり、ムリとマタ、クツビとカボタも亦夫々互ひに兄弟姉妹である。イッバイとイッバタとが相會すると、互に一面の識なくとも兄弟姉妹と呼び掛ける。即ち、カミラロイ種族は、兄弟姉妹の一次的な四大群を以つて組織されて居るのであつて、其各群は男子の部と女子の部とから成つて居るが、彼等の占據する地域に於いては、互ひに雜居生活を營んで居

るのである。血族を基礎とせずして、性を基礎とする此制度は、氏族制度よりも古く、且つ繰返して云ふが、今日まで知られてゐる如何なる社會形態よりも太初的のものである。

(六) 婚姻に関する規則

此等の階級は勿論氏族制度の胚種を示してゐるが、未だそれを實現するまでには至つてゐないのである。イッバイとイッバタとは事實上二派に分れた單一の階級を形成して居る。而して彼等は互ひに雜婚することを禁じられてゐるのであるから、夫々相異つた名稱を附せられて居て、此等の名稱は各全一體を成してゐるといふこと、並びに彼等の子女は彼等自身の夫れとは異つた名稱を附せられるといふことさへなければ、彼等是一個の民族たるべき基礎を構成することになるであらう。此階級區別は氏族を基礎とせずして性を基礎とするものであつて、婚姻の規則に對して第一義的關係——それが本來的のものであるだけ又極めて注目すべき——を有して居るのである。

既に兄弟と姉妹とは雜婚を許されないのであるから、此等の階級は婚姻權、否、察る同棲權——と云つた方が此關係をより明瞭に言ひ現はす——に對して別種の相互關係に立つのである。斯くて、本來的の法律は次の如くであつた。

イツパイはカボタとは婚姻し得るが、他の何れの階級とも婚姻し得ない。
クンボはマタとは婚姻し得るが、他の何れの階級とも婚姻し得ない。

ムリはブタと婚姻し得るが、他の何れの階級とも婚姻し得ない。

クツビはイツバタとは婚姻し得るが、他の何れの階級とも婚姻し得ない。

後に示す如く、此排他的計劃は特殊の一點について變更された。即ち男子の各階級が女子の追加的な一階級と雑婚する権利を附與されたことになつたのである。此一事實の裡に、氏族制度なるものが如何に階級制度を蠶食し、延いては後者を顛覆せんとする傾向をさへ示すに至つたかと云ふことの證據が見出されるのである。

斯くて、各男子は其妻を撰擇するに方り、カミラロイ種族に屬する總ての女子の四分の一に範圍を制限されて居ることが看取されるのである。然し此點は、必ずしも該制度に於ける注目すべき部分ではない。理論上各カボタは各イツパイの妻であり、各マタは各クンボの妻であり、各ブダは各ムリの妻であり、更らに各イツバタは各クツビの妻である。此重要な點に關し我々に提供される資料は特殊のものである。前に擧げたファイソン師は、ランス氏が「ダーリング河に沿ふた國境牧畜場及びトランス・ダーリング地方に多年居住し、従つて土人と密接に交際した」ことを述べた後、ランス氏の次の

書信を引用して居る。「若し茲に一人のクツビがゐて一面識も無いイツバタに出逢ふと、彼等は互ひにゴリール（配偶者の意）と呼びかける。……即ちクツビがイツバタに逢へば、假令イツバタが他の部族に屬する者であつても、之れを自己の妻として遇するのであるが、彼れが斯くする権利は彼女の部族によつて認容されるのである。」従つて右のクツビと直接交際して居るイツバタは、何づれも等しく彼れの妻なのである。

茲に我々は、直接の確然たる形態を採つたブナルア式婚姻が、非常に廣い範圍に亘つて一群の中に行はれて居ることを發見する。尤も此大群は幾多の小群に分裂し、其各は住居及び生活の關係上互ひに結合したもので、謂はゞ右の大群の縮圖たるが如き觀を呈して居るのである。斯くの如く、我々の發見し得たカミラロイ種族の婚姻制度の下に於いては、總ての男子の四分の一は該種族に屬する總ての女子の四分の一と婚姻するのであるが、かゝる野蠻的生活の光景を見ても我々は敢て面を背向けるには及ばないのである。何となれば、彼等にとつては之れは婚姻の一形態なのであつて不穩當などといふことには毫もならないからである。此婚姻法は、一夫多妻制及び多夫一妻制を擴大した形に外ならないのであつて、以上二つの婚姻制度は、狭い範圍内で野蠻人の部族間に普く行はれてゐたものである。之れを立證する事實は、同族並に類縁を基礎とした諸制度の中に間違ひやうのない形態で存して

ゐるのであるが、それらの制度は其創始當時の風習が既に滅亡したにも關らず、尙ほ依然として存續してゐるのである。此雜婚制度は亂交状態から僅かに一步を出でたものに過ぎないことは、それが亂交に一の方法を附け加へたものに外ならないといふ事實に徴しても、容易に認め得る所であらう。而もそれは、有機的調節の必要上生じたものとされてゐるので、一般の亂交からは遙かに離れたものとなるのである。のみならず此制度は婚姻及家族に關する現存状態を明にする者であつて、此等のものは事實を離れては十分に其概念を形成する事が出来なかつたであらう。尙ほ此婚姻制は従前極端にも同族及び類縁の制度から推論されてゐた一つの社會状態を直接に示す第一の證據たるのである(三)。

(三)『人類種族の同族制及び類縁制』スミソソン研究報告『Systems of Consanguinity and Affinity of the Human Family (Smithsonian Contributions to Knowledge)』第十七卷四二〇頁以下。

子供等は依然其母の氏族内に留つてゐたけれども、同時に又彼等は兩親の屬する何れの階級とも全く異つた同一氏族中の他の階級に編入された。これは次の表に依つて明かとなるであらう。

イッバイ(男)はカボタ(女)と婚姻し、生れた子供はムリ(男)及びマタ(女)である。
クンボ(男)はマタ(女)と婚姻し、生れた子供はクッピ(男)及びカボタ(女)である。
ムリ(男)はブタ(女)と婚姻し、生れた子供はイッバイ(男)及びイッバタ(女)である。

クッピ(男)はイッバタ(女)と婚姻し、生れた子供はクンボ(男)及びブタ(女)である。

(七) 女性本位の家系

さて此等の家系を辿つて見ると、女系に於いてはカボタはマタの母であり、更らにマタはカボタの母に當り、同様にイッバタはブタの母であり、ブタは又イッバタの母に當ることが判る。男子の階級も亦同様であるが、家系は母方の系統を採るのであるから、カミラロイ種族は二人の假想的な女性祖先から派生したもので、此二人の女性祖先が本來的な二氏族の基礎となつたものと見るべきである。此等の家系を更らに其以前に溯つて見ると、各階級に流れる血は同時に又有らゆる階級を通じて流れることが發見されるであらう。

各個人は上に列擧した階級名の何づれか一を帯びるのであるが、茲に一言して置きたいことは、各個人は階級名の外に尙自己の固有名を附けるといふ事實であつて、此習慣は單に野蠻人部族の間のみではなく、又未開人部族の間にも普及されて居る。性を基礎とする此組織を深く鑿穿すればする程、それは野蠻人の事績としては益々驚嘆に値するものと見られて來るのである。此制度が一たび確立せられ、其後數時代に亘つて持續すると、それを廢止することが極めて困難となる程に強い力を以つて

社會を維持するのである。斯くの如き結果を收めんが爲めには、之れと同様か若くは、より高級な他の制度を必要とし、且つ數世紀の経過を要するであらう。殊に婚姻制度の及ぶ範圍が縮小されるれば、尙ほ更らの事である。

氏族組織なるものは、言ふまでもなく、上に述べた諸階級を變化せしめず、に其まゝ包容したる一層高級な組織として、是れに代つたものである。而して此氏族制度が時間的順序から云へば後に起つたものである事は、此等二種の制度の關係や、氏族制度の未發達状態や、氏族制度の蠶食を受けて大いに毀傷された階級制度の状態や、階級が尙ほ依然として社會組織の單位であるといふ事實などによつて示される所である。此等の結論は以下述ぶる所によつて明瞭となるであらう。

(八) 巨大なる婚姻制度

上に述べた所によつて見れば、氏族の構成は之れを階級と關係させて考察するとき初めて理解されるものとなるのであつて、後者は相互の各階級から派出した兄弟及び姉妹と一對を成して居るのであるが、氏族その者は階級を通して一對をなして居るのである。

氏族 男 女 男 女

- 一、大蜥蜴 イッパナ 悉くムリ とマタ又はクツビとカボタ
- 二、食火鷄 エ、ユイ 悉くクンボとブタ又はイッバイとイッバタ
- 三、袋鼠 ワビシ 悉くムリ とマタ又はクツビとカボタ
- 四、袋狸 パヂグイト 悉くクンボとブタ又はイッバイとイッバタ
- 五、袋栗鼠 オホツアム 悉くムリ とマタ又はクツビとカボタ
- 六、黑蛇 ブラツクスニーク 悉くクンボとブタ又はイッバイとイッバタ

特殊の一氏族に對する子供の關係は婚姻法によつて證明される所である。即ち大蜥蜴氏族に屬するマタはクンボと婚姻しなければならず、従つて彼等の子供はクツビ及びカボタであり、家系は母方に屬するのであるから、氏族に於ては當然大蜥蜴に屬すべきである。又大蜥蜴氏族のカボタは必ずイッバイに嫁さなければならず、彼等の子供はムリ及びマタであつて、之れも同一の理由に依り氏族としては矢張り大蜥蜴に屬すべきである。同様に食火鷄氏族のブタはムリと婚姻しなければならず、其子供はイッバイ及びイッバタであつて、氏族としては食火鷄に屬さなければならぬ。斯くて食火鷄氏族のイッバタはクツビと婚姻すべきであつて、彼等の子供はクンボ及びブタであり、之れも同様食火鷄氏族に屬する譯である。斯くして、氏族は何づれも其女性員の生んだ子供を成員に加へて維持され

るのである。他の五氏族の何づれについても、凡ての點を通じて同一の理屈が當て嵌るのである。斯くて理論上各氏族は女性祖先と想像される二人の女子の子供であり、且つ八階級中の四つを包含すべき筈であることが認められるであらう。元來、男子の階級が二つ、女子の階級が二つあつて、婚姻權の上から互ひに對峙して居た。そして後に及んで此四階級が更らに八階級に再別されたのだといふことは事實らしく思はれる。氏族に先だつて發達した制度としての階級は、明かに氏族の内部に配置されてゐたものであつて、決して氏族の區別によつて八階級が生じたものではないのである。

(九) 各氏族内に於ける男女の二階級

しかのみならず、大蜥蜴、袋鼠、袋栗鼠の三氏族は其包含する諸階級に於いては互ひに相對的地位に在るのであるから、三氏族は本來における一族の更に區分されたものであることは明かである。此二つの點に關しては、食火鶏、袋狸及び黒蛇の三氏族についても同一の事が言ひ得る。斯くて六つに區分された氏族は、相互に婚姻する權利を享有して居るが同氏族内では婚姻し得ない二つの原氏族に歸屬せしめられるのである。これは、最初に列擧した三氏族の成員が本來雜婚し得ず、殘る三氏族の成員も同様に雜婚し得ないと云ふ事實に徴しても明白な事である。三氏族がまだ一族であつた時

代に、氏族内の雜婚を妨げた理由は、三氏族に區分された後にも尙存續する。蓋し、彼等は其氏族名こそ違つてゐるが、同一の家系に屬するものであるからである。後に述べる積りであるが、之れと全く同一の現象はセネカ、イロコイ種族の間にも見出される所である。

氏族がまだ二種にしか分たれて居なかつた時代には、婚姻は特殊の階級のみに限られて居たのであるから、一方の氏族に屬する女子總數の半分は理論上他の一方の氏族に屬する男子總數の半分に對する妻であつたことになる。其後六氏族に區分されるやうになつてからは、幾多の階級が現はれ、且つ上述の制限が設けられた結果として、各個人が自己の屬する氏族以外の者と婚姻し得る利益は、たとひ無効にされないまでも、一時阻止されることゝなつたのである。此自己氏族外のものゝ婚姻することとは、實は此制度の主なる長所であつた。然るに六氏族に區分されるやうになつてからは、兄弟姉妹と云ふ直接親等の埒までも越へて近親婚姻が連續的に熾んに行はれるといふ結果を生じたのである。若し氏族に依つて階級が根絶され得たとすれば、かゝる弊害は著しく除去され得たであらう(四)。元來同一氏族内に階級組織を設けるに至つたのは、兄弟姉妹の近親婚姻制を打破せんが爲めであつたやうに思はれる。斯く考へることに依つて、恐らく此階級制度なるものゝ起原を説明することが出来るであらう。而も此制度は斯くの如き特殊の目的以外に出でなかつた爲め、極めて非難の點の多い婚姻制

をば其儘存續せしめ、加ふるに恒久的形態に固定せしむる結果を生じたのである。

(四) 例へばイッバイとカボタとの系圖を作つて、之れを四代目まで通り、其間に於ける各夫婦間に男子一名、女子一名、都合二名宛の子供を擧げたと假定すれば、其場合には次の如き結果を生ずるであらう。先づイッバイとカボタとの間に出來た子供はムリ及びマタである。後者は兄弟姉妹なるが故に婚姻する譯にはゆかない。二代目について言へば、マタと婚姻したムリの子供はイッバイ及びイッバタであり、クンボに嫁いだマタの子供はクッピ及びカボタである。此等の子供の中、イッバイは其従姉妹なるカボタを妻とし、クッピは其従姉妹なるイッバタを妻に迎へる。即ち二代目と三代目について言へば、クンボ及びマタを除いた八階級は二階級から新たに分派し來たことが分るであらう。次の親等即ち第三親等について言へば、二名のムリと、二名のマタと、二名のクンボと、二名のマタとが生ずる譯である。その中、ムリたちは第二従姉妹たるマタたちと婚姻し、クッピたちは之れ亦第二従姉妹たるマタたちと婚姻する。四代目になると、イッバイ、カボタ、クッピ及びイッバタの各階級に四名宛居る譯である。そして此等各四名のものは互ひに第三従兄弟及従姉妹に當る。此等の中でイッバイはカボタを娶り、クッピはイッバタを妻とし、斯くして甲の時代から乙の時代へと進むのである。婚姻し得べき殘餘の階級に屬する者も亦同様の家系を引き、同一の結果を生ずるのである。此種の細目を叙述することは讀者をして徒らに倦怠を覺えしむるものではないが、而もそれは古代社會に於ける人々は絶えず離婚する慣習があつたのみならず、又男女の性を基礎としたる社會組織の結果として離婚を余儀なくせられてゐたといふ事實を明かにするものである。勿論男性の階級と女性の階級とが、個人と個人との間ではなく、群と群との間に於いて婚姻するのであるから、此一定不變の徑路には必ずしも同棲が伴ふとは限らないのであるが、然し此制度の下に同棲は絶えず行はれたに相違ないのである。斯くて氏族が充分に成熟したとき、其至要目的の一

は遂に失敗に歸した譯である。即ち共通であると思像される一人の祖先の子孫中、半数は同族婚姻を禁ぜられ、従つて隔離された形であつたが、其代り他の何れの氏族とも婚姻し得る權利を生じたのである。

(十) 階級上に與へられた革新

階級の原組織に加へられた所の、氏族制度に有利であつた革新を一瞥することが、我々の攻究すべき問題として尙残つてゐる。此革新は氏族制度の理想に向つて今尙進行しつつある一の運動を示すものであつて、それは二つの事實の裡に現はれて居る。其事實といふのは即ち、第一に、氏族の各三對が一定の制限された範圍内に於いて互ひに離婚することを許されるやうになつた事、第二に、従前許されて居らなかつた階級との婚姻が許されるやうになつた事である。斯くて、大蜥蜴氏族に屬するムリは今や袋鼠族に屬する傍系の姉妹マタと婚姻し得るやうになつたが、本來彼れは反對の三氏族中のマタと婚姻し得るのみであつた。同様に大蜥蜴氏族のクッピは今や其傍系の姉妹たるカボタと婚姻することが出来る。食火鶏氏族クンボはマタと婚姻することが出来、食火鶏氏族のイッバイは黒蛇氏族に屬するイッバタを娶ることを許される様になつたが、之れは最初の制限に反するものである。氏族の各三對に屬する男子の各階級は、今や同じ三對中自己の氏族以外の二氏族に屬する女子の他の一階

級と別に婚姻することを許されてゐるやうに見えるが、従前に於いてはそれを拒まれて居たのである。尤もファイソン氏から送られた報告書は、私が今茲に示した程充分に婚姻制度上の變革を示すものではなす(五)。

(五) 『アメリカ藝術及科學々士院々報』『Proceedings of the American Academy of Arts and Science』第八卷四三六頁。

此革新は明かに一の退歩的運動ではあつたが、併し以上の諸階級を打破するの傾向を帯びてゐたことは事實である。今日觀察し得る範圍内に於いて、カミラロイ種族間に行はれた進歩の徑路は階級制より氏族制への推移を指してゐる。其結果、階級を以つて社會組織の單位とせず、氏族を以つて單位とする傾向を生じたのである。此運動に於いては、同棲制度が一の阻止的要素をなして其作用を蔽ふてゐた。此同棲制度の範圍を縮小せずしては、社會の進歩は到底不可能であり、且つ社會階級及び其特權が依然勢力を揮ふ間は、同棲制度の範圍を縮小することも等しく不可能であつた。かゝる階級によつて享有された婚姻權 (Jura conjugalia) は、一般カミラロイ種族にとつては著しい重荷であつて、それから解放されることがなかつたとしたら、彼等は其發見された當時におけると實質的に同一なる社會状態のもとに、尙ほ數千年の間止らなければならなかつたであらう。

これに稍類似した組織は、ハワイ人のブナルア制によつても示されるが、其特徴は以下説述する通

りである。低位又は中位に於ける野蠻状態の見出される何處に於いても、各群の特徴たる慣習の下に行はるゝ全群と全群との婚姻が發見されたが、此婚姻は或は其絶對的形態を以つて行はれ、或は又かゝる婚姻が人類史中の該時代全體を通じての常態であつたことを疑ふ余地なからしむる形跡を帶ぶるものであつた。此等の群が大なるものであつたか、小なるものであつたかといふことは、學說上どうでもよい問題である。かゝる慣習の下に共同生活を營む群の大小に實際上の制限を加へるものは、其境遇上の必要であつた。要するに夫及び妻の共有が野蠻時代の法則であり、従つてまた野蠻状態に在る社會の本質的條件であつたとすれば、野蠻時代に於ける我々自身の祖先も亦、人類のかゝる共通的经验に與かつたものであらうとの推測は蓋しの確であらう。

野蠻種族の低位なる状態についての説明は、此種の風俗習慣の中に見出されるのである。若し野蠻状態に於ける人類が地球上の孤立した一局部に残されて、人類一般の原始的状態につき證據を提示して呉れなかつたとすれば、それが如何なるものでなければならなかつたかといふ事の確乎たる概念を得ることは、到底不可能であつたであらう。斯くて茲に一の重要な推論が生じて来る。即ち、人類の諸制度は、互ひに相關聯した累進的連續を以つて發生したものであつて、孰れも現在の弊害から社會を救ひ出す爲めの無意識的な改革運動を示して居ると云ふことである。而も幾時代かの消長が斯かる

制度の上に影響を及ぼして居るのであるから、之れを正當に理解するには、先づ此見地に立つて研究をなす必要がある。オーストリアにおける野蠻種族は、今日文明階梯のドン底にあるものと推斷することはできない。何となれば、彼等の技術や制度は極めて幼稚なものであるとは云へ、彼等が決して階梯のドン底にあるものでない事を證明して居るからである。又彼等がより高級の状態から退歩したものであると推定すべき何等の根據もない。と云ふのは、人類一般の經驗せる事實は、斯の如き臆説に何等の健全な基礎をも提供する者では無いからである。勿論、種族及び民族が肉體的にも精神的にも進歩した事實は認められ、且つ其理由は人の知る所であるが、然し斯かる事實に依つて人類の一般的進歩が中絶を來たしたことはないのである。人類の知識及び經驗に屬する一切の事實は、全一體としての人類が低級状態より高級状態に着々進歩し來たつたことを證明する傾きがある。野蠻人が其生存を維持する爲めに行ふ諸技術は、著しく恒久性を帯びて居る。此等の技術は他のより高級な技術に依つて取つて代はられるまでは、決して失はれるものではない。此等の技術の應用と種々なる社會組織に依つて得られる經驗とにより、人類は必然の發展律に支配されて進歩し來たつたものである。尤もその進歩は數世紀の間、實質的には殆んど認知し難いものであつたかも知れない。氏族生活の破壊に依つて滅亡するに至つた種族又は民族の存することは事實であるとしても、人類の進歩が個々人の進歩と全く同一の経路を踏み來たつたことは疑ひを容れない。

(十一) 氏族は基本的制度

オーストリア種族における諸階級は氏族組織の初期の階梯を、進んでは又、それに依つて男女の性を基礎とせるものゝ如き太初的の組織を窺知するを得せしむる最初の、且つ——著者の知る限りに於いては——唯一の實例を提供するものである。それは原始時代に隣接せる社會を一瞥せしむるものゝ如く見える。他の諸種族にあつては、氏族制度なるものは婚姻制度の縮小されるに比例して發達せるものゝ如く思はれる。即ち社會が其内部組織を改善せんとする努力の面前に、婚姻に關する此等の權利が萎縮して行くに連れ、人類は益々其進歩の階梯を登り、人類の家族制度は諸種の連續的形態を経て次第に進んで行くのである。

オーストリア種族にして若し發見されずにあつたとすれば、彼等は數千年を経ても階級制度の打破を實現し得なかつたかも知れない。また彼等より有利な地位にあつた大陸の種族は疾くの昔に氏族制を完成し、更に種々なる制度を経て進歩し、遂に文明の域に入るに及んで、氏族制を捨て、しまつたのである。例へば、或は性を基礎とし、或は同族を根柢とする各連續的な社會組織の發生を説明す

る諸事實は、人種學上最高の價値を有するものである。此等の事實が示す所のものを知ることは、人類初期の歴史を適度に恢復する上に極めて望ましいことである。

ポリネシア諸種族間には氏族制度は全然知られて居らなかつたが、ハワイに於けるプナルアの習慣中にはオーストリアの諸階級に類似した制度の痕跡を認めることが出来る。先行的の知識や経験から絶對に獨立した獨創的思想といふものは、其數に於いて甚だ乏しいことは必然の事實であつて、人類の有する思想の總和を、何ものからも派生しない純然たる獨創的のものに還元することが可能であるとすれば、其結果は驚くべきほど少數のものとなるであらう。要するに、發達と云ふことが人類進歩の唯一の方法なのである。

此等の事實に依つて見ると、例へばモルモン宗の如き、近世文明にとつては無用の長物とも云ふべき制度の或るものは、古き野蠻時代の遺物に外ならず、人類の腦髓から艾除されずに今日まで残存したものである事が分る。遠き昔に於ける未開人や野蠻人の頭蓋骨の中に作用した所のものと同一の腦髓は、生殖に依つて今日まで傳へられたのであるが、此腦髓は中途の期間に得られた種々なる思想憧憬及び感情を以つて詰込まれ飽和せしめられた者である。即ち今日の腦髓は、幾時代かに亘つて積み來たれる經驗により生長し増大した昔ながらの腦髓に外ならない、未開状態の斯かる露層は、古代に

於ける未開人の性癖を啓示するものであつて、精神的間歇遺傳の一種として説明し得るものである。

古代に於ける人類が懷いて居た思想の二三の胚種から、人類の凡ゆる主要制度が進化し來たつたのである。此等の胚種は先づ野蠻時代に於いて其發達を開始し、未開時代を経るに及んで漸く醗酵し、更らに文明時代を通して其發達を繼續したのである。かゝる思想の胚種の進化は、腦髓其もの、本質的屬性を構成する自然の論理によつて指導され來たつたものである。如何なる經驗状態のもとに於いても、又如何なる時代に於いても、此原則の作用は頗る規則正しく行はれ、其結果は全く劃一的組織的であつて、明かに其經路を辿ることが出来る。此等の事實のみを以てしても、人類の起原が單一であつたことを立證すべき確實な證據が將來に於いて提供されることになるであらう。諸般の制度、發明、發見等の裡に啓示される人類の精神史は、個々人によつて永續せしめられ、經驗を通して發達せしめられた單一な種屬の歴史に外ならぬものであらう。人類の心意と運命との上に極めて強き影響を及ぼした思想の最初の胚種中には、政治に關するもの、家族に關するもの、言語に關するもの、宗教に關するもの、財産に關するもの等が含まれてゐる。此等の胚種は何れも、明かに其端緒を野蠻時代に發し、且つ論理的に發達したものであるが、現に尙ほ進歩しつつあり、將來に於いても永へに進歩を繼續すべき筈のものであるから、それには何等の終極的完成も在り得ないのである。

第二章 イロコイ氏族

(一) 氏族の組織

既に述べた通り、人類の經驗は、政治上にたゞ二つの企劃——科學的意味での——を發達せしめたに過ぎぬ。此等はいづれも、社會の確然たる秩序的の組織であつて、第一のものは最も古く、氏族、胞族及び部族を基礎とした社會組織であり、第二のものは時代から云つて最も新らしく、領土及び財産を基礎とした政治組織である。第一の企劃の下に氏族社會なるものが創造されたが、此社會に於いては政府は専ら一の氏族及び部族との關係を通して個人を取扱つた。此等の關係は純個人的のものであつた。次に、第二の企劃の下には、一の政治的社會が設立されたのであるが、此社會にあつては、政府は領土（即ち町や、郡や、國家など）に對する關係を通して個々人を取扱つた。此關係は純粹に領土的のものであつた。以上の兩企劃は根本的に相異なるものであつて、一は古代社會に屬し、他は近世社會に屬するものである。

(二) 氏族制度の遍在

さて氏族組織なるものは、人類の有らゆる制度中最も古く且つ最も廣く行はれたもの、一つであつて、アジア、ヨーロッパ、アフリカ及びオーストリア等における古代社會の政治は何れも殆んど普遍的に此企劃に従つたものである。氏族制度なるものは、社會を組織し、其結合を維持するについての要具であつた。それは野蠻状態に端を發し、未開時代の三期を経て、政治社會の建設を見るまで持續したのであるが、政治社會は文明時代が開始されるまでは起らなかつたのである。ギリシアの氏族胞族、部族、及びローマの氏族、種族、部族に類似せるものはアメリカ大陸土蕃の氏族、胞族及び部族である。同様に、アイルランドのセプトや、スコットランドのクランや、アルバニアのフララや梵語のガナスなども亦——比較を以上の程度に止めて考へるならば——通常クランと呼ばれて居るアメリカ・インディアンの氏族と同一のものである。我々の知る限りでは、此の組織は總べての大陸における古代世界の全體を一貫せるものであつて、文明の域に到達した種族によつて有史時代にまで傳へられたのである。單にそれのみではない。何所に發見された氏族社會も、其構成上の組織及び行動上の原則に於いては同一のものであつて、唯だ種族の進歩發達に比例して低位形態より高位形態への變化

があるに過ぎない。かゝる變化は、同一な本原的概念の發達史を物語るものである。

(三) 氏族の定義

ラテン語の *gens* ギリシア語の *genos* 梵語の *ganas* は、何れも第一義的には血族 (*kin*) を意味するものであつて、それ／＼ *gigno*, *signomai*, *ganamai* (『生む』の意) 等と同一の要素を含んで居り、従て此等の言葉は何づれも一氏族の各成員に共通した直系と云ふ意味を含んで居るのである。即ち氏族なるものは、共通の祖先を有し、氏族名に依つて區別され、且つ血を分けて居ると云ふ點に於て互ひに結合される一個の同族團體を意味する。氏族は斯かる直系子孫の一半を包容するのみであつて、太古に普く行はれた如く家系が母方の系統である場合には、氏族は祖先と想像さるべき一人の女子と、其子供と、彼女の子孫中の女子とのみから成り、女子を通して系統を續けるのである。また家系が男の方にある場合には、私有財産の出現以後、家系は斯く男性側に屬することとなつたのである。共同の祖先と推定される一人の男性祖先と、其子供と、彼れの子孫中の男子とのみが系統を續けるのである。今日我々の有する家族名は、要するに古代の氏族名が男系を通して存続したものに外ならない。近世に於いて家族と稱せられてゐる所のものは、血族關係の破れた組織なき氏族に外ならぬ。

ものであつて、其成員は家族名の見出される如何なる所にも広く分散してゐるのである。

上に列擧した諸民族の間に於いては、氏族は著しい特色を帯びた一の社會組織——其起原が遙か太古時代の晦暗の裡に埋没されて居るほど遠い昔から行はれて居るところの——を示してゐる。氏族なるものは又、古代社會の根本的基礎たる社會的並びに政治的の制度的單位であつた。此組織はギリシア語、ラテン語及び梵語を使用する諸種族の間に於いて一つの顯著なる制度となつたことは事實であるが、然し必ずしも此等の種族間にのみ限られた譯ではなく、アリアン種族に屬する他の諸民族、セミチックウラリア、ユラニア諸民族、並びにアフリカ、オーストリア、さてはアメリカ大陸の土蕃に迄も及んだのである。

抑も氏族の基本的構成並びに其機能、權能、特權等は如何なるものであつたか、我々は先づ此點に注意を向けなければならぬ。然る後出來得るだけ廣く、人類の各種族及び各民族の間に於ける其發達の跡を辿り、之れを相互に比較した上で氏族の根本的構成を立證することにしよう。斯くすることに依つて初めて、氏族なるものは人類最初の制度の一であると見做さなければならぬことが知られるであらう。

(四) 古代の常則たる女性本位の家系

人類の進歩につれて、氏族なるものは其太初的形態から最終の形態に推移する途上、幾多の連続的な發達階梯を経たものであるが、此種の變遷は大體に於いて次の二種に限られて居る。即ち、先づ第一に、イロコイ種族の間に行はるゝ如き太初的常則たる女性本位の家系を變じて、ギリシア及びローマの氏族に於ける如き最終常則たる男性本位の家系たらしめたこと、第二に又、一氏族に屬する死者の財産は太初に於いては同一氏族の者が相続したのであつたが、それを彼れの手から奪つて、先づ男系親族に、最後には其子供に相続せしむるに至らしめたことであつた。此等の變遷は一見些細な事のやうに思はれるが、實は社會状態の一大激變を意味すると共に、尙また累進的進歩の著しい程度を示してゐるのである。野蠻時代に端緒を發し、未開状態の三時代を通して維持された氏族組織は、進歩せる諸種族が文明時代に到達するに及んで遂に廢滅に歸したのであるが、それは氏族組織に依つては、文明の要求を満し得なかつた結果である。ギリシア人及びローマ人の間にあつては、政治的社會が氏族社會に取つて代つたけれども、それは文明時代が開始されてからの事であつた。一定の財産と住民とを有し、且つ政治體として組織された町（並びにそれと同等のものである市區）が、根本的に異

つた新たななる政府組織の單位及び基礎をなすに至つたのである。政治的社會が建設されて以後は、胞族及び部族の發達を伴つた此歴史的由緒ある古代組織は、漸次絶滅するに至つた。本書に於いては、此組織が先づ野蠻時代に始まり、文明時代に及んで遂に滅亡に歸するに至つた進歩の跡を辿るのが目的であつて、野蠻状態から脱し得なかつた人類種族の一部が進んで未開の境域に到達し得たのも、同じ種族中の或る一部のものゝ子孫が尙此未開時代に止まつてゐる間に文明を贏ち得たのも、みな氏族制度の下に行はれた事實である。實に此氏族制度こそ、人類の一部分を野蠻時代から文明時代に導いたものである。

我々は數多き種族及び民族について、氏族組織の現存形態と歴史的形態との雙方を有効に研究することが出来るが、然し此種の研究を試みるに方つては、先づ太初的形態における氏族から着手し、次いで進歩した諸國民間に於ける其逐次的變革の經路を辿つて進み、かくして氏族制度の變遷と、それを生ぜしめた原因とを發見することが得策である。そこで私は先づ、今日アメリカ土蕃の間に行はれて居る氏族制度に指を染めようと思ふのであるが、それは彼等の間に於ける氏族制度が太初的形態を備へて居る爲のみでなく、氏族に關する理論上の組織と實際上の運用とは古代ローマ人又はギリシア人の間に於ける氏族に依るよりも一層充分に研究し得るからである。實際また、ローマ人やギリシア

人の諸氏族を十分に了解せん爲には、今日のアメリカ・インディアン諸氏族の機能や是れに屬する機能や權利義務などに關する知識を獲て置くことは極めて必要な條件である。

アメリカの人類誌に於いては、氏族 (Sens) と云ふ言葉が普く使用されて居ることに氣付かなかつた結果、トライブ (Tribe) 及びクラン (Clan) なる語が右と同意義に使用されて居た。私も亦、本書以前の拙著に於いては、先輩の掣に倣つて此兩語を用ひて來た(一)。インディアン種族のクランとギリシア人及びローマ人のジェンズとを比較すれば、構造に於いても職能に於いても兩者が全く符合して居ることが直ぐ分る。之れはフレトリー (胞族) 及びトライブ (部族) に就いても同様である。此等數種の組織が互ひに符合することは疑を容れない所であつて、苟くも此事實を證明し得る以上、充分にして精確且つ歴史的なるラテン及びギリシアの用語例に立ち戻ることが寧ろ妥當であることは明かである。私は此問題について、既に必要な術語の置換を試みたので、次に此等數種の組織が互ひに相類似して居る事實を示すことにする。

(1) 一八四七年發行『アメリカ評論』誌所載『イロコイ種族に關するスケナンドアの論文』(Letters on the Iroquois by Skenandoh) 一八五一年發行『イロコイ種族聯盟』(League of the Iroquois) 及び一八七一年發行『人類種族の同盟並ニ類族制』(Systems of Consanguinity and Affinity of the Iroquoian Family) 『スミスソンの研究報告』第十七卷)等の中へ

私はトライブと言ふ語をサエンズなる語と同意義に解して、それに代用させたが、然し此等の言葉に依つて示さるゝ群については、正確な定義を下したのである。

アメリカ土蕃の政治上の企劃は、氏族制に始まり聯合制に終つて居る。而して此聯合制は實に、彼等の政治制度が到達し得た最高點なのである。右の政治企劃は一の有機的系列を示して居る。即ち先づ第一に來たるものは氏族であつて、之れは同一の氏族名を有する血族團體である。第二に來たるものは胞族で、之れは互ひに親族關係に立つ數個の氏族が、共同の目的の爲めに結合した一の集團である。第三には部族であつて、之れまた、通例胞族に組織されてゐる諸氏族の集合せるものであつて、其成員は皆な同一の方言を用ひてゐる。第四は部族聯合であつて、其成員は何づれも同一の母語から派生した様々の方言を用ひてゐる。かくして政治的社會即ち國家 (Civitas) から區別した意味の氏族社會 (Societas) と云ふものが生じて來るのである。此兩者の差異は普遍的にして、且つ根本的のものである。アメリカ大陸が初めて發見された際、其處には政治的社會も、市民も、國家も、文明も存在し無かつた。即ち最も進歩したアメリカ・インディアン種族と、正當な意味に解した文明時代との間には、種族上の完全なる一時代が介在してゐるのである。

文明の出現以前に於けるギリシア種族の政治企劃も矢張り同一の有機的系列を包含してゐたのであ

つて、たゞ異なる所は右の第四を缺いてゐた一點のみである。即ち、第一は同一の氏族名を有し同一の血族から成る所の一團體たる氏族、第二は社會上及び宗教上の目的を以つて結合した諸氏族の集合たる胞族、第三は胞族に組織された同一家系に基く諸氏族の集合たる部族、第四は、例へばアチカに於けるアゼンス人の四部族の如き、又はスバルタに於けるドリリア人の三部族の如き、相互合同した共同の一領土の上に氏族社會をなした諸部族の集合たる國民であつた。此合同なるものは、上記の聯合よりも一層高級な一過程であつて、聯合の場合に於いては諸部族は共同の一領土に占據することなく各獨立した領土を占めてゐるのである。

ローマ人の政治企劃並びに其有機的系列も、矢張り右と同一のものであつた。即ち、第一は同一の氏族名を有する血族團體、第二は宗教上及び政治上の諸機能を行ふ爲めより高級の團體に結合せしめられた諸氏族の集合たるキュリア（胞族）、第三は斯るキュリアに組織された諸氏族の集合たる部族、第四には相互に合同して一の氏族社會を形成した諸部族の集合たる國民と云ふ順序であつた。初期のローマ人は自らローマ國民（*Populus Romanus*）と號してゐたが、それは極めて當を得たるものであつた。

此氏族制度が専ら行はれて政治的社會の未だ樹立されるに至らない處には、必ず氏族社會を形成す

る人民又は國民の存在することは事實であるが、それ以上には何も存在しないのであつて、國家なるものは未だ存在するに至らないのである。氏族、胞族並びに部族の依つて組織された原則は民主的のものであつたから、その政治も亦本質に於いて民主的のものであつた。此命題は通説に一致するものではないが、歴史的には極めて重要なものである。之れが眞實であることは、アメリカ土蕃の間に行はるゝ氏族、胞族並に部族と、ギリシア人及ローマ人の間に行はれた同一の各組織とを順次に考察することによつて確證される。組織の單位たる氏族そのものは本質に於いて民主的のものであつたから、氏族から成る胞族も、また胞族から成る部族も、更らに部族の聯合若しくは合同よりなる氏族社會も必然にみな民主的であつたのである。

氏族制度なるものは血縁を基礎とした極めて古い社會組織ではあるが、必ずしも共通の一祖先から出た一切の子孫を包含するものではない。蓋し氏族の初めて出現せる當時に在つては、男女一人づゝの婚姻と云ふものは行はれて居らず、男性側の系統は其根源を確めることが出来なかつたからである。血縁は、主として母方の系統に依つて統合されたものであつて、古代の氏族にあつては家系は女性側のみ限られてゐた。古代氏族の家系は共通の女性祖先と想像さるべき人から、其子孫中の女子のみを通じて傳つた總ての人々を包含するのであつて、かゝる系統の證據となる事實は、いづれも共通の

氏族名を有して居るといふことであつた。此家系は上述の女性祖先と其子供とに始まり、更らに女性祖先の娘の生んだ子供と女系子孫に生れた女の子供とを包含し、斯くして限りなく續くのであるが、女性の息子達の子供及び彼女の男系子孫は、他の氏族（即ちそれらの母方の氏族）に屬すること、なるのである。之れが太初的形態の氏族であつたので、當時子供の父系は嚴密に確めることが出來ず、母系のみが血統上における唯一の正確な標準を提供して居たのである。

此系統状態が野蠻時代の中位期にも存立してゐた事は、オーストリアの諸種族に依つて證明せられる所であるが、アメリカ土蕃の間に於ては、野蠻時代の高位期を通じて行はれ、更に多少の例外はあるが、未開時代の低位期に及んでも一貫して行はれてゐた事が知られる。未開状態の中位期に至りインディアン種族は此時代に於ける混成家族が一夫一妻制の特色を帯び始めたに連れて、女性本位の家系をば漸く男性本位に變更し始めたのである。更らに未開時代の高位期に及び、ギリシア人を除く以外のギリシア諸種族の間に於いても、またエトラスカ人を除くイタリア諸種族の間に於いても、家系は女性本位から男性本位に變更せられた。子供の父系を確立せしむるに至つた一夫一妻家族が生じ、また女性本位から男性本位へと家系が變更されるには、財産及遺産相續の影響が與つて大いなる力あつたのであるが、是に就いては後に考察する事とする。男性本位及び女性本位なる二種の家族に

よつて示された此等兩極端の間には、數千年に亘る種族上の三時代の全期が介在して居るのである。

男性本位の家族となつても矢張り、氏族は共通の祖先と想像さるべき一人の男子から出で、男子のみを通じて其系統を辿る總ての人々を包含してゐたものであるが、此系統を辿る事實の證據は、矢張り女子の場合のやうに、共通氏族名を有して居るといふことであつた。男子の家系は、其の祖先及び子供達、又その子供達のうちの男子から生れた子供達、更に男性の子孫の子供達を包容し、斯くして男系を通じて永遠に繼續して行くのであるが、反對に女子から生れた子供達並びに女系に依る女性の子供達は、別の氏族即ちそれら彼等の父の氏族に屬するのである。即ち甲の場合に其本來の氏族に留まつた者は、乙の場合には其氏族から除外される。又其逆も同様であつたのである。一夫一妻制の勃興によつて子供の父系が確立せられるやうになつてから組織された氏族形態の最後のものは、實に斯くの如きものであつた。一氏族が甲から乙の形態に移つたのは頗る簡單で、其氏族を覆滅せしめるものではなかつた。其際必要とした所は、後に示すやうに、形態を變更するに足る充分な動機だけであつた。家系が男性本位に變更されたその當の氏族が、依然として社會制度の單位をなしてゐた。氏族制度が初め第一形態の下に存在しなかつたとすれば、それは第三形態に達することは出來なかつたに相違ない。

さて同一氏族内で婚姻することは禁じられてゐたから、其氏族の凡ての成員が血族結婚を爲すと云ふ弊害を艾除ることが出来、斯くて其種族の力を増進せしめる傾向が生じた。由來氏族制なるものは三個の主要概念に基いて出現したものである。即ち、同族の繼、女性本位の家系による純粹な系統、同氏族内の婚姻禁止、此の三つである。氏族の觀念が漸次發達すると、總ての男子から生じた子供等は其氏族から除籍され、且つ子孫を二階級に區別して組織することも等しく必要であつたので其當然の結果として、夫側の氏族及び妻側の氏族なる二形態を探るに至つた。斯くして此等の二氏族が時を同じうして出現するに及び、始めて全體の結果が達せられるに至つたに相違ない。蓋し一方の氏族に屬する男子及び女子はそれ／＼他の一方の氏族に屬する男子及び女子と婚姻し、斯くして其間に出來た子供等はそれ／＼自分達の母の屬する氏族に歸屬して此等の氏族間に分割されるのである。かう云ふ風に氏族は其社會的の原則として同族の繼を基礎とし、其各成員に對して個人的保護を與へるに至つたが、之れは今まで存在して居た他の如何なる力に依つても與へられ得なかつたものである。

氏族成員の有する權利、特權並に義務の考察を終つたならば、胞族、部族及び聯合に對する氏族の有機的關係の跡を辿つて、氏族の適用された方面、それが附與した特權、それが助長させた原則等を見出すことが必要である。イロコイ氏族はガノワニア種族中此制度の標準的實例として擧ぐべきもの

である。イロコイ種族は其政治組織を氏族制より聯合側に進め、其各部分までをも完成せしめたもので、實に古代的形態に於ける氏族組織の能力を示す好個の實例である。イロコイ種族は初めて發見されたとき、未開状態の低位期に在つて、此状態に屬する生活上の諸技術には充分長じてゐた。彼等は樹皮の纖維を以て綱や撚絲や綱を製造し、同一の原料を用ひて、經絲及び緯絲より成る帶又は荷繩を織り、硅酸性物質を混合し且つ火力で硬めた粘土を以て土製容器及び土管を造つたが、中にはざつとした浮彫を以て裝飾を施されたものもあつた。彼等は尙ほ畑には玉蜀黍、大豆、南瓜及び煙草を栽培し、玉蜀黍粉を土製容器の中で煮て酵母を入れないパンを造つた(二)。又彼等は獸皮を鞣して革皮を製造し、之を以て短袴、長靴、鹿皮靴等を作り、主要な武器としては弓矢、戦闘用棍棒を用ひ、また燧石製及び骨製の器具を使用し、皮革製の衣服を纏ひ、狩獵及び漁獲にも中々長じてゐた。更に彼等は五家族、十家族乃至二十家族を收容するに足る長い共同家屋を建造し、各家庭は其の生活上に共產主義を實行してゐたが、未だ石材又はアドープ煉瓦を用ひて家屋を建築することや、天然金屬を使用することを知らなかつた。彼等は其精神的知能及び一般的發達の程度に於て實にニュー・メキシコ以北に棲息するインディアン種族の代表的な一分派をなしてゐた。ウォーカー將軍は次の二項を以てイロコイ種族の軍事的生活を描寫してゐる。『イロコイ種族の軍事的生活は實に恐るべきものであつた。

彼等は正にアメリカ大陸の土蕃に加へられた神の崇りであつた』と(三)。

(二) 此等のパン若くは菓子直徑約六インチ、厚さ一インチの圓形のものであつた。

(三) 『北アメリカ評論』(North American Review) 一八七三年四月號三七〇頁の脚註。

時が経過するに従つて、イロコイ種族に於ける各氏族の數及び名稱に、幾らかづ、次第に相違が生じて來た。そのうち最大の氏族は八つであつたが、即ち次の如くである。

- セネカ部族—(一)狼、(二)熊、(三)海龜、(四)海狸、(五)鹿、(六)鷓、(七)鷲、(八)鷹。
- カユガ部族—(一)狼、(二)熊、(三)海龜、(四)海狸、(五)鹿、(六)鷓、(七)鰻、(八)鷹。
- オノンダガ部族—(一)狼、(二)熊、(三)海龜、(四)海狸、(五)鹿、(六)鷓、(七)鰻、(八)鞠。
- オネイダ部族—(一)狼、(二)熊、(三)海龜。
- モホーク部族—(一)狼、(二)熊、(三)海龜。
- タスカロラ部族—(一)灰色狼、(二)熊、(三)大海龜、(四)海狸、(五)黄色狼、(六)鷓、(七)鰻、(八)小海龜。

此等の變化は、イロコイ種族中の或る氏族は時代の變遷と共に絶滅し、その代りに過大となつた氏族は分裂して新らしい氏族が生じたことを云してゐる。

一 氏族の成員の權利、特權及び義務を知ることが出来れば、社會的並びに政治的制度の單位としての氏族の能力をより充分に了解することが出来るであらうし、同時に又、如何にして氏族が更に高位の組織たる胞族、部族及び聯合に變遷して行つたかを知ることが出来るであらう。

(五) 氏族成員の權利、特權及び義務

氏族なるものは其成員に附與された次の如き權利及び特權と、彼等に課せられた次の如き義務とに従つて區分され、此等のものが所謂氏族權 (Jus Gentilitium) なるものを構成するのである。

- I 其世襲會長(一名)及び會長(數名)を選擧する權利
- II 其世襲會長及び會長を罷免せしめる權利
- III 同一氏族内に於て一切婚姻せざる義務
- IV 死者の遺産を相續する相互的權利
- V 援助、防衛及び傷害救治の相互的義務
- VI 其成員に命名する權利
- VII 氏族内に他の氏族に屬する者を養子とする權利

- VIII 宗教上の共通儀典、審問
IX 埋葬地の共有
X 氏族會議

此等の職能及び屬性は氏族組織に活力と個性とを與へ、且つ其成員の個人的權利を保護する原因となつた。

(六) 世襲會長及び會長を選擧する權利

アメリカ・インディアン部族の殆んど總ては二階級の會長を有してゐた。即ちそれは世襲會長並に普通會長の二種に分ち得る。其他の階級は何づれも基本的の此等二階級から分派したものに過ぎない。此等の會長は各氏族の成員中から選擧されたものである。家系が女性本位の所では、息子は其父の後を承けて會長に選ばれることは出来なかつた。何となれば彼れは他の氏族に屬する者あり、且つ如何なる氏族も普通會長又は世襲會長を自己の氏族以外の他の氏族から選出することを許さなかつたからである。世襲會長の職は一氏族内に於いては世襲的であつたが、此の世襲的とは、空位を生ずる毎に直ちにそれが満たされたといふ意味である。普通會長の地位は個人的資格に對して附與され

るものであり、且つ其個人の死と共に終るのであるから、非世襲的のものであつた。のみならず、世襲會長の任務は平和の事項のみに限られてゐた。彼れは世襲會長として戰場に出る事を許されなかつた。是に反して、普通會長は個人的武勇の爲めに、國務に對して敏腕である爲に、又は會議に於ける雄辯の爲に、此地位に擧げられるものであつた。假令其氏族に對する權能に於いては世襲會長に劣る所があるとしても、其能力に於いては確かに一頭地を抜いてゐたのである。世襲會長の關係は本來氏族に對するものであつて、彼れは其氏族の公任首長であつたが、普通會長のそれは本來部族に對するものであつて、彼れも世襲會長と共に其部族の會議の議員であつたのである。

世襲會長の職が組織的血族團體としての氏族制度の中に其基礎を有してゐるのは當然の事である。蓋し組織的血族團體は、斯かる組織として其代表的首長を必要としたからである。然るに、此の世襲會長なる職は、斯くの如く組織されない諸部族の中にも見出される所から見ると、一の公職としては氏族組織そのものより古くからあつたものに相違ない。しかも斯かる諸部族の間に在つても、此職はブナルア集團は勿論、それより以前の集團の中に有するものと同様の基礎を有してゐたのである。氏族に於ては世襲會長の權限は明瞭に規定せられ、其氏族に對する關係は恒久的であり、其任務は氏族の父たる務を果すにあつた。又此職は氏族に於ては世襲的ではあつたが、其男性成員の間に選擧を行

つて之を任命する規定であつた。今インディアン種族間に於ける血族制度を考察して見ると、一族の總ての男性成員は互ひに、或は實の兄弟又は旁系の兄弟、或は實又は旁系の叔甥の關係、或は旁系の祖父孫の關係を有してゐたのである(四)。是によつて、世襲會長の職が兄弟から兄弟へ、叔父から甥へ、そして稀には祖父から孫へと傳へられたことを説明し得る。選挙は成年に達した男女の自由投票によつて行はれるのであるが、概ね死亡した世襲會長の兄弟か又は姉妹の息子の一人が選出されるので、世襲會長の實の兄弟か又は彼の實の姉妹の息子が最も選ばれ易かつたのである。又一方に於いて、實の兄弟數名の間、他の一方に於ては、實の姉妹或は旁系の姉妹の息子の間に於いては、誰にも優先権は無かつた。これは同一氏族に屬する總ての男性成員は等しく被選挙權を有してゐたからである。彼等の間に選擇を試みる事は選挙に關する原則的の機能であつた。

(四) 數人の姉妹の息子は、從兄弟ではなく、互ひに兄弟であつて、後者は此場合旁系の兄弟と云ふ名稱の下に明かに區別されて居る。従つて或男子の兄弟の息子は、其甥ではなく息子に當るが、彼れの旁系の姉妹の息子は實の姉妹の息子と同様に彼れの甥に當るのである。此場合、前者即ち旁系の姉妹の息子は旁系の甥と云ふ名稱の下に區別されて居るのである。

例へば、セネカ、イロコイ種族間に於ては、世襲會長が死亡すると、直ちに其後繼者を指名する爲めに氏族會議が開かれた。彼等の習慣に従ふと、何れも同一氏族の中から出た二名の候補者に就て投

票を行はなければならぬのである。總て成年に達したものは、男女の別なく召集されて、二名の候補者中何れかを撰ぶのであるが、最多數の肯定的宣明を得た方の候補者が世襲會長の後繼者に任命されたのである。尤も此指命を終るまでには他の七氏族の同意を得る必要があつた。若し此目的の爲めに開かれた胞族會議に於いて、他の七氏族が指命の確認を拒む時は、右の指命は無効となり、諸氏族は新たに選挙執行に著手した。是に反して他の七氏族が其指命された人を認容した場合には、選挙は完全に終りを告げたことになるが、併し新世襲會長の就任に先だち、聯合會議を開いて、彼等胞族の獨特の言葉を用ひれば所謂起用(Inst. III)する所の、即ち會長としての職務を彼に授與する所の手續を採らなければならなかつた。之れ即ち彼等が最高權(imperium)を附與する所の方法であつた。斯かる方法に依り、數個の氏族の權利及び利益が協議され且つ保存されたのである。何となれば、一族の世襲會長は其職權上部族會議及びそれより高位にある聯合會議に議席を有するものであつたからである。普通會長の任命に關しても亦、同様の理由の下に、同様の選挙法及び確認法が行はれた。然し階級上世襲會長より下位にある會長を起用する爲めには、總會議を開催するやうなことはなかつた。彼等は世襲會長の職を授けられる時の來るのを待つのであつた。

各氏族が其世襲會長及び普通會長を選舉する權利を保留する事實、篡奪を防止する爲め該地位の周

團に設けられた保護規定、及び他の七氏族が會長選舉について有する拒否権を見れば、民主制の原則は此氏族制度に胚胎したものであることを知る事が出来る。

各氏族中の會長の數は其氏族の成員數に比例するのが常であつた。セネカ・イロコイ種族の間には成員各五十名に對し一名の會長がある。今ニューヨーク州に在るセネカ・イロコイ種族の數は約三千に達し、八名の世襲會長と約六十名の普通會長とがある。今日はその比例上の數が以前よりも大きいと信すべき理由がある。次に一部族中の氏族の數に關しては、該部族の人口が多ければ多い程普通氏族の數も多いのであつて、其數は各部族によつてそれ／＼異り、デラウエア部族及マンシー部族間に見らるゝ三氏族から、オジブワ及びクリク兩部族間に見らるゝ二十氏族まであるが、六氏族、八氏族乃至十氏族に分れてゐるのが普通である。

(七) 世襲會長及び會長を罷免せしめる權利

此權利は會長選舉のそれに劣らぬ重要な者であつて、一氏族の成員總てに依つて保留される所である。會長の職は名義上は終身官であるが、之を罷免せしめる權利が總ての成員に附與されてゐる結果在職は事實上善行を續ける間のみに限られてゐた。世襲會長の奉戴式は『其頭上に角を戴かしめる』

ものとして、また之を退位せしめる場合は『角をもぎ取る』ものとして象徴されてゐた。極めて廣く隔てられてゐる人類の種々なる部族を通じて、角は官職及び權能の象徴と見做されて來たが、之は恐らく、タイラーが暗示してゐるやうに、有角反芻動物中の雄が堂々たる威容を有つてゐると云ふ事實から思ひついたものであらう。會長が恥づべき行爲に出で、其結果として人民の信用を失墜すれば、當然罷免さるべき理由となつたのであつて、世襲會長又は普通會長が正當の手續を経て氏族會議に依り罷免された時は、以後彼れは最早其資格を持たぬものと見做され、平の一人となるのであつた。更に部族會議は其氏族の行動を待つまでもなく、進んでは氏族の意向に反しても、世襲會長及び普通會長を罷免する權能を有してゐた。此權力の存在並びに時々行はれる之が行使に依つて、氏族が其世襲會長又は普通會長の上に有する優勢が保證され、且つ維持されたのである。尙ほ之は氏族制度の民主的構成を瞭かにするものである。

(八) 同一氏族内に於て婚姻せざる義務

之は消極的の規定ではあるが、根本的のものであつた。此規定の第一の目的は、瞭かに祖先と想像さるべき一名の人の子孫の半數を孤立させ、同族であるといふ理由の下に彼等の婚姻を防止するにあ

つたのである。氏族制が初めて出現した頃には、兄弟は一集團として相互の妻の一團と婚姻し、それと同じ理窟で、姉妹等は各々の夫と集團的に婚姻したのであつて、是に對し氏族は何等の障礙も與へなかつたのである。然し氏族は兄弟姉妹を既成の婚姻關係から除かうと努めた。それは今問題としてゐる禁止に依つて實行されたので、茲に其叙述を與へる理由は十分にある。若し氏族が直接的の行動によつて婚姻制度の全體を根柢から覆へさうと企てたとすれば、同族内の婚姻禁止が一般的に制定されるなどいふことには少しの望みもないのである。氏族なるものは恐らく野蠻人の小團體内に在つた巧妙な制度に胚胎して、直接優良なる人間を生み出すのに役立つといふことを證明したに相違ない。古代社會に於て此制度が殆ど普遍的に行はれてゐたといふ事實は、それに依つて與へられた利益、並びにそれが野蠻時代及び未開時代に於ける人間の要求に適合してゐた事實の證據となるものである。イロコイ種族は今尙ほ、同氏族間に於ける婚姻禁止の規則を頑強に勵行してゐる。

(九) 死者の遺産を相続する相互的權利

野蠻狀態及び未開狀態の低位期にあつては、財産の分量は極めて小であつた。野蠻狀態に於ては財産は個人の所有品より成り、未開狀態の低位期に於ては共同長屋及び田圃の占有權が加へられた。個

人の所有に屬する最も貴重な物品は、所有者が死亡した場合其屍體と共に埋められた。それにも拘らず、財産の種類及び分量が増加するに従ひ、相続と云ふ問題は必ず發生した。且つ此問題は漸次其重要の度を増し、遂には相続に關する何等かの法律が制定されるといふ結果が生じた。従つて我々は未開時代は勿論、野蠻時代に溯つてすらも、財産は其所有者が死亡した場合には總て氏族に遺され同氏族の人々の間に分配さるべしといふ原則の確立されてあるのを見出すのである。死者の財産は氏族に遺さるべしといふ規定は、未開狀態の高位期に於けるギリシア及びラテン諸氏族中の慣習法であり、文明が遙かに進歩した後にも一の成文法として残つてゐた。併しソロン(紀元前六四〇—五五九年)の(ギリシアの著名な立法者)の時代以後、アゼンス人の間に於てはそれは無遺言死亡の場合にのみ限られてしまつた。

何人が遺産を相続すべきかと云ふ問題は三つの大きな相続法を連續的に發生せしめた。第一は、財産は死亡した所有者の屬してゐた氏族の人々の間に分配さるべしといふので、之は未開狀態の低位期と、今日まで知られてゐる範圍内では野蠻狀態とに於ける規定であつた。第二は、遺産は死亡した所有者の男系親族間のみ分配し、其他の氏族を排除すべしといふのであつて、此規定の胚種は未開狀態の低位期に於て既に顯はれ、恐らく未開狀態の中位期に於て完全に樹立されてゐたものである。第三は、財産は他の親族を除き、死亡せる所有者の子によつて相続さるべしといふのであつて、之は未

開状態の高位期に於て規定となつたものである。

理論的には、イロコイ種族は第一の規則の下に在つた筈であるが、實際には、死亡者の所有品は彼の屬した氏族中の最も近い親族に依つて占有せられた。即ち死亡者が男子ならば、彼の實の兄弟姉妹及び母方の叔父達の間、其所有品を分配したのである。遺産相續を實際最も近い親族にのみ局限したことは男系親相續の胚種を示すものである。又死亡者が女子の場合には、其遺産は彼女の兄弟を除き其子及び姉妹の相續する所となつた。孰れにしても遺産は其氏族の有に歸したのである。死亡男子の子供達は異つた氏族に屬するが故に、其亡父から何物をも相續する権利を持たなかつた。又夫が妻から、妻が夫から何等の遺産も相續し得なかつたのも之と同じ理由に基くのである。相續に關する此等の相互的權利は氏族の自治權を鞏固ならしめたものである。

(十) 援助、防衛及び傷害救治の相互的義務

文明社會に於ては、國家が身體及び財産の保護の責に任ずる。個人の權利を維持する爲め餘りに此力に依頼するに慣れたので、同族の絆の強さが、それに應じて弛緩するといふ結果を生じて來た。然るに氏族社會にあつては、個人は氏族に據つて自己の安全を求めたのである。氏族は後に國家が引受

けた地位を占めて、其保護の任務を有効ならしめるに必要な人員を有してゐた。其人員内に於ては同族の絆が相互支持の爲めに要する有力な要素であつた。即ち一人の個人に不法を加へることは其氏族全體に不法を加へることであり、一人の個人に援助を與へることは氏族全體を背後に並べて其個人を後援することであつた。

従つて氏族の各員が困難又は不幸に陥るとき、彼等は互ひに助力し合つた。廣くインディアン種族の中から二三の實例を擧げて見よう。ヘレラ(スペインの歴史家、一五四九—一六二五)はユカタンにおけるマヤ種族に就いて次のやうに述べてゐる。『損害に對する賠償をするやうな場合、若し賠償を支拂ふべき判決を受け、た者がその爲に貧困に陥りさうだと、彼れの親族が之を分擔した』と(五)。此處に彼れが用ひた親族と云ふ語は氏族といふ意味に解して差支ないのである。尙ほヘレラはフロリダのインディアン種族に就いて、『兄弟か、又は息子が死亡すると、家人は三ヶ月間は食物を獲ようとせず、寧ろ餓死する事を欲するのであるが、親族縁者が協力して總べて其間の仕送りをする』(六)と云つてゐる。又、一村より他村へ移轉する人々は、耕地若くは共同長屋の一部分に對する其占有權を一切他人に讓渡してはならず、必ず同氏族の親族に之を残して去らなければならない。ヘレラはニカラガに於けるインディアン種族間に於ける此習慣に言及してゐる。『或町より他の町へ移轉する者は其所有物を賣却してはなら

ず必ず其最も近い親族に之を残さなければならぬのである」と(七)。斯く彼等の財産は固く其氏族の共同所有に屬すべきものであつて、斷じて之を他の氏族の何人にも譲渡することを許さないと云ふのが彼等の生活上の方針であつた。實際財産に對する此種の權利は所有權であつて、若し一旦之を放棄すれば、其財産は氏族に返還されたのである。ガルシラリ・デ・ラ・ヴェ (スペインの歴史家、一五三九—一六一六) も亦、ペリウのアンデス山脈に棲息する部族に關して述べて曰はく、『平民の間に婚姻があつた場合には、其社會全體の者は彼等の爲めに家屋を建てる義務があつた』と(八)。此所に用ひられた社會と云ふ語は氏族といふ意味に解してゐるのである。尙ほヘレラは同じ部族に關して曰はく、『言語が斯く一樣でないのは、國民が種族、部族、氏族等に分れて居た爲めである』と(九)。此所では氏族に屬する人々は新婚の夫婦に家屋建築上の援助を與へる義務を負はされたのである。

(五) ヘララ著『アメリカ史』『History of America』, London, ed. 1725 Stevens' Trans. 第四卷一七一頁。

(六) 同書第四卷三四頁。

(七) 同書第三卷二九八頁。

(八) 『大註辭書』『Royal Commentaries』, London, ed. 1683. Rycaut's Trans. 107頁。

(九) ヘレラ前掲書二二二頁。

古代の人類種族間に極めて廣く行はれた慣習であるところの血の復讐は、氏族制度に濫竊するものであつた。其成員の一人が殺害された場合、復讐を行ふ事は此團體の任務であつた。罪人を審問する判官及び刑罰を規定する法律等は餘程後れて氏族社會に現はれたものであるが、併し其出現は政治社會の樹立される以前であつた。一方、殺人罪なるものは人類社會の初まると共に生じたもので、同族者の復讐による所罰も亦、殺人罪そのものと同様に古い歴史を持つてゐた。イロコイ種族其他一般のインディアン諸種族間では、同族者が殺害された場合に於ける復讐の義務は普く認められてゐたのである(10)。

(10) 『血に對して血を注がない間は、彼等の胸は日夜激しく燃えて止む時は無い。彼等は其親族又は部族の一人が殺害されたと云ふ記憶を、假令それが一老婆であつても、父から子へと傳へるのである』—アデア著『アメリカ・インディアン史』

Adians' History of the American Indians, 一七七五年ロンドン出版、一五〇頁。

然しながら、かゝる極端な手段を探るに先だつて、其犯罪を穩便に解決しようと企てる事は、加害者側及び被害者側各氏族の義務であつた。各氏族成員の會議が別々に開かれ、殺害者の爲めに犯行有罪の條件が提議されるが、それは普通悔恨の念を披瀝し、かなり値打のある贈物をすると云ふ性質を帯びたものであつた。そして若し前後の事情を正當とし又は酌量すべきものであれば概ね和解に終つ

たが、若し被害者の氏族内の親族が承知しなければ、一名若しくはそれ以上の復讐者がその氏族に依つて成員中から指命される。復讐者の義務は犯人を發見するまで之を追跡し、何處でも見つかり次第彼れを殺戮するにある。縱令彼等が此行爲を成しても、復讐された側の氏族に屬する者は誰も苦痛を陳べる理由とはならなかつた。斯く人命に酬ゆるに人命を以てすることに依つて、正義の要求は容れられたのである。

尙ほ、同じ友愛の感情は、困難に悩まされてゐる同氏族員を救済するに方り別の方法で顯はれてゐた。

(十一) 族員に名稱を與へる權利

野蠻人及び未開人の間には家名と云ふものが無い。同一家族の各個人の名は、彼等相互間の家族的關係を示すものでは少しもない。即ち家名なるものは文明時代に入つてから初めて出來たものである(一)。然しアメリカ・インディアンの家名は、常に個人の屬する氏族を同部族中の他の氏族の人々に示すものである。各氏族は必ず成員に對して附すべき其特有物たる名稱を有してゐた。該名稱は特有物として、同一部族中の他の氏族に依つて使用されることは出來なかつた。氏族名は氏族權を代表す

るものであつた。此等の名稱は其意味に於て彼等の所屬する氏族を表はすか、又は一般の評判によつて氏族名として知られたのである(二)。

(一) モトセン著『ローヤル』Momsen "History of Rome", Scribners ed. Dicksons Trans. 第一卷四九頁。

(二) オーマハ種族に屬する十二氏族の一にはライタダー、即ち鳩鷹と云ふのがあつたが、此氏族は次の如き名稱を有して居た。

男兒の名稱

アーヒセナダ(長翼)

グラダンノーチエ(空中に高翔せる鷹)

ネスタセーカー(白眼鳥)

女兒の名稱

メターナ(日光に囀る鳥)

ライターダーウキン(雲鳥の一)

ワーターナ(鳥の卵)

一人の子が生れると、母は同氏族間に今まで用ゐられてゐない名を撰び、最も近い親族の同意を経て之れを右の嬰兒に附けた。然し嬰兒の出産と其名が、母の名及び氏族並びに父の名と共に、次回に

開かれる氏族會議に披露されない間は、其嬰兒はまだ完全に命名されたのではなかつた。又或る者が死亡した場合には、現在生きてゐる最年長の息子の承諾を経なければ、息子の存命中は其名を使用することを許されなかつた(130)。

(131) 何か特殊の慣習を擧げた場合何とも斷らない限り、イロコイ種族の慣習であると心得て貰ひたい。

普通には二種類の名が用ゐられる。一は少年時代に附けるもの、他は成年に附けるもので、之は或る適當な時機に右に述べた所と同じ形式で交換されるものであつて、彼等の言葉を藉りて云へば、一方の名を取去り、其代りに他の一方の名を與へるのである。オウキゴ(流を下る獨木舟)及びアィウーネオント(垂り花)はセネカ・イロコイ種族中の女兒に與へる名であり、ガィネオデイヨ(美しい湖)及びドネホガィウエィ(門番)は成年男子に附ける名である。誰でも十六歳又は十八歳に達すると最初の名は其氏族の酋長に依つて取去られ、其代りに第二種の名を與へられるのが常である、次に開かれる氏族會議で其改名が公けに披露されて、其以後は、若し當人が男子であれば、成年男子としての義務に就くのである。或るインディアン部族に於ては、青年は必ず戰場に出で、何等かの勇敢な行動を爲して、其結果第二の名を取得することを必要とせられてゐた。又重病に冒された後に、其者が一種の迷信から、特に請願して第二回の改名をなすことも珍らしくない。時には極めて老年に及

んで再び改名することもある。更に或る人が世襲酋長又は普通酋長に選舉されると、彼の舊名は取去られて、其就任の際に新なる名を附與されるのである。個人は此改名の問題に關しては何等の支配力も持たない。それは獨り女系親族及び酋長の特権であるが、時には成年に達した者が、酋長を動かして會議の席でそれを告示せしめることも出来れば、自己の名を改めることも出来た。或特殊の名に對して支配力を有する者、例へば死亡した父の名に對する死者の長男の如きは、他の氏族に屬する自分の友人に其名を一時貸與することは差支へないが、斯くして貸與を受けた者が死亡した後は其名は再び元の氏族に返還されるのである。

シヨィニー及びデラウエィア兩部族にあつては、今日では母は其子に己れの好きな氏族名を與へる權利を有してゐるが、此場合には斯く命名された子は其名の屬する氏族に歸する事となる。然し之は古代の習慣からは甚だしく遠ざかつたもので、實際上には例外と見るべきである。此習慣は氏族の家系を腐敗せしめ、混亂せしめる傾向がある。今日イロコイ種族及び他のインディアン諸種族間に用ひられてゐる名は、大體我々の記憶に存せざる程の古代から其氏族に傳來した極めて古い事である。

諸氏族に屬する名の使用に關して、斯く細心の注意を拂つたことは、如何に名と云ふものに重きを置いたかといふことを充分證明するものであり、且つ名が氏族權を附與する力を持つてゐたことを證

據立てるものである。

此個人名といふことは多くの方面に分岐する問題ではあるが、一氏族に屬する成員の關係を示すものとして此名稱の一般的使用を説明しさへすれば本書の目的は足りるのである。家族的交際又は儀式的の挨拶に於いて、アメリカ・インディアンは呼び掛けられる者の呼び掛ける者に對する關係を表はす語を以て互ひに話し合ふ。兩人が親族關係に立つ場合には互ひに『同族』と云ふ語を以て挨拶を交換するが、他人であるときは、之に代ふるに『我が友』と云ふ語を以てする。對手の個人名を用ひて呼び掛けたり、又は直接に對手に向つて其個人名を尋ねることは、インディアン間では禮を失した行為と見做されるのである。

然るに我等の祖先たるサクソン民族はノルマン民族の征服を受けるまでは單に個人名を有するのみで、同家族を表示すべき何等の名も持たなかつた。此事實は偶ま以て一夫一妻制なるものが彼等の間には餘程後になつて出現したことを證明すると共に、其當時より遙か以前の時代に於て、既にサクソン氏族なるものが存在してゐたとの假定をも生ぜしめるのである。

(十二) 氏族内に他の氏族の者を養子として受入れる權利

氏族が有する他の明白な權利と見るべきものは、養子縁組によつて他氏族の成員を新たに加入せしめる權利である。戰爭に於て俘虜とした者は之を殺すか又は或る氏族内に養子として受入れた。捕へられた女子及子供は概ね此種の慈悲に浴した。養子縁組は是によつて氏族權を附與するのみではなく同時に氏族籍をも其者に附與した。例へば男女何れを問はず俘虜を養子とした者は之を自己の兄弟又は姉妹の關係に置き、若し母が之を養子とすれば自己の息子又は娘の地位に置き、爾來總ての點に於て其者を恰かも生れながら斯かる關係にある者の如くに取扱つたのである。未開狀態の高位期に於ては俘虜は奴隸たるべき運命にあつたのであるが、此奴隸制度なるものは土蕃時代に於ける未開狀態の低位期にある諸種族間には知られてゐなかつた。彼の鞭索刑(俘虜犯人などを懲罰に附するに方り、手にく、鞭索の間を走らせ、其間各人は鞭の索を以て彼を打つ一種の刑罰)も亦此養子縁組と或る種の關係を持つてゐた。何となれば、本人が非常に豪膽であるか又は特に庇はれた結果として、首尾よく無事に鞭索の間を走り抜けることが出来れば、彼は養子になると云ふ報酬を受ける權利ある者となるからである。俘虜が養子となると、彼は往々にして既に戦死した者の地位に据えられて親族間の空位を満たさしめられる。衰頹しつつある氏族は、かかる場合は稀であるが、此養子縁組の方法によつて人員を補充して行くことができるのである。曾て、セネカ種族中の鷹氏族が少數の人員に減じ、該氏族の絶滅が目睫の間に逼つたことがある。之を

救済する爲めに、相互間の同意の上で、狼氏族からの養子縁組の方法によつて若干の人々が一團を成して鷹氏族に移された。養子縁組の権利は各氏族の判断に委されたものらしく思はれる。

イロコイ部族に於ては、養子縁組の儀式は公開の部族會議に於て行はれたが、之は其儀式を事實上一の宗教的祭儀に變へてしまつた(一四〇)。

(一四) 人々が會議を行ふ家屋に集合した後、酋長の一人が一場の挨拶を述べて、養子たらんとする者の經歷、養子とする理由、養子を迎へる人の名及び氏族、新加入者に與ふべき名を報告する。繼て二名の酋長は新加入者の腕を取つて養子縁組の歌を誦しながら會議場を巡回する。それに對して、歌の各聯が終る都度會衆は合奏を以て之に答へる。總ての聯を誦ひ終るまで三人は行進を續けるのであるが、之は丁度三回を要する。之て式を了るのである。時にはアメリカ人も敬意を表されて養子にされることがある。數年前私も斯くしてセネカ種族の鷹氏族の養子となる運命に出會わしたことがあるが、其時も今述べたやうな儀式が繰返されたのであつた。

(十三) 氏族の宗教的祭儀、審問

ギリシア部族及びラテン部族間では此祭儀は重要なものと見做されて居た。其當時出現した多神教的宗教形態のうち最も優れたものは、宗教的祭儀を絶えず保持して來た氏族から發生したものらしく思はれる。此等の祭儀中或るものは、それが侵すべからざる神聖なものを持つて居ると想像されて居

たために、氏族特有のものとなされた。或る都市に於ては神に仕へる高僧の職は、特殊の一氏族のみの世襲職であつた(一五)。氏族は宗教發達の自然の中心となり、宗教的儀式的發生地となつたのである。

(一五) グロート著『ギリシア史』Grotes "History of Greece" 第一卷一九四頁。

然しインディアン諸部族は、ギリシア及びローマ種族が發展せしめたものと余り大差のない多神教系體を有してゐたけれども、ギリシア、ローマ種族の諸氏族の上に極めて強く刻みつけられた彼の宗教的發達には到達しなかつた。何れのインディアン氏族も特殊の宗教的祭儀を有してゐたとは殆んど言ひ得ないが、それでも彼等の宗教的崇拜は氏族制と多かれ少かれ直接の關係を持つてゐた。宗教的觀念が自然に胚胎し、崇拜形式が制定されたのは正に此氏族制の下に於てであつた。然し此宗教的觀念及び崇拜の形式は氏族のみに特殊なものとして留まるよりも、寧ろ氏族から更に擴大されて部族に及んだのである。従つて我々はイロコイ部族間に六大宗教的年祭(紅葉祭、栽培祭、漿果祭、青玉蜀黍祭、收穫祭、新年祭)(一六)を見出すのであるが、此等の祭典は一の部族として結合してゐる總ての氏族に共通するものであつて、一年内における或一定の季節に行はれるのであつた。

(一六) 『イロコイ部族聯盟』"League of Iroquois" 一八二頁。

各氏族は男女若干名の『信仰守護者』なるものを選出するが、此等の人々は協力して祭典の施行に當るのであつた(一七)。そして各氏族が此職務の爲めに選出する人員の数が多ければ多い程其氏族の信仰心が篤い證據と見做されてゐた。信仰守護者は祭典の日取を指定し、祝祭に必要な準備を行ひ、職權による信仰守護者なる世襲會長並びに會長と共に祭典を司るのであつた。彼等の間には職務上の主腦者と云ふものは無く、僧侶の階級も無く、彼等の權能は一切平等であつた。然し女子の『信仰守護者』は何れかと云へば、各祭日の終りに開催される教職會議に於て凡ての出席者に供される饗應の準備を司るのであつた。それは一の共同的饗宴であつた。前掲の著書(一八)には此等の祭典に關する宗教上の儀式に就いて述べてあるが、永へに生活上の福祉を與へ給へと、大神首め諸々の神々への祈願を籠めた一種の感謝を表すものが、彼等の崇拜であつたと言へば、其の宗教上の儀式は推して知るべきであらう。

(一七)『信仰守護者』の数はほゞ會長の數と同じで、各氏族の魔術師及び既婚女に依つて選舉される。此の選舉の後、彼等は其場合に相應しい儀式を以て部族會議に依つて起用される。彼等の從來の名は取去られて、此階級に屬する新しい名が其代りに與へられる。選舉されるのは男女ともにほゞ等しい數である。彼等は人民の批判者で、人々の惡業を會議に報告する權能を有するものである。選拔された個人は其職に就く義務を有してゐた。併し相當期間を奉じてゐた後は孰れも之を辭任することができた。辭任は信仰守護者としての名を棄て、以前の名に復することに依つて行はれるのである。

(一八)『イロコイ種族聯盟』一八二頁。

人類が未開状態の低位期より中位期へ、殊に中位期より高位期へ進むに従つて、氏族は益々宗教的勢力の中心となり、宗教發達の源泉となつた。今日殘存してゐるのはアズテック部族の宗教制度の粗笨な部分のみに過ぎないが、昔は民族的諸神以外に胞族よりも小さい人類集團に屬した他の神々があつたらしい。アズテック種族の祭儀及び僧侶制度が存在してゐるために、我々はイロコイ種族間に見られる以上に密接な宗教的祭儀と氏族制との關係が、アズテック部族の間に發見されはしまいかと思ふのである。然し彼等の信仰及び戒律は彼等の社會組織と等しく同じ湮滅の雲に蔽はれてゐるのである。

(十三) 共同埋葬場

之は唯一の方法ではないが、古代の埋葬法は肉が悉く消滅して了ふまで屍體を屍架の上に晒し、然る後骨を集めて之れを樹皮製の桶の中に納め、それを容れる爲めに特に建てられた屋舎に容れるのである。同氏族に屬する總ての者の屍體は概ね同一の屋舎に納められた。博士サイラス・バイイントン師は一八二七年チヨリタ部族間に此習慣があるのを發見し、アデア氏も亦之と實質上同一の慣

習がチエロキ一部族間に行はれてゐると語つてゐる。アデア氏は云ふ。「可成り接近してゐる彼等の都市中の一に於て私は此種の實例を三つ見た。……各屋舎は別々に一族に屬する者の遺骨だけを納めてあつて、其奇妙な形狀をなした靈櫃の上には象形文字で各家族（即ち氏族）の名が刻まれてあつた。同氏族の骨と骨、肉と肉とは常に互ひに結合すべき筈のものであるから、彼等の親族の遺骨を他の異氏族の者のそれと共に安置するのは非宗教的であると思つたのである」(一九)。古代に於けるイロコイ種族も亦屍架を用ひ、死亡した親族の遺骨を樹皮製の桶中に納め、往々自分等の住宅の中に之を保存して置いた。彼等はまた之を地下に埋葬したこともある。その場合には、同氏族に屬する人々が自分等の村落の共同埋葬地を持たぬ限り、必ずしも同一の土地と一緒に埋葬するとは限らなかつた。故アツシア・ライト師は餘程長くセネカ種族の間に宣教師の職に就いて居た人で、且つアメリカ宣教師中典型的に人格高潔の人であつたが、同師は嘗て私に次のやうなことを書き送つて來たことがある。「私は死者の埋葬地に氏族制度の影響した痕跡を少しも發見しない。彼等は亂雜に埋葬を行つたのであらうと私は信ずるのである。然し彼等の云ふに依れば、従前には異つた氏族の成員が今日よりも雜居して居たことが多かつたのである。彼等は一個の家族として家族的感情により多く支配されて、個人的利害には左程支配されてゐなかつた。即ち、或る特殊の墓地に埋葬されて居る死者の大

部分が同一の氏族に屬するといふことも往々あり得たのである。』或る特殊の埋葬地に於ては、一村落を作つて居た種々なる氏族の成員が悉く埋葬されるのであつたが、然し同氏族の者は部分的に同葬される傾向があつたと見たライト師の觀察は疑ひも無く正鵠を得て居るのである。此點を説明する實例をいまキストンに近いタスカロラ保留地に於て見ることが出来る。其處では各部族が一の共同墓地を所有し、同一氏族に屬する總ての人々は列をなして其處に埋葬されてゐる。一列は海狸氏族に屬する死者の墓より成り、二列は熊氏族、一列は灰色狼氏族、一列は大海龜氏族と云ふ風に總て八列をなして居る。夫と妻とは離して埋葬され、其墓列を異にし、父と子も之れと同じく、母と其子、兄弟、姉妹は同列の墓地に在る。之は民族的感情の力が如何に強く働くかといふこと、其境遇さへ好都合であれば、直ちに古代の舊慣に逆戻りすることが如何に敏速であるかといふことを示すのである。何となれば、タスカロラ部族は今や全くキリスト教化して居るにも關らず、依然として舊來の慣習を捨てないでゐるからである。オノンダガ部族の一インディアンは嘗て私に、之と同様の氏族埋葬法がオノンダガ及びオネイダ墓地に於ても行はれて居ると語つた。此慣習がインディアン種族の總て部族に普く行はれてゐたとは恐らく斷言出来まいが、古代に於ては此埋葬法を好んで行ふ傾向があつたことは疑ひを容れない所である。

(一九) アデア著『アメリカインディアン史』(History of American Indian) 一八三頁。

イロコイ部族間に於ては、氏族が一定の葬式を行ふ場合には其氏族に屬する成員は全部合葬する。尤も、これは單にイロコイ部族に限つた事ではなくて、彼等の間に見られる事實は、大概之と同程度の發達状態に在る他のインディアン諸部族の間に於ても見られるのである。葬式の際に於ける挨拶、墓地の手配、屍體の埋葬等は他の氏族の人々が之を行つた。

メキシコ及び中央アメリカに於ける村落生活を營むインディアンは屍架法及び土葬法と並んで又幼稚なる火葬法をも行つた。

(十五) 氏族會議

此會議は野蠻時代に於ける氏族制度の制定より文明時代に至る迄のアジア、ヨーロッパ、アメリカに於ける古代社會の一大特色であつた。之れは氏族、部族及び聯合を支配する最高權威であつたと同時に、又一の政治機關であつた。日常の事柄は會長の手に依つて處理されたが、一般的利害に關する事柄は此會議の決議に附せしめられたのである。會議は氏族組織から發生したものであるから、以上の二制度は數時代を通じて相並んで後世に傳へられたのである。會長會議は人智を進化せしめ、且つ

之を人事に應用した古代の方法を示してゐる。氏族、部族並びに聯合に於ける此會議の歴史は古代に於ける政治觀念の發生が、政治社會を併發せしめ、該社會の中へ元老院に變ぜしめられた會議が傳へられるに至るまでの發達全體を示してゐるのである。

會議の最も單純で最も低位にある形態のものは氏族會議であつた。此會議に於ては男女の成年に達した成員は一切の提出問題に對して發言權を有してゐたのであるから、民主的の集會であつた。それは世襲會長並びに普通會長の選舉、罷免、『信仰守護者』の選舉等を行ひ、一氏族員の殺害事件に關する瀆罪又は復讐を行ひ、自己氏族への養子縁組等を處理した。之は更に高位の形式なる部族の會議及び尙一層高位にある聯合會議の胚種であつたが、此二會議は孰れも氏族の代表者としての會長のみを以て組織されたのである。

以上がイロコイ氏族に屬する成員の權利、特權及び義務であり、且つ今日まで研究されて居る所に據れば、一般にインディアン諸部族に屬する氏族成員の權利、義務であつた。ギリシア及びラテン諸部族に屬する諸氏族を考査する時、上記のII及びVIを除き、同一の權利、特權及び義務が存在したことが發見されるのである。此等の例外とされて居る三項に關しても、恐らく其證據を見出し得ないといふだけであつて、古代に於ては多分存在したものらしく思はれるのである。

イロコイ氏族の總ての成員は人格上の自由を享有し、相互の自由を保護すべき義務を負はされて居り、其特權に於ても、又人格的權利に於ても平等であつて、世襲會長及び普通會長と雖も優越權を揮ふ様な事はなかつた。而して彼等は同族なる絆に依つて結ばれた同胞であつた。自由、平等及び博愛等は、假令公式化されたことはなくとも、氏族の主要な原則となつて居た。これらは事實重大なものである。何故となれば、氏族は社會的並びに政治的の單位であつて此組織を基礎としてインディアンの社會なるものが建設されて居たからである。斯の如き單位から構成された一の組織は必然に又其等の單位の特色を帯びて来る。蓋し單位がさうであれば、其單位から成る組織も亦然らざるを得ないからである。而して獨立及び人格の尊嚴と云ふ意識がインディアン部族の性格に伴ふ屬性であることも亦、是によつて説明し得るのである。

斯くの如く氏族なる制度は、古代に於てそれがアメリカ土蕃の間に存在し、今尙ほ多くのインディアン諸部族間に嚴として存在して居るほど本質的な重要な地位を占めてゐるのである。氏族は實に胞族、部族、部族聯合等の基礎をなしたのである。數個の詳細な點に亘つて一層精密に氏族の職能を説明しても差支ないのであるが、其恒久的、永續的な性質を示すには既に充分述べたつもりである。

(十六) 動物に因んで命名されたる氏族

初めてヨーロッパ人がアメリカ大陸を發見した當時には、アメリカ・インディアン部族は概して女性本位の家系を有する氏族を以て組織されて居た。或る二三の部族、例へばダコタ部族などにあつては氏族制は當時既に凋落して居た。また他の諸部族、例へばオージブワ、オーマツハ部族、若くはユカタン州のマヤ部族間にあつては家系は既に女性本位から男性本位に遷つて居た。アメリカ土蕃の全體を通じて、氏族名は必ず之を動物又は無生物の名から採り、決して人間の名から採ることはなかつた。斯くの如き幼稚なる社會状態にあつては、人間の個性は氏族そのものの中に全く没入して居た。ギリシア及びローマ部族中の氏族も亦、古代の或る期間に於ては、同じ方法で命名せられたのであると少くとも推定される。然し彼等が歴史上に認められるやうになつてからは、氏族は人間の名に因んで命名せられた。又例へばニュー・メキシコに於けるモキ村落のインディアン部族の如きものにあつては、其氏族の成員は自分等はその名を帯びてゐる動物の子孫であり、而して自分等の遠い祖先は動物の形態から大神の力によつて人間に變形されたものであると主張した。オージブワ部族の鶴氏族の如きも亦之と同様の傳説を有して居る。又或る部族にあつては其氏族の成員は自分等の氏族名の動物

を食ふことは決してないが、之れは疑ひもなく斯かる考から影響を受けてゐるのである。

(十七) 氏族内の人員の數

さて氏族の人員數に關しては、氏族數の如何によつてそれと異り、且つ部族の盛衰如何にもよるのであつて、必ずしも一樣ではなかつた。セネカ部族は總數三千人を算し、これが八氏族に分れて居るのであるから、平均一氏族につき三百七十五人の氏族員があるが、オージブワ部族は總數一萬五千人を算し、それが二十三氏族に分れて居るので、一氏族の平均割當は六百五十人となる。更にチエロキイ部族に至つては一氏族につき平均一千人以上であらう。ところで現存のインディアン諸部族中の主なるものは一氏族につき一百人又は一千人の間を上下して居る。

人類の諸制度中、最も古く且つ最も廣く行はれたもの、一なる此氏族制は、人類の進歩と密接な關係を有し、人類の進歩の上に力強い影響を及ぼした。氏族は世界の諸大陸に於て野蠻狀態並びに未開狀態の低位、中位、高位の各期に於ける諸部族の總ての中に發見され、更に進んで文明時代に入つても、ギリシア及びラテン諸部族間に充分な活力を示してゐたのである。ポリネシア種族を除き、人類の凡ゆる種族は必ず一度は此氏族制度を経て來たので、此等の種族が今日迄存続したのも、漸次進歩

したのも、全く此氏族制度の賜物であるらしい。其期間の長かつたことに於て此氏族制度に匹敵し得べきものは唯だ同血を基礎とする諸制度あるのみ。此同血制度は氏族制度よりも古く其端を發して居るのであつて、此制度を發生せしめた婚姻上の慣習が疾くに廢滅に歸したに拘らず、制度そのものは依然として今日まで存續して居るのである。

此氏族制度が太古に制定され、又斯くまで長期間に亘つて維持されたと云ふ事實に依つて、此制度がまだ野蠻及び未開狀態を脱し得なかつた人類に特に適したものであることは充分證明されたものと見なければならぬ。

第三章 イロコイ胞族

(一) 胞族の定義

胞族とは其語の示す通り一種の同胞制度であつて、氏族制度から自然に發達したものである。胞族は同一部族に屬する二個又はそれ以上の氏族が或共通の目的の爲めに結合した一の有機組織である。此等の氏族は概ね基本氏族の分裂によつて形成されたものである。

(二) 高位の組織に再結合された近親氏族

此胞族組織が氏族制と等しく殆んど絶えず存在して居たギリシア諸部族にあつては、胞族なるものは甚だ顯著なる制度となつた。アゼンス人の四部族の各は何れも三胞族に分れ、各胞族は三十氏族から成つたのであるから、つまり全體に於て十二胞族、三百六十氏族をなした譯である。各胞族及び部族の構成に於ける斯くまで精確な數的均一は、自然的過程による氏族の細分では到底齎し得ない結果である。之はグロート氏が提示して居るやうに、全く規則正しい組織を得る爲に法制上の力を藉りて

生み出されたものに相違ない。一部族中の總ての氏族は、通例共通の祖先から出で、共通の部族名を有して居た。従つて一定數の氏族を各胞族に結合せしめ、更に一定數の胞族を以つて一部族を形作るには甚しい拘束力を要しなかつたのである。然し、胞族組織は基本的氏族の細分たる若干氏族の直接親近關係に自然的基礎を有してゐたのであるが、此基礎は云ふまでもなくギリシア胞族が初めて形成せしめられた基礎であつた。異血氏族の併合及び合意若くは強制に依る氏族の移轉は、アゼンス人に於ける氏族及び部族が數的に整調されて居る所以を證明するものである。

ローマの curia はギリシアの胞族に相當するものであつた。之れはダイオニシアスに依つて常に胞族と云はれた(1)。各胞族中には十氏族が含まれ、ローマ三部族の各には十胞族が含まれ、従つてローマには三十胞族と三百氏族とがあつた譯である。ローマ胞族の職能はギリシア胞族のそれよりも遙かに廣く知られて居り、且つ其程度も高かつた。蓋しローマの胞族は直ちに政治の職能に入つたからである。氏族集會 (comitia curiata) は胞族に依つて投票せられ、各胞族は一個の集會的投票權を有してゐたのである。此集會はセルギアス・タリアス時代に至るまで、ローマ人民の至權であつたのである。

(1) 『ダイオニシアス全集』“Dionysius”, I, ii 第二卷第七章、第十三章。

ギリシア胞族の職能中には特殊の宗教的祭儀の遵奉、胞族員の殺害に對する赦罪又は復讐、及び殺害者が其犯罪に對する刑罪を免れた後、再び社會に復歸を許される準備として彼の身體を淨める事等があつた(二)。其後アゼンス人の間では——蓋しアゼンスの胞族はクライステネス治下の政治社會の組織された後までも存続したから——胞族は市民登録の任務をも執掌した。斯くて胞族は子孫の保護者並びに市民權の保證者となつたのである。妻は婚姻と同時に其夫の胞族中に編入され、婚姻に依つて生れた子は父の氏族及び胞族に編入された。胞族員の殺害者を裁判所に於て審問するのもまた此組織の任務であつた。以上が初代及後代に於ける胞族の目的並びに職能として知られた所である。若し詳細な點が凡て確められたならば、胞族が共同食堂、公共的競技、著名人物の葬儀、最古の軍隊組織、諸會議の議事、さては宗教上の儀式の遵守及び社會的特權の維持等の事項について有した關係も恐らく明白となるであらう。

(二) 淨めが胞族に依つて行はれたことは、エスキュラスの語る所である。『ユーマニクス』(Eumenides) 六五六頁。

胞族はアメリカ土蕃の部族中大多數の中に存在したが、彼等の間に於ても亦、ギリシア及びローマ部族間に於けると同様に、自然的發生に依つて勃興し、有機的連絡の第二位に立つことが看取せられる。アメリカ土蕃の間に於ては氏族、部族及び聯合は基本的な政治的職能を持つて居たが、此胞族は

右の職能を有たなかつた。然し、社會組織に於ては、氏族よりも大きく、部族よりも小さい組織に對する必要から、部族が尨大なものであつた時代には殊に、胞族に或る有用な權能が附與されてゐた。要するにアメリカ土蕃の胞族は其本質的特徴に於ても性質に於ても、ギリシア、ローマの胞族と同一の制度であつて、其形態に於ても其職能に於ても、古代的なる此組織の特徴を示して居るのである。それ故ギリシア及びローマの胞族組織を理解しようとするれば、是非ともインディアン部族の胞族に關する知識を得る必要がある。

(三) イロコイ部族内の胞族

セネカ・イロコイ部族の八氏族は更に次の二胞族に結合された。

第一胞族

- 氏族
 (一) 熊 (二) 狼
 (三) 海狸 (四) 海龜

第二胞族

- 氏族
 (五) 鹿 (六) 鵝
 (七) 鷲 (八) 鷹

各デアノンダヨイは其語の意味する通り一の同胞である。同一デアノンダヨイに屬する氏族は互ひに兄弟氏族であり、他の胞族の諸氏族に對しては從兄弟氏族である。第一に、此等の胞族は階位、性

質及特權に於て全く平等である。セネカ部族は此等の氏族をば胞族に關係させて呼ぶ時は、自己の屬する胞族の氏族を兄弟氏族と呼び、他の胞族の氏族は從兄弟氏族と呼ぶのが普通の習慣であつた。本來は同一胞族の成員間の結婚は許されてゐなかつたが、孰れの胞族成員も反對の胞族中隨意の氏族のものと婚姻することを許されてゐた。此禁止は各胞族の氏族が基本的氏族の細分されたものであり従つて同一氏族内の婚姻を許可せぬと云ふ禁止が更に細分されたものにも及んだことを示すものである。併し、此制限は自己の氏族に關する場合を除き余程以前に撤廢されてしまつた。セネカ種族の傳説は、熊氏族と鹿氏族とが基本的氏族であつて、他は此二氏族が更に細分されたものであることを斷言して居る。斯くて胞族は之を構成する氏族の同族關係に其自然的基礎を有して居ることが看取されるのである。氏族の數が殖えた結果その細分を來たした後、細分された氏族總てに共通な目的の爲め、一のより高位なる組織に之を再結合しようとする自然の傾向を生じて來た。之は今日殘存するイロコイ諸部族に於ける胞族組織を考察する時判明するのであるが、同じ氏族が定限なく一胞族内に不變であることはできない。特定氏族の一の胞族から他の胞族への移轉は、多胞族中の夫々の氏族數が均衡を破られた時に起つたに相違ないのである。此組織が古代社會の社會制度の一部分として發生した單純な有様と、之が運用された容易な方法とを知ることが重要なことである。一氏族内に於ける成

員數の増加、是に伴ふ此等成員の地方的分離と共に分裂が起り、脱退した部分は新たに氏族名を採つた。然し、從前の結合から生じた傳統は依然として残り、胞族に再組織される所の基礎となつたのである。

右と同様に、カユガ・イロコイ部族もまた二胞族の内に八氏族を有して居る。然し此等八氏族は多胞族に等分されては居ない。即ち次に示す通りである、

- | | | | |
|----|-----------------|----|------------|
| | 第一胞族 | | 第二胞族 |
| 氏族 | (一)熊 (二)狼 (三)海龜 | 氏族 | (六)鹿 (七)海〇 |
| | (四)鵝 (五)鰻 | | (八)鷹 |

此等の氏族中七つはセネカ部族の氏族と同じであるが、鷲氏族が消滅し、是に代つて鰻氏族が生じたが、之は反對の胞族に移されてしまつた。尙ほ海狸及び海龜氏族も亦所屬胞族を交換して居る。カユガ部族も同一胞族中の氏族を兄弟氏族と見做し、他の胞族に屬する者を從兄弟氏族と見做してゐる。オノンダガ・イロコイ部族も同數の氏族を包含するが、其中二氏族だけはセネカ部族の氏族と名稱を異にして居る。之れ亦次の如く二胞族に組織されて居る。

第一胞族

氏族
 (一) 狼 (二) 海龜 (三) 鵝
 (四) 海狸 (五) 鞠

第二胞族

氏族
 (六) 鹿 (七) 鰻
 (八) 熊

此所でもまた胞族の構成はセネカ部族における構成とは異つて居る。第一胞族の氏族中三つは孰れに於ても同じであるが、熊氏族は反對の胞族に移り、今は鹿氏族と共に居るのである。諸氏族の分配もカユガ氏族に於けると同様に不平等である。同胞族の氏族を兄弟氏族と呼び、他の胞族のものは從兄弟氏族と呼ばれてゐる。オノンダガ部族には鷹氏族がなく、セネカ部族には鰻氏族がないが、多胞族の成員は相會すると、互に相悲しみ、互に同胞關係にあることを主張するのである。

モホーク部族及びオネイダ部族は熊、狼、海龜の三氏族を有するに過ぎず、胞族を有してゐない。聯合が形成せられたとき、セネカ氏族の八つの中七つまで數個の部族中に存續して居たことは、彼等の間に世襲會長制の行はれてゐた事に依つて示される通りであるが、モホーク及オネイダ部族は、僅かに今述べた三氏族を有するに過ぎなかつた。若し諸部族が本來は凡て同じ氏族から形成されてゐたものであると假定すれば、之れ即ち彼等が一胞族全體と残れる胞族中の一氏族とを失つてゐたことを證明するものである。氏族及び胞族に組織された一部族が更に細分された場合には、其細分は胞族系

統によつて行はれることがあり得るのである。一部族の諸成員は婚姻に依つて全く混交し終るにして、一胞族内の各氏族は女子並びに女系による彼等の子及び子孫に依つて構成され、此等の者が胞族團體を形成したのである。彼等は少くとも地方的に結合して残る傾きがあり、斯くて一の集團として孤立することもあり得るのである。他の氏族の女子と婚姻し、其妻と共に同棲してゐる氏族中の男子成員は其氏族に毫も影響を及ぼさない。蓋し男子の子等は其氏族と何等の關係をも持たないからである。若しインディアン諸部族の詳細な歴史を發見し得るとすれば、それは氏族及び胞族を通じて探究せらるべきものであり、氏族及び胞族は部族から部族へ其跡を辿り得るものである。そして此種の研究を爲すに方つては、果して部族が胞族に依つて分裂せしめられたことがあるかどうかは、注意する價值があるであらうが、併しそれは尠しも有りさうな事には思はれないのである。

タスカロー・イロコイ部族は、過去の或る未知の時代に其本來の集團から分離して、彼等が初めて發見された際は、北カロライナのヌーズ河流域地方に棲息して居た。一七二二年頃、彼等は此地方から驅逐されたので、イロコイ部族の棲息する地方に移住し、其聯合に第六員として加盟を許されたのであつた。彼等は次のやうに二胞族に組織された八氏族を有してゐた。

第一胞族

- 族氏
- (一)熊
 - (二)海狸
 - (三)大海龜
 - (四)鰻

第二胞族

- 族氏
- (五)灰色狼
 - (六)董色狼
 - (七)小海龜
 - (八)鵝

此等の氏族の中六つはカユガ及オノンダと共通、五つはセネカと共通、三つはモホーク及オネイダと共通してゐる。彼等が嘗て有して居た鹿氏族は近代に於ては消滅に歸したのである。尙ほ狼氏族は今や灰色及び董色の二つに分れ、海龜も亦大海龜及び小海龜の二つに分れたことが看取される。第一胞族中の三氏族は狼氏族が灰色及び董色の二派に分れたのは別として、セネカ部族及びカユガ部族中の第一胞族中の三氏族と同じである。此タスカロラ部族が其同族から分離してより再び同族に歸属するまで數百年を経過したと云ふ事實に徴しても、一氏族が如何に長く存続するものであるかと窺はれるであらう。一の胞族に屬するこれらの氏族は互ひに兄弟と呼ばれ、他の胞族に屬するものを從兄弟と呼んだ事は他の部族に於けると同じである。

(四) 胞族の組成

上に列擧した數部族に於て胞族の組成が異つてゐるのを見ると、胞族は其境遇の變化に應ずるため

め、時を隔て、氏族を變へたといふはあり得ることらしく思はれる。或る氏族は榮えて其成員の數を増し、他の氏族は種々の困難に遭遇して衰へ、更に他の氏族は全く消滅して行く。それ故或程度まで各胞族中の成員の數の均衡を保つ爲めには、一の胞族から他の胞族へと氏族を移轉せしめることが必要となつたのである。イロコイ部族間には此胞族組織は非常に古き昔から存在してゐた。それは今より四百年以上前に組織された聯合組織よりも恐らくもつと古いものであらう。各胞族が包含する氏族に就いて、其構成を異にする程度は、各部族が其間に經過した幾多の變遷を物語るものである。何れにしても、その相異の程度は小さなもので、胞族も氏族と等しく恒久的のものであつたことを示さうとしてゐるのである。

(五) 胞族の効用及び職能

イロコイ諸部族は總數三十八の氏族を有し、其中四部族には合計八胞族があつた。目的及び効用の點に於てイロコイ胞族はギリシア胞族よりも低位に落ちることは、ギリシア胞族の職能に關する吾々の知識は制限されたものではあるが、當然想像される所である。又ローマ諸部族中に於ける胞族の効用に就いて知られてゐる所よりも以下に落ちるのである。ローマの胞族とイロコイ

部族の胞族とを比較して行くと、吾々は種族上の二時代を溯つて通過し、非常に異つた社會狀態に入るのである。然し、此相異は進歩の程度の問題であつて、種類の問題ではない。蓋し、吾々は孰れの種族にも、同一又は類似な胚種から出で、各種族に依つて社會制度の一として長期間に亘つて維持せられた同一の制度を見出すからである。氏族社會は政治社會が氏族社會に取つて代るまで、必然にギリシア及びローマの部族間にも存続した。またイロコイ諸部族は文明時代より二種族時代も以下にあつたのであるから、勿論それは彼等の間にも存続してゐた。夫故、インディアン胞族の職能並びに効用に關聯する一切の事實が重要なのである、蓋しそれは更に發達した社會に對し極めて重大な勢力を及ぼすに至つた制度の古代的性質を説明する傾きがあるからである。

(六) 社會的及び宗教的の効用及び職能

イロコイ部族間に於ける胞族制は一面には社會上の目的を有し、他面には宗教上の目的を有するものであつた。其職能及効用は實例を示せば最も良く分る。先づ最下位にある實例として、部族又は聯合の會議に於て屢催されるのを常とする競技を見ることにしよう。例へばセネカ部族間に行はれる球技の際の如き、競技者は胞族相互に對して技を闘はし、競技の勝敗に關し胞族互ひに賭をする。各胞

族は最優秀な競技者を選出し、其數は普ね一方が六名乃至十名で、各胞族の成員は出席して競技を見物するが、之れ亦競技場の兩側に分れて座を占める。競技を開始する前に、双方の胞族の成員は勝負に對し個人的所有に屬する物品を賭ける。此等の物品は勝負が決るまで保管人の手許に供託される。競技は元氣に且つ熱心に行はれて、活氣のある光景を呈する。各胞族の成員は互ひに相對した座席から熱心に見物し、競技が演ぜられる都度夫々の競技者に喝采を浴びせる (III)。

(III) 『イロコイ部族聯盟』"League of the Iroquois", 二九四頁。

(七) 胞族の効用及び職能の實例

胞族組織は種々なる方法によつて示されてゐる。部族會議に於ては各胞族の世襲會長及び普通會長は假裝的の會議爐を挟んで對座し、演説者は胞族の代表者として相對する兩團體に向つて自己の意見を述べ、此種の形式は赤人種にとつては事務の取扱上特殊の趣味を感じしめるものである。

次に、殺人が行はれた場合には、殺された者の氏族一同が會議を開いて、事實を確かめた上、其行爲に對して復讐の手段を講ずるのが常であつた。犯人を出した氏族も同様に會議を開き、殺された者の氏族と妥協するか、犯罪の贖ひをなさうと努めた。併し加害者と被害者とが反對の胞族に屬する場

合には犯人側の氏族は往々自己の胞族に屬する以の諸氏族を召集して、罪の贖ひを得るために之と結合しようとした。かかる場合には其胞族は會議を開き、然る後に反對側の胞族に交渉した、反對側の胞族へは、白色の貝殻玉の帯を携へた代表者を派遣して胞族會議の開催と、罪の調停とを求めたのである。彼等は被害者の家族及其氏族に對して悔恨を表明し、貴重な贈物を以つて賠償を提供した。交渉は肯定的又は否定的の結論に到達するまで兩會議の間に繼續された。數個の氏族より成る胞族の勢力は單一の氏族の勢力よりも大きい。で、反對側の胞族を動かせば、情狀に酌量すべき點がある場合などには殊に、當然贖ひの希望を増すのである。斯くて吾々は、文明時代前のギリシア胞族が殺人事件や、犯人が懲罰を免れた場合之が淨め等の處置を專一の仕事としなくとも、少なくとも主要な仕事としたことが如何に自然であつたか、又政治社會の建設以後胞族が裁判所に於て殺人者を糺彈する義務に任じたことが如何に正しいことであつたかを看取し得るのである。

部族中重要な地位にあつた人物の葬式の場合には、胞族は極めて特色のある方法で行動した。死亡者の同胞族は一團となつて會葬し、反對胞族の成員が葬儀を指揮した。世襲會長の葬式の場合には、反對側の胞族は葬式後直ちにオノンダガの中央會議の爐邊に死亡會長の貝殻玉の帯を送つて、彼の死去を公に告示するのが常であつた。此貝殻玉の帯は後繼者の就任式まで保管され、實際世襲會長の徵

章として後繼者に授與されるのであつた。セネカ部族の八世襲會長の一人たるガーネオディオ（美しき湖の意）の葬式の際に（これは數年前あつたことである）、二十七名の世襲會長並びに普通會長及び兩胞族に屬する成員群は大集會を行つた。反對側の胞族に依つて遺骸を移される前に、死亡者に對し慣例の挨拶及び其他二三の挨拶が行はれた。此等の挨拶が終つて、反對側の胞族中から選拔された人が遺骸を墓地に運び、それに續いて先づ世襲會長及び普通會長、次に死亡者の遺族並びに其氏族、是に残餘の胞族員、最後に反對側の胞族成員等が從つて行つた。遺骸が墓穴に安置された後、世襲會長及び普通會長は土を以て穴を埋める爲めに之を圍んで圓形を作つた。先づ年長者より始めて、各自が鏟に三杯づゝ土を投げ入れた。此三杯と云ふことは彼等の宗教的制度的上から見て象徴的な數であつて、その最初のもものは大神に、第二は太陽に、第三は母なる地球に關係があるのであつた。墓穴が全く埋められると、年長の世襲會長は綺語を口にしながら、なき世襲會長の地位の象徴であつた『角』をとつて之を墓石の頂に置いた。之は後繼者の就任せしめられるまで其所に置かれるのであつた。其後就任式の際死亡統治者の墓から『角』を取り來つて、之を後繼者の頭上に冠せしめるものであるとの話であつた（四）。胞族の社會的並びに宗教的職能、及び古代社會の有機的制度中に於いてそれが自然なるものであつたことは、たゞ此慣習一つでも明かにされるのである。

(四) イロコイ部族の信仰に據れば、死者の靈が地球から天まで旅行するには十日間を要するのであった。人が死んでから十日の間哀悼者は毎夜集つて死者の爲めに嘆き深い悲哀に耽るのである。挽歌及び哀哭は女子によつて行はれた。同期間毎夜墓の上に火を焚くのも古代の習慣であつた。十一日目には饗宴が催された。死者の靈が其安息の場所たる天に到着したのであるから、最早それ以上に哀しむ理由がないのであつた。此饗宴と共に哀悼は終つたのである。

尙ほ胞族は二三の氏族の世襲會長並びに普通會長の選舉にも直接に關係し、肯定否定の二種の投票権を享有してゐた。世襲會長の死亡した氏族が後繼者を選挙するか、或は第二位の會長を選挙した後には、前にも述べた通り、其選舉は各胞族により許容確認されなければならなかつた。同一の胞族に屬する諸氏族が此撰擇を勿論殆んど當然の事として確認する事は期待されるのであるが、尙ほ反對の胞族の容認をも受けなければならぬのであつて、異議は往々此所から出て來るのであつた。各胞族は別々に會議を開き撰擇を許容すべきか將た又拒絶すべきかに就いて意見を交換する。指命が双方の胞族に依つて認容されればそれは完全なものとなるが、若し孰れか拒絶すれば無効とされ、諸氏族は改めて選舉を行はなければならぬ。氏族に依つて行はれ、胞族に依つて認容された選舉は、前にも述べた通り、聯合會議に依つて其地位を授與して貰はなければならなかつた、之を授與する權能を有する者はひとり聯合會議のみであつた。

セネカ部族は今では『魔術集會』*medicine lodge* を失つてしまつた。之は近代に至つて廢止されたのであるが、以前は存在してゐて彼等の宗教的制度中重要な部分を成してゐたのである。魔術集會を維持するのは即ち彼等最高の宗教的祭儀を守り、最高の宗教的不思議を行ふことであつた。彼等は斯かる組織を胞族毎に一つ宛、即ち二つ有してゐたが、此事は更に胞族と宗教的儀典との間の自然的關係を詳しく示すものである。此等の魔術集會或は其儀式に關して知られてゐる所はいま極めて僅少である。それは孰れも同胞制度であつて、新會員は形式的入會式を行つた上で入會せしめられたのである。

嚴密な意味に於ける政治的職能は氏族、部族及び聯合にのみ限られ、胞族は此職能を有たなかつたが、併し社會的事務の中へは大なる行政的權能を以つて入り行き、人民の境遇が向上するに従ひ、益々宗教的事務にも關與するに至つた。ギリシアの胞族やローマの胞族とは其趣を異にし、インディア部族の胞族には公の主腦者と云ふものがなかつた。所謂胞族の長なるものはなく、又氏族及部族と區別された胞族とに屬する宗教上の役人なども無かつた。イロコイ部族間の胞族制度は極めて幼稚な古代的形態の中に在つたものではあるが、併し自然な、避くべからざる發達に依つて發生し、必要な要求を滿たしたが爲めに永續せしめられるに至つたのである。凡そ人類の制度にして恒久的のものた

り得たものは何れも不斷の要求と結びつけられてゐることが見出されるのである。氏族、部族、聯合等の存在と共に、胞族制の存在は實質的に保證せられたのである。併しながら此制度が役立ち得る凡ての効用を顯はして来るには、尙ほ多くの時間と更に多くの經驗とを必要としたのである。

メキシコ及び中央アメリカの村落インディアン間にも、一般的の原則から推論すれば、此胞族制は存在したに相違ない、而もイロコイ部族間に於けるよりも更に充分に發達したる有力な組織であつたに相違ない。不幸にして、斯かる制度を僅かに窺はせるものは、スペインのアメリカ大陸征服後の最初の百年間に於ける、スペインの著述家連の筆になつた夥しい物語中に見出し得るものに過ぎない。トラスカラ部落中の四個所に占據してゐるトラスカラ部族の四苗裔は、恐らく丁度それだけの數の胞族であつたのであらう。彼等の人口は四部族を形作るに足る程多數であつたのであるが、同一部落に棲息し、同一方言を用ひてゐたので、明かに胞族組織を必要としたのである。各苗裔、即ち胞族は明確な軍事組織と、制服と旗と、其頭目たる軍團長 *tenctli* を有してゐたが、之は陸軍の總指揮官であつた。彼等は胞族全體を擧げて戦に赴いたのである。胞族及び部族全體の軍隊組織はホーマー時代のギリシア人の全く知らぬ所であつた。斯くて、ネスターはアガメムノンに向つて、『胞族は胞族を援け、部族は部族を援けるやうに、胞族並びに部族によつて軍隊を別けよ』と勸めてゐるのである。

(五) 最も進歩せる型の氏族制度の下に於ては、同族の原則が可なりの範圍まで軍隊組織の基礎となつた。アズテック部族も亦同様に、四個の明確な區分を爲してメキシコの部落に占據してゐたが、此等四區分の各の住民は、他の區分の人々に對するよりも相互に對して密接な關係を有つてゐた。彼等はトラスカラ部族の如く全然分離した苗裔であつて、別々に組織された四個の胞族であつたと見て差支ないのである。彼等は制服及び旗によつて相互に區別され、別々の區分として戦に赴いたのである。彼等の地理的領域はメキシコの四地區と稱せられた。此問題は更に述べることにする。

(五) 『ヒンド』第二章第三六二頁。

未開状態の低位期に在るインディアン部族の間に此組織が普く行はれたことに就いては、極めて僅少な研究しか行はれてない。併し、此組織が主要部族に普く行はれたといふことは、それが有機的系列の必要な一員として發生する自然な過程と、それが適用される所の政治的効用以外の用途に徴して推定せられる所である。

(八) チョクタ部族中の胞族

或る部族にあつては胞族制は彼等の社會組織の表面に鮮明に現はれてゐる。チョクタ氏族は二個の

胞族をなして互ひに結合されて居るが、氏族相互間の關係を示すには先づ之に就いて述べなければならぬ。第一胞族は『分たれた人民』と呼ばれ、同じく四氏族を包含して居る。第二胞族は『愛しき人民』と呼ばれ、同じく四氏族を包含してゐる。斯く人民を氏族によつて二種に分離せしめたことは、二個の胞族を創造した。此等胞族の職能に關する若干の知識は勿論得たいものであるが、此知識なくとも、胞族が存在したといふ事實は人民の分割その者によつて立證せられる。何れの部族に於ても氏族は二個より少い事はないのであるから、聯合制度が二個の氏族から進化したものであることは理論的には、インディアン種族の經驗に關する既知の事實から演繹することが出来る。斯くて、氏族は次第に其成員の數を増し、二個に分割せられ、それが更に細分せられ、遂には二個又は二個以上の胞族をなして互ひに再結合されるのである。此等の胞族は一の部族を形成し、其成員は同一の方言を用ひる。時を経るに従ひ、此部族は分裂過程によつて數個に分たれ、更に之が一の聯合に再結合される。此種の聯合は二個の氏族に源を發し、部族及び胞族の組織を経て發達したものである。

(九) チカサ種族の胞族

チカサ部族は二胞族によつて組織され、其一是四氏族、他の一は八氏族を包含することは次の通り

である。

一、豹胞族

氏族 (一)山猫 (二)鳥 (三)魚 (四)鹿

二、スペイン胞族

氏族 (五)洗ひ熊 (六)スバニツシュ (七)ロイヤル (八)ハシユコーニ
 (九)栗鼠 (一〇)鰐 (一一)狼 (一二)黒鳥

チヨクタ、チカサ二部族について詳細な叙述を與へることは出来ない。これらの制度は約十四年前に博士サイラス・バイントン師及びチアールス・シー・コーブランド師に依つて私に傳へられたものであるが、其効用及び職能に關しては論じられて居らなかつた。

(十) モヘガン部族の胞族

胞族が氏族の細分を経て自然的に發生するに至つた過程の完全なる説明は、モヘガン部族の組織に依つて提供される。同部族は狼、海龜、七面鳥等の三つの基本的氏族を有してゐた。これらの三氏族は孰れも細分せられ、細分せられたものは獨立の氏族となつたが、彼等は夫々の胞

族の名稱として基本的氏族の名稱を保持した。換言すれば、氏族の細分されたものが胞族に再組織せられたのである。之れは一氏族が時を経るに従ひ自然的過程によつて數氏族に分裂し、此等が胞族組織をなして互ひに結合しつゝ存続したことを證明するもので、此事實は胞族的名稱を取得することによつて示されてゐるものである。右の胞族は次の通りである。

一、狼胞族

氏族 (一) 狼 (二) 熊 (三) 犬 (四) 袋栗鼠

二、海龜胞族

氏族 (五) 小海龜 (六) 泥海龜 (七) 大海龜 (八) 黄色鰻

三、七面鳥胞族

氏族 (九) 七面鳥 (一〇) 鶴 (一一) 雛鷄

斯くて基本的の狼氏族は四氏族に、海龜氏族は四氏族に、七面鳥氏族は三氏族に分裂したことが看取される。新氏族はそれ々々新名稱を取得するが、基本的氏族は本來の名稱を保留し、それが優位にあるので胞族名となつたのである。然るにアメリカ・インディアン諸部族の間にあつては、外面的組織の上では氏族が先づ分裂し、次いで此等の細分された氏族が更に胞族を形成するに至つたことをこ

れ程明白に示す證據は稀である。尙此事實は胞族が諸氏族の血族關係を基礎とするものであることをも示して居る。概ね他の諸氏族を派生せしめた基本的氏族の名稱は不明であるが、右の場合には孰れも基本的氏族の名稱は胞族の名となつて残つてゐる。此胞族もギリシア胞族と同様に、政治的組織と云ふよりは寧ろ社會的並びに宗教的組織であつたのであるから、一社會の政治にとつては必要缺くべからざるものであつた氏族若くは部族よりは外面的にはさう目立つてゐなかつたのである。アゼンスの十二胞族中、其名が歴史に傳へられて居るのは僅かに一つしか無い。イロコイ胞族は、同胞の名のほか何等の名稱をも有たなかつた。

次にデラウエリア及びマンシーの兩部族も狼、海龜及び七面鳥といふ同じ三氏族を有してゐる。デラウエリア部族中には其各族に十二の胚種的氏族があるが、彼等は氏族内の苗裔であつて、氏族の名稱を取得しなかつたやうに思はれる。然し、氏族を組織する方向へは進んで居たやうである。

(十一) スリンキート部族の胞族

北西海岸のスリンキート部族中に於ても、胞族制度は氏族組織の表面に現はれて居る。彼等は次の如き二胞族を有して居る。

一、狼胞族

- 氏族
 (一) 狼 (二) 鷲 (三) 眞海豚
 (四) 鱧 (五) イルカ

二、大鴉胞族

- 氏族
 (六) 蛙 (七) 鴛 (八) 海獅 (九) 梟
 (一〇) 鮭

胞族内の婚姻は禁止されて居るが、此事實は各胞族中の諸氏族が一の基本的氏族から派生せしめられたものであることを示してゐるのである(六)。狼胞族に屬する何れの氏族の成員も反對側の胞族のどの氏族とも婚姻出来るし、其逆もまた行はれてゐる。

(六) ベンクロフト著『太平洋諸州の土著種族』(Banclott, "Native races of Pacific States" 第一卷一〇九頁。

以上の事實によつて、アメリカ土蕃中言語を異にする數種族間に胞族制が存在したことが明かに立證されるのである。右に列擧した諸部族間に胞族制が存在すると云ふ事實は、同制度がガノワニアン種族間に普く行はれて居たといふ推測に理由を與へる。一部族又は一氏族の成員が他の諸種族よりも多い村落インディアン間にあつては、此胞族制は必然に一層重要であり、従つて一層充分な發達を遂

げてゐる。一の制度としてはそれはまだ古代的形態の下に在つたが、ギリシア及びローマの胞族中に見出される本質的要素を有してゐたのである。斯くて今や古代社會の凡ゆる有機的原則、即ち氏族、胞族、部族、部族聯合等の組織が、アメリカ大陸に充分な生氣を以て存在することを斷定し得るのである。今後更に證據が増加するに連れて、獨りアメリカのみでなく、地球上の如何なる大陸にも氏族制度が普く行はれてゐたことが立證されるに至るであらう。

若し今後の研究が特にアメリカ土蕃間に存在した胞族組織の職能に注がれるとすれば、既得の知識は今日まで我々に充分了解出来なかつたインディアンの生活狀態及び風俗の多くの特色を説明し、彼等の風俗習慣、並びに彼等の生活方針及び政治の上に新らしき光を投ずるであらう。

第四章 イロコイ部族

(一) 組織としての部族

インディアン部族をば、其組織の明確な要素を以て叙述するのは困難である。それにも拘らず、同部族は明かな輪廓を有して、アメリカ土蕃の大集團の究極的組織を成してゐる。彼等が自然的分裂過程によつて多數の獨立部族を形作るに至つたことは、實に彼等の社會狀態の著しい特色である。各部族は其名稱、相異なる言語、最高の政府、及各部族が占據し自己のものとして防禦する領土の所有等によつて個別化されて居た。部族は方言と等しく多數であつた。といふのは部族は方言の變化が始まるまでは完成されなかつたからである。それ故、インディアン諸部族は同一種族が其占據する土地の上に分離し、次いで言語の變化、分裂及び獨立を経て出來た自然的發生物なのである。

胞族なるものは政治組織と云ふよりは寧ろ社會組織であるが、併し氏族、部族及び聯合等は政治觀念の發生する途上の必然的、論理的階梯であることは、我々の既に見た所である。氏族社會にあつては、聯合は部族を基礎とせずしては存在し得なかつたし、部族は假令胞族なしに存在し得ても、氏族

なしには存在し得なかつたのである。本章に於ては、此等の多くの部族が、恐らくは基本的一種族から如何にして形成せられたか、彼等の永久的分裂を生み出した原因、及び一組織としてのインディアン部族を顯著ならしめた主要なる屬性等を指摘するに努めよう。

インディアン諸部族は固有の方言及び領土を所有する結果、各部族内の人民の少數なるに拘らず、國民 nation なる用語を適用せしむるに至つた。然しながら、部族と國民とは嚴密に等しいものではない。國民は、同一の政府の下に結合した諸部族が、恰かもアチカに於て合同したアゼンスの四部族、スバルタに於けるドリアンの三部族、及びローマに於けるラテン並びにサビン三部族の如く合同して一の人民を組織するまでは發生するものではない。聯合は個々の領土に分たれてゐる獨立諸部族を必要とするが、併し合同は假令諸氏族及び諸部族の地方的分離の傾向が依然として繼續してゐても、それより一層高い過程に依つて彼等を結合するのである。聯合は國民に最も近い類似物あるが、併し嚴密に云へば同一のものではない。氏族組織が存在する處には、有機的系列は正しい叙述を行ふに必要なる一切の用語を與へるのである。

(二) 同一の方言を使用する部族に依る構成

インディアン部族は二氏族或はそれ以上から發達し、其成員は凡べて婚姻に依つて混融し、同一の方言を用ふる數氏族に依つて構成されてゐる。異國人には、部族は看取されるが氏族は看取されないアメリカ土蕃の部族の中で異つた方言を用ひて居る人民を包容した實例は稀である。偶々かゝる例が見出されるとしても、それは例へばミヅリ部族がオート部族に亡ぼされて結合した如く、或る劣弱な部族が密接の關係ある方言を用ひて居る他の強大な部族と合同した結果である。土蕃の大集團が各獨立した諸部族をなしてゐると云ふ事實は、氏族制度の下に於ける政治觀念の緩慢にして困難な發達を證明するものである。彼等之間に知られてゐる究極的階梯、即ち同一の基本的言語から派生した數個の方言を使用する諸部族から成る聯合の階梯に達し得たものは單に一小部分に過ぎない。諸部族が一の國民へ合同するなどいふことは、アメリカ大陸の如何なる部分、如何なる場合にも起らなかつたことである。

(三) 地域の分離より生じたる言語の分岐

分裂せんとする不斷の傾向は野蠻及未開部族の進歩を著しく障害するものとはなつたが、氏族組織の要素中にも斯る傾向は存在してゐたのである。尙之れは言語を異にせんとする傾向に助長されたが

此傾向は彼等の社會狀態及びその占據する廣大な地域と不可分のものであつた。本來口頭語なるものは、假令その辭語に於ては極めて永續性を帶び、其文法上の形式に於ては更に永續的であるにしても不變となるのは不可能である。斯くて住民の地域上の分離は應て言語上の變化を來たし、之れが更に利害及究極的獨立を誘致した。之れは到底短日月の間に行はるべき事業ではなく、數百年、甚きは數千年に亘る歲月を要する仕事であつた。南アメリカの方言及び基本言語の大多數は、エスキモー語は別として恐らく同一の基本的語原から派生したものであらうと推定されるのであるが、孰れもその形態上に種族上の三時代に依つて測定された時間を要するのである。

(四) 部族の自然的發生

新部族は新氏族と等しく絶えず自然的發生によつて形成せられつゝあつた。そして其過程はアメリカ大陸の廣大な面積に依つて著しく促進されたのである。其方法は單純であつた。先づ、生活上の物質を得るに有利な地位にあつて、人口の過剰を來した地理的中心地から、多くの人々が徐ろに溢れ出る。それが年々繼續されると、可なり多數の人口が其發祥地から遠隔の地方へ發展する。應て此移住者は其利害に於ても判然と分たれ、感情に於ても異國人となり、最後に言語を異にするやうになる。

そこで縦令彼等の領域は互ひに隣接して居ても、分離と獨立とが生ずる。斯くして新部族が創造されたのである。以上はアメリカ土蕃の諸部族が形成せられるに至つた概略の方法であるが、此説明は一般的东西と見做さなければならぬ。之れは新たに獲得した領域並に舊來の領域に於て時代から時代へと反覆されるものであつて、境遇上の必要から結合した氏族組織の自然的、必然的な結果と見做さなければならぬ。部族の増加せる人口が生活資料の上に群り寄る時は、餘剰の人口は新なる土地を求めて移り、其所で容易く生活を築き上げた。蓋し、各民族に於ても、或は一體に結合された數氏族に於ても、政治は完全に行はれて居たからである。村落インディアンの間にあつては、同じことが稍異つた方法を以つて行はれた。或一村が人口過多になると、移民は其村の臨む河流を上るか下るかして新しい村を建設した。時を隔て、幾度か斯う云ふ事を繰返して、此種の村落が數個出来る。何れも他から獨立した自治團體をなすのであるが、相互の保護の爲めには、同盟又は聯合をなしたものである。斯くて竟には方言の變化が生じ、全く部族に發達することとなるのである。

(五) 部族の自然的發生の實例

諸部族が相互から出で、進化する有様は、實例によつて直接之を示すことが出来る。分離なる事實

は一部分は傳統から、一部分は各部族が數個の同氏族を所有することから、更らに他の一部分は彼等の方言の關係から推定される。基本的部族の細分によつて形成された諸部族は數個の氏族を共通に有して居り、同一の方言を用ひる。數世紀に亘つて分たれてゐた後にも、彼等は依然として數個の同氏族を共通に所有してゐる。斯くて、今日ではワイアンドロトと呼ばれて居るヒュロン部族はセネカ・イロコイ部族と分離してから少くとも四百年を経た後に於て、後者中に包含されて居る六氏族と全く同一名稱の六氏族を有して居る。ポタワツタミ部族はオージブワ部族中の八氏族と同じ名稱の八氏族を有してゐるが、異つた名稱ものを前者は六氏族、後者は十四氏族を有してゐて、此兩部族が分離せる後、分裂に依つて各部族内に新氏族が形成せられたことを示してゐる。更に古い時代に溯つてのオージブワ部族から、或は以上兩部族の共通基本部族から出でたミアミ部族はオージブワ部族と共通なる氏族を僅かに三個、即ち狼、北地阿比及び鷲氏族を有するに過ぎない。ガノワニアン種族中の諸部族の詳しい社會史は氏族の生活及び其發達の中に深く秘められて居る。若し何時か此方面に研究が強く向けられるやうな場合には、氏族それ自身が、同一基本から出た諸部族の互ひに分離するに至つた順序に關しても、恐らくはまた土蕃の大種族の分離して行つた順序に就いても、研究上信頼するに足る手掛りとなるであらう。

次に列擧する實例は未開狀態の低位期に在る部族から採つたものである。八個のミヅリー部族は其發見された當時ミヅリー河沿岸一千マイル以上を其支流たるカンサス、ブラットの兩河及びアイオワの小河數流の沿岸と共に占有してゐた。尙ほ彼等はミヅリー河の西河岸をアルカンサス河に下るまで占有して居た。彼等の用ひて居た方言は此種族が最後の細分を行ふ以前に三部族を成してゐたことを示してゐる。即ち第一はブンカ、及びオーマツハ、第二はアイオワ、オートー、ミヅリー、第三はカウ、オセージ及びクワツバ等であつた。此等三部族は疑ひも無く單一の基本的部族の細分されたものであることは、彼等の用ひて居る數個の方言が互ひに甚だ酷似して居り、却つて彼等の屬するダコタ部族の母語から派生した他の何れの方言ともそれ程似て居らぬと云ふ事實に徴しても明かである。夫故、彼等が基本的一部族から分岐する事は言語上の必要に迫られるのである。此河の中心點から其岸に沿ふて上流及び下流に徐々と展開して行くと、其移住地が隔たるにつれ、利害關係の分離を生じ、引いては言語上の相異を來たし、竟には各獨立するに至つたのである。斯くて一種族は大平原をなせる地方に河流に沿うて展開して先づ三部族に分離し、後ち更に八部族に細分されて、此の細分されたもの各組織が完全することはあり得べきことである。分離は決して何等かの衝動や又は災害を豫知した結果ではない。廣大な地域上に自然に展開する部族に依つて諸部分に分離するのである。ミヅリー河

の最上流に在る部族はニオブララ河の河口に於けるブンカ部族であり、最下流に在る部族はミシシピ河に注ぐアルカンサス河の河口に於けるクワツバ部族であつて、兩部族の間には約一千五百マイルの距離があつた。其中間に横はる狭小な森林地帯は殘餘の六部族に依つて占有されてゐた。彼等は全く河流部族であつた。

他の一例は、スーピリア湖畔の諸部族中に見出すことが出来る。オーブジワ、オータワ及びボタワツタミ部族は何れも單一なる基本的部族の細分である。オーブジワ部族は湖の流出口に方る大漁場の本據に止つてゐたのであるから、基本的の一部族を示してゐるのである。のみならずオーブジワ部族は他の二部族に依て『兄』と稱ばれ、オータワ部族は『中兄』、ボタワツタミ部族は『弟』と稱ばれた。先づボタワツタミ部族は第一にオータワ部族であつたことは、方言變化の相對量に依つて示されてゐる、即ち前者の方が大きいのである。オーブジワ部族は一六四一年に發見された當時、スーピリア湖の出口に於ける瀑布の傍に棲息して居たが、其後湖の南岸に沿うてオントナゴンの遺址邊までも展開し、東北岸に沿ひ、更にセント・メリー河を下つて、ヒューロン湖まで展開した。彼等は漁業及び狩獵上極めて有利な地位を占めてゐた(一)。彼等は玉蜀黍其他の植物を栽培しなかつたので魚獸は彼等の主要な食料であつたのである。彼等の占めた如き有利な地位は、たゞ一つコロムビヤ河

の流域を除き、北アメリカ全土を通じて他に比類を見ざる所であつた。斯様な利益を有してゐた彼等がインディアンの人口を激増せしめて、連続的に移民團を送り出して獨立部族たらしめたのは極めて當然である。ポタワツタミ部族は上ミシガン及びキスコンシンの境界地方を占據してゐたのであるが、一六四一年にはダコタ部族が同地方から彼等を驅逐しつゝあつた。之と同時に、最初はカナダのオタワ河沿岸に棲んでゐたと想像されてゐるオタワ部族は次第に西方へと移り、斯くてデューチア灣、マニトウリン島及びマキナウ等に據を占め、此等の地點から南方に向ひ下ミシガン地方に發展したのであつた。彼等は本來一種族であり、従つて共通の氏族を包含して居り、廣大な地域に據ることに成功したものである。彼等は土地の上に遠く離れ、相互の植民地間の距離が遠かつた結果として、彼等が未だ發見される遙か以前にすでに方言の形成、部族の獨立等を成就してゐたのである。領土を隣接してゐた此等の三部族は相互の保護を目的として、アメリカ人の間に『オタワ聯盟』として知られて居る一の同盟を結んだ。それは一種の攻守聯盟であつて、恐らくイロコイ部族のその如き親密な聯合ではなかつたであらう。

(一) オージブワ部族が主張してゐる所に従へば、彼等は既に古代に於て土製の煙管や水壺や其他の容器を製造することを知つて居たのである。インディアンの手に成る陶器が時を異にして屢々ソー・セント・メリー附近に於て發掘されたが、オージブ

ワ部族の入々は之れが彼等の祖先に依つて製造されたものと見做して居る。

右に述べた分離に先だち、他の一類縁部族たるミアミ部族はオージブワ部族なる共通基本部族から分離して、中部イリノイズ及び西部インディアナに移住した。此移住の跡を追つたのは、イリノイ部族で、之れは同一基本から分れたいま一つの後代の部族であつて、後にベオリア、カシカスキア、ウエアウ及びビアンケンシアウ等の部族に細分されたものである。彼等の用ひる方言は、ミアミ部族のそれと共に、オージブワ語に最も似て居り、是に次いでクリ語に似て居る(二)。此等の諸部族が、スーピリア湖の大漁場に於ける彼等の中心地點から溢れ出で、展開して行つたことは意義ある事實である、何となれば、此事實は部族なるものが、食料を供給する自然の中心地點と關係して形成される過程を説明するからである。ニュー・イングランド、デラウエア、メリーランド、ヴァージニア、カロライナ、アルゴンキン等の諸部族は恐らく何れも同一の祖先から派生したものであらう。最初に擧げた種々なる方言が形成せられ、此等の方言が今日示して居るやうな變化を生ずるまでには數世紀を要したのである。

(二) ポタワツタミ及びクリの二部族はほぼ同時代に分離した。ポタワツタミ部族が分離して後、オージブワ、オタワ及びクリの三部族は同一方言を用ひる一種族であつたらしい。